

都市空間における公共空間の利活用に関するアンケート (市区町担当者対象) 結果の概要

I 市区町アンケート調査の諸元

(1) 調査の目的

- 都市計画区域を有する市区町において、利活用できる公共空間の有無、利活用の可能性、住民等からの利活用要望の有無、利活用事例等の把握。

(2) 調査対象

- 全国の都市計画区域を有する市区町等(1,339件¹⁾。

(3) 調査方法

- 電子メールによる回答票ファイル送付、回収方式を採用。
- 都道府県を通じて調査票、回答票ファイルを、電子メールにて都道府県下の該当市区町に送付し、該当市区町から回答票ファイルを、電子メールにて委託調査会社に回答送付。

(4) 調査期間

- 2014年12月11日(都道府県ご担当にファイル一式を送付)～2015年2月27日。

(5) 回収結果

- 配布数1,339件、回収数1,001件、回収率74.8%。
- 都道府県別の回収状況は表のとおり¹⁾。

■ 都道府県別回収状況

	配布	有効回答数	回収率%
1 北海道	100	77	77.0
2 青森県	26	22	84.6
3 岩手県	24	20	83.3
4 宮城県	32	27	84.4
5 秋田県	17	17	100.0
6 山形県	30	22	73.3
7 福島県	37	25	67.6
8 茨城県	42	35	83.3
9 栃木県	25	21	84.0
10 群馬県	26	17	65.4
11 埼玉県	61	40	65.6
12 千葉県	48	29	60.4
13 東京都	53	30	56.6
14 神奈川県	32	26	81.3
15 新潟県	24	21	87.5
16 富山県	14	10	71.4
17 石川県	15	14	93.3
18 福井県	14	11	78.6
19 山梨県	19	16	84.2
20 長野県	37	24	64.9
21 岐阜県	38	32	84.2
22 静岡県	32	26	81.3
23 愛知県	50	43	86.0
24 三重県	25	18	72.0

	配布	有効回答数	回収率%
25 滋賀県	19	11	57.9
26 京都府	22	16	72.7
27 大阪府	42	33	78.6
28 兵庫県	39	37	94.9
29 奈良県	27	21	77.8
30 和歌山県	23	15	65.2
31 鳥取県	12	4	33.3
32 島根県	13	8	61.5
33 岡山県	21	9	42.9
34 広島県	20	17	85.0
35 山口県	17	14	82.4
36 徳島県	14	7	50.0
37 香川県	17	11	64.7
38 愛媛県	18	18	100.0
39 高知県	20	19	95.0
40 福岡県	50	29	58.0
41 佐賀県	16	13	81.3
42 長崎県	20	19	95.0
43 熊本県	20	12	60.0
44 大分県	16	16	100.0
45 宮崎県	19	13	68.4
46 鹿児島県	35	24	68.6
47 沖縄県	18	12	66.7
計	1,339	1,001	74.8

¹ 配布数は国土交通省都市計画現況調査平成24年調査結果(2012年3月31日現在)に基づいてリストアップした件数及び、合併などでリストにはない回収市区町を加除した値。

II 調査結果

各質問の内容とその回答集計、具体記述は次の通りであった。

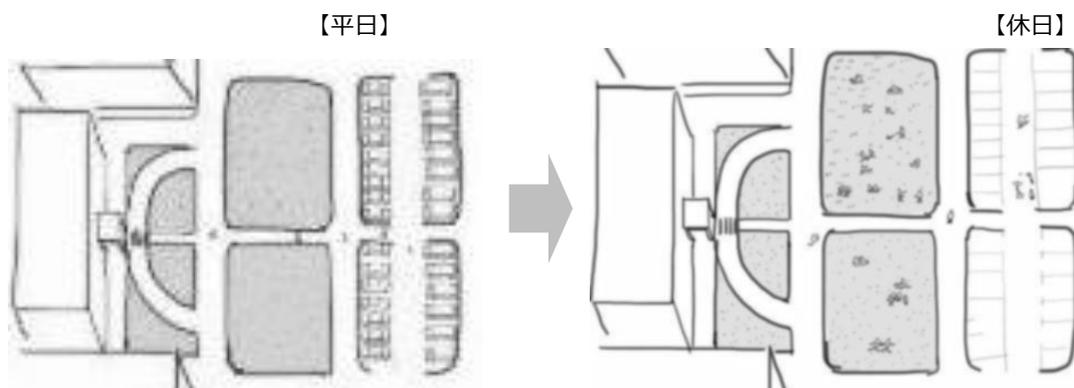
I. 現状とは異なる用途や領域で利活用することが可能と思う空間

問1-1 貴団体の行政区域内にある施設について、現状とは異なる用途や領域で利活用することが可能と思う空間はありますか？ あなたのお考えをご記入ください。

(該当するもの**全てに○**を付けてください。)

※現状とは異なる用途や領域で利用するとは、例えば次のケースが考えられます。

例1 | 庁舎敷地内の屋外通路・駐車場と前庭を休日、市民に開放し、バザーやピクニックなど思い思いに利用できるようにする。これは、前庭から駐車場まで通常の用途や領域を変更して利用する例です。

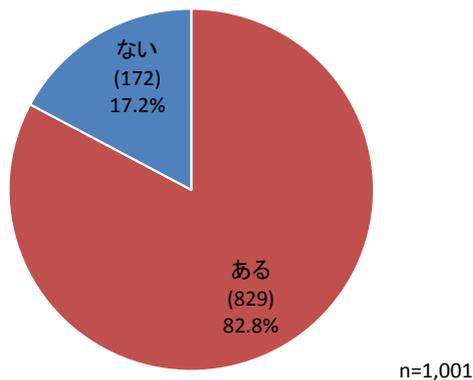


例2 | 毎月第3日曜日に、オフィス街の道路にあるパーキングメーターのスペースを一般に貸し出す。市民はビニールプールやハンモックなどを持ち込んで思い思いに過ごし、飲食店は、テーブルとイス、パラソルを出して、軽食のサービスを提供する。この場合、駐車スペースという用途を変更し、駐車以外の利用ができるよう用途を変更するとともに、前面のカフェなどのスペースとして利用することにより通常の商業利用の領域を広げることにもなります。



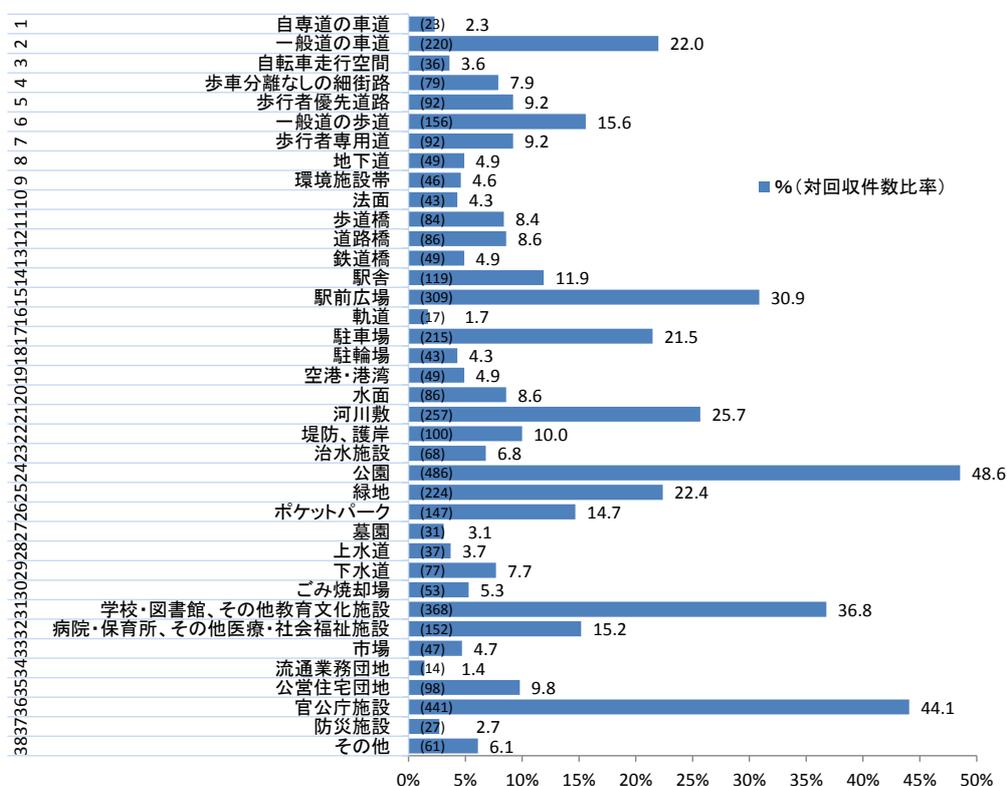
※実際、問のような利活用を行うためには、法制度や権利関係など様々な制約があると承知しておりますが、このアンケートでは、まずはそうした制約にとらわれずにお答えください。

■ 現状とは異なる用途や領域で利活用することが可能と思う公共空間の有無



(注) ()内の数値は回答市区町数。%は対回収件数比率(回収市区町数 1,001 件に対する割合)。

■ 施設別活用できる空間の有無 (複数回答)



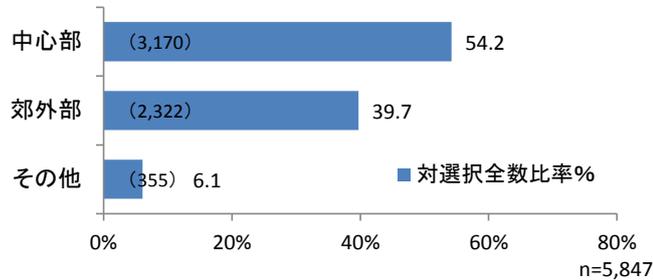
(注) ()内の数値は回答市区町数。対回収件数比率は、回収市区町数 1,001 件に対する割合。

問 1-2 問 1-1 で選択した公共空間の主な所在地として想定されたのはどこですか？

(該当するもの全てに○を付けてください。)

※選択肢の中心部、郊外部については、各市区町において状況が異なると思いますが、概ね中心部は中心市街地、主要駅周辺の商業業務地、郊外部はそれ以外の市街地とお考えください。

■ 活用できる公共空間の主な所在地 (複数回答)

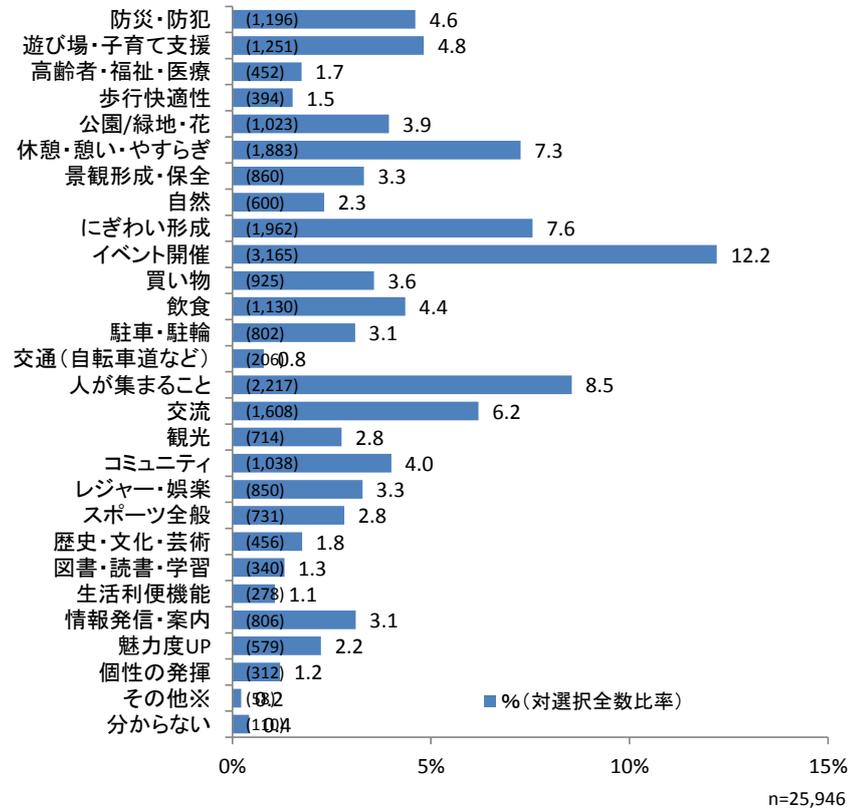


(注) ()内の数値は選択数合計。対選択全数比率は、選択数総合計に対する各選択数の割合。

問 1-3 問 1-1 で選択した公共空間は、どのような目的で利用できると思われますか。あなたのお考えをお答えください。

(選択した空間全てについて、該当するもの全てに○を付けてください。)

■ 空間の主な利活用目的 (複数回答)

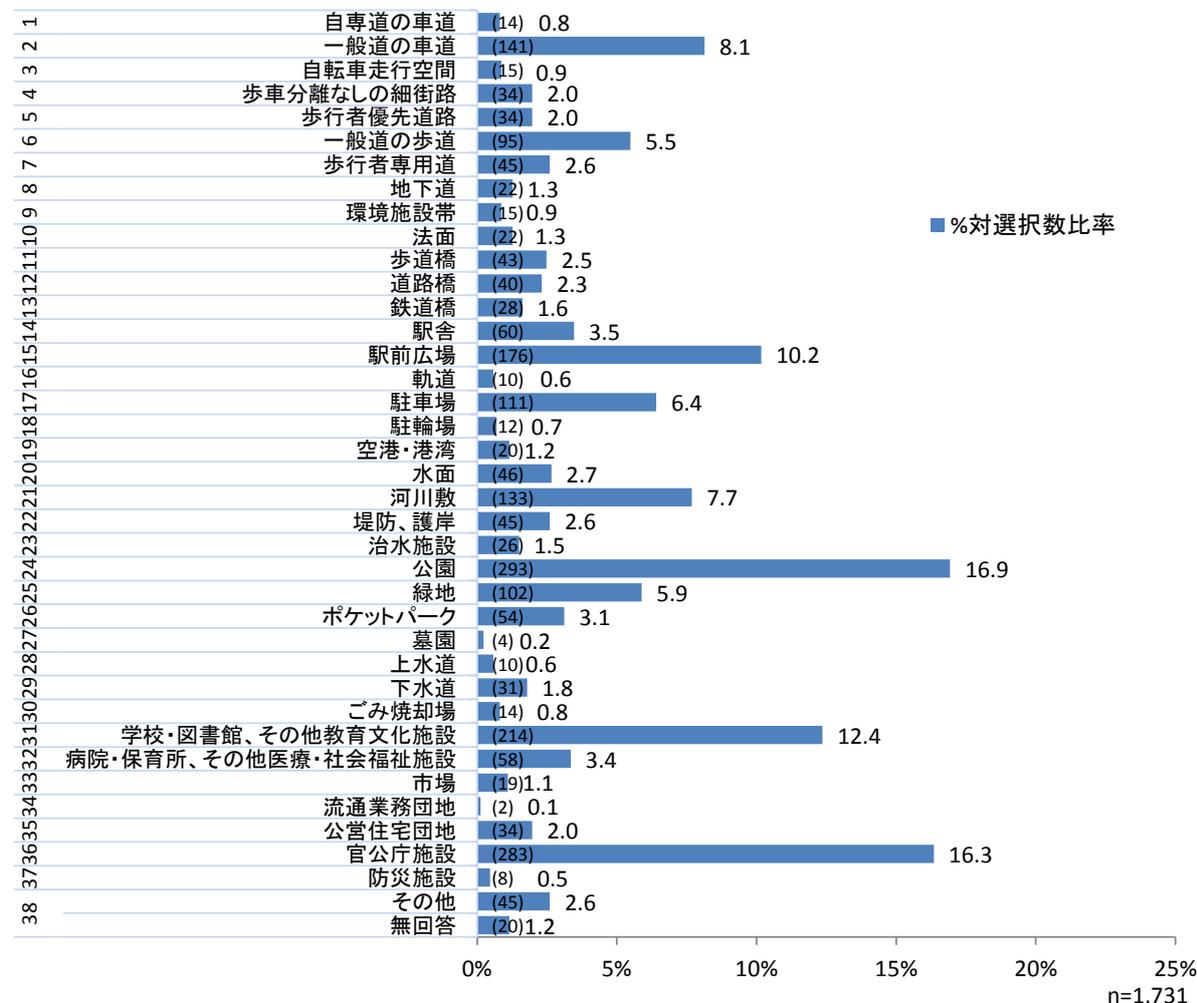


(注) ()内の数値は選択数合計。対選択全数比率は、選択数総合計に対する各選択数の割合。

問 1-4 どのような公共空間やどのような施設(施設の属性)で、どのような利活用ができるとお考えになりますか。あなたがお考えになる具体的なアイデアをご記入ください。
(具体的な利活用アイデアを記入してください。)

※施設番号表；巻末参照

■ 施設別利活用アイデア回答件数・割合 (複数回答)



(注) ()内の数値は選択数合計。対選択全数比率は、選択数総合計に対する各選択数の割合。

■ 利活用アイデア 具体記述内容

施設番号			施設属性	利活用アイデア
1	2	3		
1	-	-	自動車専用道路	港湾部の自動車専用道路は比較的高度があり、眺望がよいため、日の出、日の入りなどが見られるスポットとして利用。
1	-	-	自動車道拡幅時の供用前スペース	4車線化完成記念を祝して、高速道上でのマソン大会の実施。
1	12	-	自動車専用道	高架の橋梁の上など、見晴らしの良い場所や景色の良い場所の道路を使用し、オープンカフェ、イベント、フリマなどを行う。
2	-	-	一般道路	市街地（商店街等）の一般道路を通行止めにし、町民への開放や市街地イベントの開催など自由に活用できるようにする。
2	-	-	一般道の車道空間	車両の通行止めなどの規制により、歩車道部分を地域のイベントや催しの開催場所として開放する。
2	-	-	一般道の車道	一般道の車道で交通規制を行うことで歩行者空間化し、飲食を楽しんだり、休憩をすることができるオープンカフェを実施できるようにする。
2	-	-	一般道の車道	一般道を封鎖し、歩行者天国にしてイベントを開催する。
2	-	-	一般道の空間	交通量の少ない街路を通行止めにして、一定時間に町民の憩いの場として提供する。カフェ・飲食事業者の営業することを認める。
2	-	-	一般道	主に駅前の直線の大通りを想定。歩行者天国のような、イベントスペースとして。
2	-	-	一般車道空間	駅前の比較的交通量が少なく、迂回路が整い、4車線の内2車線を区切って、周辺イベント等の臨時駐車場や、イベント会場として、開放する。
2	-	-	一般市道の車道部分	街中の商業街区内の市道について、休日には賑わい創出や人々の交流、歩く暮らしを促すため、イベントや商業事業者の営業スペースなどに幅広く開放。
2	-	-	一般市道	車両の通行止め歩行者天国とし、フリーマーケット、ゲーム、大道芸など市民が自由に活用するスペースを定期的に提供する。
2	-	-	一般の車道空間	商店街道路の空間を一般に貸し出し、一定期間限定でビアガーデン及びカフェ事業者がそのスペースで営業を認める。
2	-	-	一般の車道	商店街の車道において車両通行時間の規制を行い、歩行者天国になる時間帯を増やし、商店街に賑わいを生み出す。
2	-	-	駅前から参道へ繋がる一般道(坂道)	土、日、祝日に限り歩行者天国とし、露天商などの出店を認める。
2	-	-	駅前の車道	休日、歩行者天国とし、賑わいを創出する。休憩スペースや飲食店、個性的な露店、観光案内所などを設ける。
2	-	-	駅前商店街の一般道	お祭りやイベント時に、歩行者天国として開放することで、おどりや露店などの会場とし、市民にとってやすらぎや憩い、にぎわいの場とすることが考えられる。
2	-	-	駅前通り等の幹線道路(幅員がある程度確保されている道路)	夏祭りなどの際には交通規制をして利活用しているが、それ以外にも歩行者天国にしてイベントを開催する(観光等に絡めて)。
2	-	-	幹線道路	祭りやウォーキングなどの利用
2	-	-	幹線道路の車道部分	車道部および歩道部の断面構造を変更し、自転車専用レーンを増設し自転車が安全・快適に走行できる空間を創出する。
2	-	-	県道の道路内スペース	伝統行事や祭・イベントなどの開催時に、限定的に歩行者天国として車道スペースを開放する。
2	-	-	交通量が少ないが幅員が広い道路	幅員が広い道路の一部を駐車場や駐輪場として利用できるようにする。
2	-	-	公共施設に隣接する一般車道	施設敷地との併用で、既存事業の拡大や新たな取り組みにつなげられる。一定の期間（時間）を用途変更することで、日常とは違う空間を過ごせる。
2	-	-	工業団地内の整備された道路	休日、工業団地内の整備された道路の一面を歩行者天国にし、企業や住民が自由に出展、出店できるスペースを作る。
2	-	-	郊外の一般道の車道	自然を楽しみながらのマソン大会を開催。
2	-	-	郊外住宅団地のメイン道路	休日などに広場として開放し、近接の公団住宅の緑地と共にピクニックや屋台出店、スポーツなどができるようにする。
2	-	-	市庁舎前県道	市庁舎前面道路を歩行者専用道路とし、フリーマーケットや屋台等に利用できるようにする。
2	-	-	市道	休日等に車両の通行を禁止し、イベントや商業用スペースなどに活用。
2	-	-	市内中心部の車道空間	健康増進のためのサイクリング、ウォーキングイベント
2	-	-	車道	交通量が少ない区域、期間において車道を自転車専用道路として開放し、サイクリングレジャーを振興する。
2	-	-	車道	・沿道緑化実施や歩行者天国にしてバザーを開催 ・夏に消雪装置で散水し、そこでバザーを開催又はウォーキング（ランニング）大会を開催
2	-	-	車道空間	付近商店街イベント開催に合わせ、3車線ある車道のうち1車線を臨時駐車場として開放できるようにする。
2	-	-	車道上	商店街、事業者のイベント場（バザー・特売）
2	-	-	車道部	花火大会等のイベント、マソン大会等のスポーツ大会に利用している。
2	-	-	車両空間	歩行者天国にして、イベントの開催や飲食物の移動販売。
2	-	-	商店街や市街地の道路	小学生の帰宅時間にあわせて歩行者天国とし、道路を遊び場として開放する。
2	-	-	商店街通りの道路	商店街通りの道路を通行止めにし、休日の朝開放し朝市等を行う。
2	-	-	駅周辺の市道	土日を利用しての、七夕祭りなど、市道を歩行者専用道路にしての行事を行う。

施設番号			施設属性	利活用アイデア
1	2	3		
2	-	-	中心市街地の主要道路	フリーマーケットやお祭等のイベント開催。
2	-	-	中心市街地の道路空間	休日に、車輛制限を行い、道路上にてフリーマーケット、軽トラック市場、誰でも自由に参加できる青空市場で、販売、飲食など思い思いに利用できるようにする。地元の商店も参加してもらうことが重要
2	-	-	道路	桜並木を形成している道路を、一定期間通行止めとする等して公園的な土地利用を認め、市民開放する。
2	-	-	道路での街路市	特定曜日に車道を占有しての街路市開催
2	-	-	道路空間	オープンカフェ、路上パフォーマンスの実施
2	-	-	峠の登り道	峠の下から頂上までの坂道（つづら折れ）を自転車で駆け上がる。
2	-	-	比較的通行量の少ない車道空間	観光施設や駅周辺の比較的通行量の少ない車道空間を観光バスの駐車場として利用できるようにする。
2	-	-	片側4車線の道路の一番歩道寄りの車線	歩道の拡幅。自転車道の設置。植樹。水を流す。案内板や地図などの設置。
2	-	-	片側2車線以上の道路	需要の減少した道路の1車線分の空間を植栽や歩道化して歩行者が憩える道路空間に転換する。
2	-	-	路肩	移動販売車などのカフェース
2	-	-	トランジットモール	休日のみ、歩行者の多い道路についてトランジットモール化し、道路上を歩きやすい場とする。
2	-	-	一時的に封鎖した道路	一時的に封鎖した道路をイベント空間として活用。
2	-	-		中心地でのメイン道路を歩行者天国にし、多彩なイベントを開催する。
2	-	-		夜だけ、歩行者専用道路にして、飲食露天等を出し夜市ができる箇所をつくる。
2	-	-		交通量の少ない商店街の車道を通行止めにして、イベントの開催を認める。
2	-	-		一般道の車道を利用し、イベント等を開催できるようにする。
2	-	-		駅前通り等の直線道路を利用し、スポーツイベント（50m程度の徒競走や駅伝等）を開催する。
2	-	-		休日、交通規制を実施して、楽しいまち歩き空間を創出。オープンカフェ等、沿道事業者によるデリバリー営業。
2	-	-		休日、事業者の道路占有及び時間制限道路封鎖により、地域特産物等の販売を認める。
2	-	-		休日等にイベント等による実施の活用。
2	-	-		自転車道が確保されていない車道で、休日等交通量の少ない日に、車道幅員を1/3程度自転車道として開放する。
2	-	-		車道（町道）を通行止めにして、特産物等の販売、イベントの開催を行う。
2	-	-		通行規制を実施し、自動車の流入を防ぎ、ベンチやプランター等を置き、通りの魅力を向上したり、快適な歩行空間を形成することで、まちのにぎわいにつなげる。
2	-	-		道路に車両通行止め規制をかけ、イベント空間として活用する
2	-	-		毎週末（土・日）については、駅中心部半径1kmの範囲の4車線道路の車両通行可能を2車線とし、2車線は歩行者及び自転車が自由に通行できる空間とする。
2	-	-		中心市街地の商店街の中央を縦断する市道を歩行者天国として開放し、まちなか観光客の利便性向上を図る。
2	-	-		歩道専用道路にしてミッキー等のディズニーのパレードを開催
2	-	-		ある程度の空間を確保できれば、公道でのカーレース、タイムを競うスポーツ、イベントの開催
2	-	-		ドライビングコースとして人気のある区間において一時的に規制を行い、公道コースとして自動車やバイクのレースやタイムアタック等のイベントが行えるようにする。
2	-	-		ヒルクライムレース
2	-	-		車道の片側（両側）を自転車レースのコースとして利用する。
2	-	-		週末に車両通行をとめ、商店街のイベント等で活用可能とする
2	-	-		歩行者天国にし、イベント開催や物品・飲食販売などの軽トラ市を開催している。
2	-	-		大地震等の災害時において、仮設住宅用地が不足することが考えられるため、辺り一帯が火災時により壊滅的な被害を受けた地区内の道路上の建築行為を認める。
2	-	-		休日の道路通行止化。イベント開催、飲食物販売（ご当地フェス・季節のものの販売）など（飲食物・企業製品・特産品・農産物・展示物など）パフォーマンススペースを作り、音楽に限らず路上でパフォーマンスが行えるようなものは、そこで行ってもらう。
2	3		車両空間	一時避難場所。通行規制をしてのマラソンや自転車のイベント開催。沿道ギャラリー。
2	3	-	市役所前の片側2車線市道の車道、歩道部分	雪まつのコンクールと奉納出発式の時、車道を通行止めとして祭りに使用している。
2	4	-	道路空間	週末の商店街の活性化
2	4	-	駅通り商店街の道路空間	休日（イベント開催日等）の一定時間、車両通行禁止にして、商店街ぐるみでイベント等が行えるようにする。
2	4		一般道	車道を児童専用の歩行者道路にして、遊び場として開放する。
2	4	-	一般の車道細街路	街路を歩行者天国とし、その周辺の空き家や空き地を交流スペースとして、地元商店やクラフト作成者に提供する。飲食の提供・販売を認める。
2	6	-	歩道空間、車道空間	日を限定し、歩道（車道）空間で商売等を行えるようにする。地域の住民によるフリーマーケットとなったり、商店街では店内からのにじみ出しによって店内と道路空間の繋がりが生まれる。
2	6	-	歩道、車道	雨水槽を設置する。緑地帯への散水や、非常時の利用等に用いる。
2	6		歩車道空間	オープンカフェ、朝市、音楽活動など多様なイベント
2	6	-	歩行者天国	区画整理された街の中を歩行者天国にして数十ha規模の歩行者天国をつくり、非日常空間を作り出す。使用用途はそのまちの内外の人に考えてもらう。

施設番号			施設属性	利活用アイデア
1	2	3		
2	6	-	道路空間	商業施設等が集積している一定のエリアにおいて、歩行者空間の拡大や道路空間の柔軟な利活用を進め、賑わいある街区を創出する。
2	6	-	中心市街地の道路および歩道	道路を一時的に歩行者天国化し、沿道の商店が道に拡張したり、露店を出せるようにする。
2	6	-	商店街に面した道路	休日に歩道・道路の一部を駐車・販売・休憩スペース等にし、商店街の賑やかさをだすとともに、買い物の利便性を高める。車道を雁行させ車の通過スピードを下げ歩車共存をはかる。
2	6	-	商店街にある道路の空間	休日限定で車道を一方通行とし、片側を駐車スペース、歩道には商店街による露店も認めドライブスルー的な活用をできるようにする。
2	6	-	車道の一部及び歩道部分	片側複数車線ある車道において、通行上必要となる最低車線を確保したうえで、残りの車線と歩道を開放し、フリマや闇市を自由に開催することを認める。
2	6	-	車道、歩道	道路を車両通行止め(歩行者天国)とし、飲食店の出店やバザー等を行う。
2	6	-	自歩道空間	休日に限り、一定区間を一般開放し、スポーツ、物販、飲食販売、コンサートなど、自由に活用できる空間とする。
2	6	-	市道	市道を一部通行止めにして、地域の人たちが集まり、お遍路さんの接待や物産品の販売をする。昔の遊びを通して子どもとお年寄りの交流の場を設ける。
2	6	-	幹線道路空間	都心部の幹線道路の機能を整理し、一定区間において歩行者空間の拡大等により、賑わいや憩いの空間を創出する。
2	6	-	一般道路	休日等のイベント(歩行者天国)
2	6	-	一般道の車道及び歩道	祭り等のイベントの開催時、道路を通行止めにし、歩行者天国にしている。
2	6	-	一般道の車道、歩道	イベント等開催時に、会場周辺道路の一部を来場者の駐輪場にする。
2	6	-	一般道の車道、歩道	歩行者天国による祭り、イベント開催、屋台、店舗スペースとして活用。
2	6	-		歩行者天国として既に定期的に利用されている。(イベント開催による飲食や情報発信等)
2	6	-		中心市街地のメインストリートを、休日は車両通行止めにして広く一般に開放する。事業者による飲食物、物販の販売を認める。
2	6	-		生活空間において、歩行空間と自動車の走行空間の分離などを実施することにより、地域住民が安心して生活できる暮らしの安全を守る街区を創出する。
2	15	-	駅前広場及び隣接道路	休日に駅前スペースを利用し、人が集まるイベント等を行い、事業者等の出店も認める。
2	15	-	一般道車道、駅前広場	主に休日に、駅前広場及び周辺道路を開放し、ビアガーデンや模擬店の出店を行うことで、市民や参加者の交流を促し、にぎわいの創出を図る。
2	19	-	車両空間・航空港湾施設	アイアンマン・レースの開催
2	19	-	車道空間	工場群にある一般車道を、休日は利用がないため、都心の歩行者天国のような利用をする。
2	21	-	一般の車道、河川敷	車道や河川区域において、オープンカフェやイベントを実施し、にぎわいを創出する。
2	24	-	一般道路、公園	自転車等レース会場として専用利用できるように開放する。事業者による飲食物等の販売も認める。
2	26	-	芝生広場を有する道路(シンボルロード)	シンボルロードの車道部を交通規制し、特設の自転車レース会場を設け、レースを実施し、隣接する広場内では食事やイベントを行い、賑わいの創出を図る。
2	36	-	商店街通りの市道	イベント日を歩行者天国にし、露店等を出店し集客することで商店街活性化につなげる。その際、市の駐車場を無料開放。
2	3	4	道路空間	催事、情報発信、地域間交流等に活用
2	3	6	車道および歩道	イベントの開催
2	3	7	町道の車道、歩行者・自転車専用道	歩行者天国、祭典等のイベントの開催
2	4	6	車両区間等	毎年4月に、県の無形民族文化財の指定を受けているイベント等を行っているが、車道等を全面歩行者専用にして行うイベントは集客が見込める。
2	4	6	一般道	お祭りなどの催し物を車道、歩道を利用して行う。当日は車両の進入を規制して歩行者専用道路として利用する。
2	4	36	公共施設(屋外)	市民マラソン大会
2	5	6	道路空間	オープンカフェ、イベント開催等
2	5	6	道路	駅前通り等をイベント等に活用する。
2	5	6		休日、車輛通行止めにし、歩道上に飲食物等の屋台を設置し車道の上にテーブルやいすを並べ人々が集う憩いの場を創出する。また、音楽やダンスなどの発表の場とする。
2	5	7	道路空間	車両の通行制限を行い、イベント、オープンカフェ等を行い憩いの広場として開放する。
2	5	8	未利用空間	休日、時間外、必要時にスペース貸し
2	5	8	道路空間	一般道車道(駅からの目抜き通り)、商店街内道路、地下道等を市民・民間事業者に開放し、歩行者天国化や、オープンカフェ、マルシェを開催。
2	6	4	県道、市道、区画道路など	代替え路線があるため、2～3ヶ月に1回程度歩行者天国とし、市内各団体の地元産物の即売や、個人のフリーマーケットなど、思い思いに利用できるようにする。
2	6	7	道路・歩道	月1回程度、歩行者天国とし、様々なイベントを開催。事業者による物販・飲食も認める。
2	6	14	道路、駅前広場、公園、護岸	一時的に自動車を通行止めにしたうえで歩行者専用道路とし、企業ブースや露店を設けてイベントを開催。地域の活性化を図る。
2	6	15	一般道の車道、歩道、駅前広場	車両を規制したイベントの開催、にぎわいの形成。空間を一般に貸し出し事業者による飲食物等の販売も認める。

施設番号			施設属性	利活用アイデア
1	2	3		
2	6	17	庁舎等行政施設の屋外空間、道路の空間	休日、町庁舎の駐車場と町道を町民に開放し、イベントやバザーなどに利用できるようにする。飲食物の販売も認める。
2	6	24	一般道の車道・歩道・公園	イベント等の開催。カフェの設置・バザーの開催や出店による賑わいの創出
2	6	25	一般道路の車道、歩道、隣接する緑地	ビーチと隣接する施設（車道、歩道、緑地、多目的広場、駐車場）を一般に貸し出し、町民が自由に活用できるようにする。【フリーマーケット、オープンカフェ等】
2	6	26	中心市街地の街路広場空間	休日、中心市街地の街路、広場空間を利用して、イベントの開催、神輿、夏祭りなどの地元伝統行事の実施
2	9	17	公共用地空間	道路等の空間を一般に貸し出し、一定時間市民が自由に活用できるようにする。
2	14	15	駅周辺を含めた公園、道路	日曜朝市などを参考に新幹線駅周辺の活性化を目的としたB級グルメ、フリーマーケット、野菜の販売など
2	15	17	駅前広場や接道道路、駐車場の空間	休日に町民に開放し、フリーマーケットや地元店による自慢の味を結集した飲食ブース、体験コーナーやゲームコーナーなど子供から大人まで楽しめるようにする。
2	15	21	河川や道路の空間	時間帯や期間を限定して、河川空間や道路空間をオープンカフェ等の飲食物販売等を認める。
2	24	25	車道・公園等の屋外空間	イベント時等にフリーマーケット、軽食出店など
2	24	25	車道、公園	休日やイベント実施時に中心部の道路や公園等を開放し、フリマやバザー、ストリートパフォーマンス、スケートボードパークの設置など、自由に活用できるようにする。
2	24	25	シャッター通りの車道、河川敷緑地、カトリック	休日の昼夜、シャッター通りとなっている商店街沿いの車道をパーキングサイトとして解放し、賑わい・活気のある空間とする。併せて飲食の露天や軽トラ市、等の営業を認める。
2	24	25		夏祭りなどのイベント関係を認める
3	-	-	自転車専用スペース	片側2車線の道路のうちの1車線を自転車専用スペースに変える
3	-	-	自転車専用道	一部を市民に開放し、バザーや展示など情報発信の場とする（陸地部分の一般道と並行して整備された幅員の広い箇所）
3	-	-	自転車専用道路	景色眺めるウォーキングイベントを開催する。
3	-	-	自転車通行レーンのある道路	歩道の一部も利用して、簡易な自転車駐車場を作る。
3	-	-	自転車道	自転車のイベント関連事業の開催等として認める。
3	-	-	自転車道（サイクリングロード）	道路を利用したサイクリングイベントを開催し、地域振興や自転車安全教育の場とする。
3	-	-	自転車道上の空間	自転車道の一部を一般に貸し出し、ランナーや自転車道を利用する人向けの露店や、事業者による飲食物等の移動販売を認める。
4	-	-	にぎわいある通りに直行する裏路地	美装化を図り、回遊性の向上や、まのにぎわいにつなげる。
4	-	-	旧集落内の中通り	歴史的なまちなみを生かした散歩道
4	-	-	旧東海道	旧東海道筋を日限定で歩行者専用道路として利用し、街道に出店も認める市の歴史に触れてもらう
4	-	-	細街路	防災安全上支障がないと認められるような路地上にコミュニティ活動に資するベンチ等の設置を認め、地域力向上を推進する。
4	-	-	市道（せせらぎ緑道）上のオープンテラス化	飲食街に隣接しているので、夜間や休日に路上を開放し、ビアガーデン、バザー及び芸能発表の場などに活用できるようにする。
4	-	-	車歩分離なしの街路	観光客が多い道路を月に数回（週末）車両の通行を禁止し、歩行者の危険を減らし、道路沿いの店舗等の路上販売を認める。
4	-	-	住宅地内の道	利用者が比較的限られた範囲内で、そこに居住する地域住民が主体となり、コミュニティの活性化につながる密着型の小規模事業が実施できる。
4	-	-	住宅地内の道路	休日の一定時間内、住宅地内の道路を歩行者天国にして一般に貸し出し、フリーマーケットや屋台村に活用できるようにする。
4	-	-	住宅内の細街路	あまり、交通量が多くない細街路であれば、子供たちが遊べるような空間の創出
4	-	-	城下町の風情が残る町にある道	歴史的建造物が立ち並ぶ地区について、それとわかるように道路を石畳にするなど、当時の面影が感じられるような環境づくりの一つとして、歩車空間を利用する。
4	-	-	生活道路空間	地域のコミュニティ育成の為に開放。
4	-	-	中心市街地の路地空間	雛祭りなどの伝統行事期間に、路地空間を利用した展示、まちかど発見などのワークショップ開催
4	-	-	中心市街地の交通量の少ない裏道（細街路）	交通量の少ないうらみち（細街路）を規制日時限定の上、歩行者天国にし、子供の遊び場、地域の井戸端会議などの交流の場を創出する。
4	-	-	中心地付近の歩道の無い道路等	日・時間を限り、道路を歩行者専用にし、高齢者にも安全な歩行空間にする。
4	-	-	町道の道路内スペース	伝統行事や祭・イベントなどの開催時に、限定的に歩行者天国として車道スペースを開放する。
4	-	-	伝統的建造物群保存地区内の道路	観光客で混雑する古い町並界隈の道路において、自主的な車両進入制限を行い、安全な歩行空間の確保と落ち着いた町並の形成を図る。
4	-	-	街道の車道部	休日、街道の一部の区間を歩行者専用とする。また、飲食店などがそのスペースで営業することも認める。
4	-	-	歴史的景観形成地区内の道路	古いまちなみ内の道路は狭いため、散策するには危険を及ぼす。そのため、休日には、通行規制をすれば観光客等の増加が見込まれる
4	15	-	駅前広場や商店街内公衆用道路	休日などに、ひなまつりイベント等の季節型イベントや町のにぎわい・活性化に寄与するイベントの開催を認める。

施設番号			施設属性	利活用アイデア
1	2	3		
4	15	-	中心市街地商店街通り、駅前広場	通り、広場、ロータリーを車両通行禁止にして、イベント(食べ物、夏プールの設置、冬ソリ滑り場所、運動会等)を行う。(単発ではなくある程度定期的に)
4	5	6	歩行空間	阿波踊りの一丁回り。類するイベントと接待に類する飲食物の提供、販売、市(いち)の開催。
4	6	7	歩道	回遊ルート設定やバザーの開催
4	14	17		地域の祭りのようなイベントで使用する
4	24	25	地域の公園などとそこに通じる道路	地域の祭りやイベントなどの行事を行うスペースとして開放する。通路は、出店などの出店も認める。
5	-	-	市道(アーケード部)	事業所の飲食販売やフリーマーケット等の開催
5	-	-	アーケード(ドーム広場)	オープンカフェ、売店等を設置し、イベント等を階差するなど、商店街の活性化を図る。
5	-	-	アーケード下の空間	マルシェなどを開催するとともに、休憩スペースを設けるなど、市民が思い思いに利用できるようにする。併せて、事業者による飲食物等の移動販売も認める。
5	-	-	駅前の歩行者専用道路	休日、歩行者専用道路の一部を開放し、人が集まるイベント等が開催できるようにする。
5	-	-	重要伝統的建造物群保存地区の屋外空間	重要伝統的建造物群保存地区を利用したバザーの開催。飲食物等の移動販売も認め、賑わいを創出する。
5	-	-	商店街	道路路上にはみ出した商品陳列を法的に認め、より賑わいを創出する。
5	-	-	商店街のアーケード通り	買い物をするだけでなく、道路空間を利用したフリーマーケット、日常的なマルシェ、カフェなどを簡易な手続きで行うことができる
5	-	-	商店街のアーケード通り	商店街のアーケードで吹奏楽の演奏会やダンスイベント等を実施する。(披露する場の提供)
5	-	-	商店街の空間利用	路面、壁面などを利用し、トリックアートをつくる等、商店街の魅力度アップにつながる取り組みをできるようにする。
5	-	-	商店街通りの道路空間	休日にイベントや朝市等を開いて、にぎわい空間の創出を図る。
5	-	-	商店施設が並ぶ道路	道路を歩行者天国にしてのイベント等の開催
5	6	-	幅広な歩道、アーケード	小さな屋台等の設置によるにぎわいづくり
5	6	-	歩道	音楽祭・オープンマーケット等の小規模イベント開催、パブリックスペースを活用した芸術・アート展。
5	7	-	ポケットパーク	市として維持管理が難しくなっていますので、縮小の方向で検討しています。
5	7	-	道路空間(商店街：アーケード、緑道)	左記空間を市民・民間事業者等に開放(許可制)し、イベント等思い思いに利用できるようにする。
5	8	-		地下道、アーケードなどをストリートダンスの練習の場として開放する。
5	8	-		地下道、アーケードなど全天候型であることを利用して、雨天、夏、冬の子供の運動場として開放する。
5	11	-	ペDESTリアンデッキや歩道	休日や人通りが多い時間帯にスペースの一部をオープンカフェとして開放する。
5	26	-	アーケード内の通路と隣接する広場	祭りなどのイベントに合わせて解放し、会場や休憩スペースとして活用。
5	6	7	道路空間	観光拠点となる施設に徒歩の観光客を誘導できるよう、道路路上に大きな門を設けることを認める。
5	6	7		催事、情報発信、地域間交流等に活用
5	6	15	道路	植樹等を行い良好なまち並み景観を形成する。
5	6	26	歩道、アーケード等	露店やブース、ステージを設置したイベント開催
5	12	13	道路(高架下含)空間を利用した青空市場	道路空間を利用し、地元の農協や漁協などと産地直送の物品の販売などを行う。
5	15	36	歩道、駅前広場、官公庁施設等の公共施設	公共施設空間に花壇を整備し、通行者や施設利用者へ、花による景観の向上を図る
6	-	-	シンボルロードの歩道部	イベント使用、臨時駐車場
6	-	-	セットバック空間と歩道空間	地区計画による建物セットバック空間と歩道空間を活用し、休日等に限定して事業者等によるオープンカフェ等することを認める。
6	-	-	一般国道の歩道部	実際に国道の約1.3kmを、地域や暮らしが豊かになるように、まち並み景観の形成による潤いと魅力あるまちづくりの一端を担う活動を行っている。
6	-	-	一般道(商店街)の幅広歩道	既に商店街連盟による市(マルシェ)の定期的で開催されている。
6	-	-	一般道の歩道	道路占用許可の特例により、NPO団体等が一括して占用許可を得た上で、それぞれの店舗前の敷地を各店舗に安く貸し出す。
6	-	-	一般道の歩道	広幅員の歩道などで、オープンカフェや雑貨などを売る店を出店する。
6	-	-	駅周辺の市道	土日を利用しての、七夕祭りなど、歩道を利用して飲食物等の販売等を行う。
6	-	-	幹線道路の歩道	休日、花を飾るなどして観光客や通行者に憩いの場を提供する。屋台などの飲食物の販売も行う。
6	-	-	県道の歩道(幅広歩道)	歩道の一部を活用した店舗前でのオープンカフェやイベントなどの開催による中心市街地のにぎわいづくりを行うための歩道空間の有効活用
6	-	-	自歩道	オープンカフェ、売店等を設置し、イベント等を階差するなど、商店街の活性化を図る。車線を減少し、歩道空間を広げ、憩い、にぎわいの創出を図る。
6	-	-	商店街の歩道	飲食店が屋外テラスとして使用
6	-	-	地下鉄出入口	地下鉄の出入口の地上開口部に広告を添加し、エリアマネジメントの収益とする提案
6	-	-	中心市街地の歩道	自転車優先レーンを設置し、狭い路地でも歩行者と自転車が安全にすれ違える空間をつくる。
6	-	-	道路	事業者による物販や飲食物販売を認める。
6	-	-	道路歩道空間	イベントなどの実施
6	-	-	幅員の広い歩道	休日、幅員の広い歩道で、フリーマーケットに利用出来るようにする。カフェ事業者がそのスペースで営業することも認める。

施設番号			施設属性	利活用アイデア
1	2	3		
6	-	-	歩行空間	幅員の広い歩道にベンチを置いて休憩スペースとしてかつ評したり、ギャラリーとして活用するなど多くの人が集まるスペースとして活用する。
6	-	-	歩道	広幅員を歩行者動線に配慮して、広幅員の歩道を利用してカフェ事業者などがそのスペースで営業することを認める。
6	-	-	歩道	公共空地として利用する。歩道を広く確保し、ベンチや緑地帯を設置し、周辺商業施設の利用者や住民が利用できるコミュニケーションの場を提供する。
6	-	-	歩道の空間	商店街等の市街地部の歩道部については、事業者の負担により、休憩スペースとして必要なベンチ等の設置を認める。
6	-	-	歩道空間	オープンカフェ等イベントを中心とした人が集う空間として利用
6	-	-	歩道空間	歩道空間を開放し、出店等のイベントを開催する。
6	-	-	歩道内空地	レンタサイクルボートの設置
6	-	-	歩道部	花火大会等のイベントに利用している。また、高幅員の歩道部はフリーマーケットなど賑わいある空間に利用する
6	-	-		商店街等の商業施設が集積する歩道において、移動型の店舗の出店を行い、商業機能を高める。
6	-	-		歩道の一部を利用し、オープンカフェなど自由に活用できるようにする。
6	-	-		余剰となっている歩行者空間を民間の運営に任せ、1年間を通じて、イベントや飲食・物品の販売を実施できる空間とする。
6	-	-		無散水消雪設備を広域に設置し、冬季の高齢者の転倒防止や車道にはみ出す歩行者を減らす。
6	-	-		広い幅員を利用し、ポケットパーク的なベンチ等の休憩施設整備
6	-	-		市などの開催、沿線店舗が歩道上へスペース拡張しての営業を認める。イベント開催（実施中）
6	-	-		植樹帯の桜並木を楽しむ為、歩道を花見スペースにする
6	-	-		歩道に市民や観光客等の参加協力を得て雪灯籠を設置し、雪まつり期間中には灯籠に灯りを入れ街路灯として利用する。
6	-	-		祭礼等の町内会行事に出店する露店による利用
6	7	-	歩行者専用道路	歩行者専用道路や一般道の歩道空間を活用し、イベントを開催することで、来街者を増やし、商店街のにぎわいにつなげる。
6	7	-	歩道、歩行車道	地域のまつりや、にぎわい形成のためのイベント開催
6	7	-	歩道の広い道路	歩道の一部を自転車専用とし、歩行者と自転車の交通空間の分離を図る。また、場所に応じて、オープンカフェとして一部開放する。
6	7	-	歩道空間	事業者による飲食物等の移動販売を認める。
6	9	-	幅員の広い歩道	歩道内にベンチ等を設置し、歩行者へ休憩場所を提供する。
6	11	-	げやき並木の歩道スペース	七五三や神社のお祭りの時期などに、歩道の一部スペースを一般に貸し出し、有名コーヒーショップの出店等を誘致し、賑わいに繋げる。（駅前再開発による仮設店舗撤退後）
6	11	-	歩行者通行量の多い都心部にかかる橋の橋詰広場	常設の施設を設置し、地域の魅力を発信・創出する販売や飲食の出店を促す。
6	11	-	歩行者通路	歩行者通行に支障を来さない範囲・時間帯において、地域の住民による日常的なにぎわいを創出するため、芸術活動や読書空間、路上販売やカフェテラス等に資するような設備の設置を認める。
6	15	-	駅前広場、歩道、0-1-1	曜日等を指定し、街路市やフリーマーケットなどに利用できるようにする。
6	15	-	駅前広場近隣の歩道空間	休日、地域の特産品や農産物等の販売を行えるようにする。飲食店の出店も認める。
6	15	-	歩道	駅前広場や周辺道路等、人通りの多い箇所に振動力発電の設置する。節電と非常時の電力確保を行う。
6	15	-	歩道の空間	休日、駅前の幅員の広い歩道を利用し、バザーや飲食物の販売などイベント事業の場所として活用することを認める。
6	14	15	歩道、駅舎、駅前広場	定期的に歩道や駅前広場等を一般に開放し、通行の支障とならない程度に、路上市やストリートパフォーマンス、路上ライブなど、自由に活用できるようにする。
6	15	18	スペースが広い箇所	スペースが広い箇所で売店、イベント開催等行事を行い、人々の交流を深める場所にする。
6	15	24	駅前広場と周辺の歩道	休日、フリーマーケット、オープンカフェ、イベント開催などに利用できるようにする
6	17	24	本が置ければどこでも可能	公共空間に、率先して小さな空スペースをつなぐ、まちかど図書館をつくる。民間の空間にも派生していく可能性もある。
6	17	36	庁舎等行政施設の屋外空間	休日、道路や駐車場、その他スペースを市民に開放し、イベントやバザー、ピクニックなど思い思いに利用できるようにする。事業者による飲食物等の移動販売も認める。
6	20	24	道路（歩道）とそれに繋がる広場等	オリエンテーリングなど街をゲーム感覚で回遊。観光案内にもなる。
6	23	36	庁舎の屋外空間、隣接した道路の歩道、隣接した河川の親水施設	休日、町庁舎の屋外通路、駐車場、前庭、隣接する歩道、河川の親水施設を町民に開放し、バザーやピクニックなど思い思いに利用できるようにする。事業者による飲食物等の移動販売も認める。
6	24	25	歩道・公園の屋外空間	歩道や公園の空きスペースに有料駐輪場を設置する。
7	-	-	駅前広場（歩道）	定期的に開催される駅前マルシェや軽トラカフェ（事業者による移動販売）
7	-	-	駅前広場に隣接する歩行者専用道路	駅前を賑わいのある憩いの場所とするためオープンカフェの営業を認める。

施設番号			施設属性	利活用アイデア
1	2	3		
7	-	-	広幅員歩行者専用道路	市の中心市街地にある中心駅につながる幅員50mの歩行者専用道路である。にぎわいの創出につながるイベント等の実施を認める。
7	-	-	市道(歩行者専用道)	簡易店舗、イベントブース、情報発信案内ブースの設置
7	-	-	住宅街の緑道	子供の遊び場
7	-	-	商店街のアーケード空間	アーケード空間の一部を希望者に貸し出し、一定時間市民が自由に活用できるようにする(まちづくり会社等が管理)。カフェ事業者がそのスペースで営業することや物販も認める。
7	-	-	商店街等	夜間の人の流れを生み出すために、道路沿いに光のオブジェを配置する等の展示を行う。
7	-	-	幅員の広い歩行者専用道路	道路の片側に露天等(飲食、雑貨)の出店により賑わいをもたせる。
7	-	-	保健センター敷地内の緑地帯内の歩道	保健センターが施工された際に、緑地帯内の歩道を設け、誰でも自由に行き来できるようにしている。
7	-	-	歩行域が十分に取れている歩道の空きスペース	展示スペースとして市民に開放。
7	-	-	歩行者専用の歩道	木陰やせせらぎといった歩道に付随する自然を使って、子どもたちと学習をしつつ、大人も読書などを楽しめるようにする。移動式のカフェや軽食も営業できるようにする。
7	-	-	歩行者専用道	一定の要件の下、飲食店やオープンカフェ等の営業を認める。
7	-	-	歩行者専用道の一部の空間	休日、歩行者専用道の空間の一部に移動可能なテーブル等を配置し、周辺のカフェ事業者による飲食スペースとしての利用を認める。
7	-	-	歩行者専用道路	分からない。
7	-	-	歩行者専用道路を使ったイベント	普段車の通らない歩行者優先道路を生かし、すごく長い流しそうめんイベント開催し、市民に楽しんでもらう。
7	-	-	歩行者道路	歩行者の安全性や快適性を高めるため、バリアフリー化を考慮した歩道空間の活用。
7	-	-	歩専用道空間	休憩施設の設置を認める。地域イベントの開催。
7	-	-	遊歩道	幼児の遊び場や自転車練習会、フリーマーケットなど
7	-	-	遊歩道の空間	桜並木の遊歩道を開放し、出展やイベントの開催を認める。
7	-	-	流雪緑道公園	通常の歩行空間に加えて、ポケットパークを活用したミニイベントの開催など。
7	-	-	緑道	バザー、飲食店の出店
7	-	-		曜日等を指定して、移動図書館を歩行者専用道に一時的に配置し、屋外での読書スペースを創出する。
7	-	-		歩行者専用道路にベンチ等の休憩スペースや、オープンカフェを設けることで来街者の滞留拠点を創出する。
7	-	-		緑道部を利用して市内の見どころを巡るフリーコースの設定等、市の魅力発信の場として活用を図る。
7	8	-	歩行者専用道・地下道	歩行者専用道・地下道空間を活用しイベントを実施する。
7	11	-	駅前ペDESTリアンデッキ及び自歩道	オープンカフェなどの賑わいの創出
7	15	-	駅前広場	低未利用となっているスペースを、オープンカフェなどの飲食や物販などの利用を認め、広く市民に開放する。
7	15	-	歩専用道・駅前広場等の空間	歩行者専用道路や駅前広場等での移動式喫茶・休憩所の開設を可能にする。事業者による飲食物等の移動販売も認める。
7	36	-	庁舎施設の屋外空間緑道	休日、庁舎の屋外スペースを開放して、周辺の緑道と一体的に利用することで、フリーマーケット等のイベントを行える空間を創出する。
7	8	15	歩道や駅広等の空間	歩行者の交通の妨げにならない範囲で、歩道空間を事業者による飲食物等(屋台)の移動販売を認め賑わいを演出する。
7	15	24	歩占道、駅広、公園のデッドスペース	歩行者や利用者の妨げにならない箇所に、移動販売車やテント、キオスク等を設置し、飲食物の販売を行う。子育て支援施設など地域の課題解決のために活用する。
8	-	-	駅前広場の地下空間(地下駐車場やバス乗場につながる通路)	駅前広場の地下空間にカフェや土産屋等の出店を設けることで、バス待合時間の休憩所等として活用する。
8	-	-	駅連絡通路	夜間等に、ストリートスポーツ専用のスケートパークとして利用可能にする。
8	-	-	国道横断及び地下駐車場施設	壁面未利用スペースを活用した情報発信及び展示ブースとしての利用を認める。
8	-	-	車道・鉄道を横断する地下道の空間	地下道を利用して定期的に絵画や陶芸などの芸術文化関係の展示スペースとして活用できるようにする。併せて来場者へ飲食物等を提供できることを認める。
8	-	-	商業地内にある広い空間を有する地下道	休日、ショッピングをしている最中に、子供をあずけることのできる場所として利用を認める。
8	-	-	地下街の地下道(特殊街路)	地下街利用者の通行目的としてのみ利用されている地下道の一部を通行の支障のない限りで、イベントや物販などのスペースとして活用。
8	-	-	地下道	花と緑の祭などイベント開催時に、ガーデンテーブルやイスを設置して、休憩所として利用する。
8	-	-	地下歩道内	地下空間をお祭り・イベント会場とし、全市の商店街が競って出店を行う。
8	-	-	道路横断のための地下道	暗い地下道の壁面や天井にライトアート作品を展示する。展示する作品は、アーティストに依頼したものや市内のイベントや工作教室・学校等で子どもたちが作成したものなどを想定。
8	-	-		歩行空間としての機能を確保しつつ、軽易な販売や展示などに活用する。
8	-	-		防災上、支障のない範囲でイベントやフリーマーケット等を行い賑わいの演出を図る。

施設番号			施設属性	利活用アイデア
1	2	3		
8	-	-		天候に左右されない地下歩道内にて、マラソン大会等、陸上各種競技の運動会を開催する。
8	11	-	地下道及び歩道橋空間	期限付きでオープンスペースとして開放し、ポスターの掲示や情報発信の場としての活用を認める。 (冬期はイルミネーション)
8	11	15	駅前広場等の空間	若手アーティスト等の作品等を一定期間展示または発表する空間として開放する。その間、当該アーティストの作品等の販売・PR を認める。
8	12	13	地下道・高架下の空間	有志や学生等による壁面への壁画作成など。壁面への情報案内板等の設置など。
8	14	21	普段あまり活気のない施設	普段あまり活気のない(利用の少ない)複数の施設を結んで、スタンプラリーやイベントを開催する。
9	-	-	一般道の緑地帯	花火大会等の観覧席として活用
9	-	-	道路の中央分離帯	道路区域内の広幅員中央帯において休日に中心市街地の活性化を促進させるため民間事業者による一時的な飲食物等の販売を認める
9	-	-	道路沿いの空地	観光客用にトイレを設置する。
9	-	-	道路交通島	町内全域の交通島を市民花壇として貸し出し、個人であっても自由に花苗等を植えられるように認める。
9	-	-	歩道	県道の歩道上にある桜並木、ケヤキ並木をライトアップし、ところどころに休憩スペースを設け、散策したくなる道にする。
9	-	-	緑地帯	イベントスペースや散策路としての活用。観光案内板などを設置し、情報発信の機能を持たせる。
9	-	-	その他道路用地空間の利用	道路用地に観光拠点施設案内看板を設置し、マイカーを利用する観光客の増加を図る。
9	-	-		イベント開催
9	12	-	広域幹線道路の高架下、環境施設帯	連続する環境施設帯をランニング・ウォーキングコースとして利活用
9	24	-	樹林地、植樹帯	自然体験型アスレチックやサバイバルゲームフィールドとして活用。
9	10	11	一般道の車道及び歩道	中心商店街の中心を通る道路部の車道や歩道を利用し、1 次的なイベントではなく、継続的(フリーマーケット・カフェ・出店) な催しに利用できる空間の確保。
9	10	15	保育所の屋外空間	休日に保育所の園庭にて、バザーやイベントを開催する。
9	10	25	水面、河川敷	中心市街地と淀川が近接している地域であり、周辺には枚方宿等恵まれた環境であることからライトアップ事業を行い、周回性を図り、賑わいを誘導。
10	-	-	空港周辺の道道沿道の法面	季節ごとに、町を訪れた人の目を楽しませる植栽を行う。
10	-	-	基幹農道	道路法面に花を植栽し景観を美しくする。
10	-	-	高盛土道路の法面	太陽光パネルの設置
10	-	-	車道・鉄道に隣接する法面の空間	法面に観光情報等を掲示し情報発信スペースとして活用できるようにする。
10	-	-	人目につく法面	花等の植栽やコンクリート壁への子供のペイント
10	-	-	道路空間の法面活用	切土等により発生した法面空間を利用し、道路照明等に使用する電気を発電
10	-	-	道路法面	道路法面に花などの植栽を施すことで、無機質なコンクリートの法面を見物客が訪れるような観光スポットに変える。
10	-	-	道路法面空間	緑化や景観形成に利用。情報発信・広告に利用。
10	-	-	道路脇の法面等で見やすいところ	芸術作品(工作物)のギャラリーとして提供する。
10	-	-	歩占道などの法面	法面に簡単な建築物(コンテナ等)を設置し、インキュベーションオフィスやチャレンジショップ、子育て支援施設、高齢者コミュニティ施設等として活用する。
10	-	-	法面	本来、コンクリートの無機質なものを。例えば、その壁としての広がりを利用して、光のアートを映し出す。
10	-	-		道路法面の小段等に市の花、木を植栽し、景観形成及び街の魅力向上を図る。
10	-	-		道路法面等において、花の植栽等を実施し、景観保全を図る。
10	11	-	庁舎等行政施設の屋外空間	休日に庁舎前広場を住民に開放し市場やバザーを利用できる用に。また平日就業時間外に小規模な音楽会や屋外座等のイベントに利用する。
10	23	-	調整池等	法面緑化による工法を選定し、自然と調和した空間を創出するほか、底盤部にテニスコート等を設置し、平時は市民へ開放する等。
10	11	24	駅舎内	駅舎内の一区画(鉄道利用者の通行を妨げない程度)で、地元の農産物販売や絵画の展示等を行う。週何回という指定は設けず、申請方式とする。
11	13	-	1 級河川に架かる自転車・歩道占用橋	使用するのが主に通学する高校生のため、高校生を対象とした何かしらのキャンペーン
11	13	-	ベDESTリアンデッキ	ベDESTリアンデッキ上でイベント開催
11	13	-	ベDESTリアンデッキ	ベDESTリアンデッキなどでビアガーデンを実施。
11	13	-	ベDESTリアンデッキ	イベントや情報発信の場として利用する。
11	13	-	ベDESTリアンデッキの空間	ベDESTリアンデッキの歩行空間を一般に貸し出し、オープンカフェ等の食事・休憩施設を設け、通行者の利便と賑わいを増進する。
11	13	-	駅ベDESTリアンデッキの空間	歩行に支障の出ない程度の小規模なイベント開催(展示、出店等)
11	13	-	駅前の歩道橋	月に1~2回、市の特産品を扱う市場を開催し、地元産業の活性化と駅前でのPR活動を兼ねる。

施設番号			施設属性	利活用アイデア
1	2	3		
11	13	-	駅前ペDESTリアンデッキ	ペDESTリアンデッキ内の空間を自由に活用できるようにし、カフェ事業者等の営業も認める。
11	13	-	駅前歩道橋	阿波踊りの一丁回り。類するイベントと接待に類する飲食物の提供、販売、市(いち)の開催。
11	13	-	市街地中心部の人道橋	町外からの観光客が町の中心部である橋の上で、ゆつくり景色を眺めるスペースを設ける。
11	13	-	庁舎連絡橋側面	広告掲載
11	13	-	歩行者自転車専用橋	歩行者や自転車の通行スペースの一部をバザーなどの店舗に利用できるようにする。
11	13	-	歩行占用橋梁	ウォーキングコース、コスモス鑑賞
11	13	-	歩道橋	カフェ事業者等が自由に利用できるようにする。
11	13	-	歩道橋の壁面空間	横断歩道橋の壁面を広告スペースとして活用し、自治体の収入増を図る。
11	13	-		ベンチ等を設置し、歩行者が休憩できる場所を作る。
11	13	-		周辺商業施設のイベント開催時に、通行の支障とならないように床(通行帯)部分を貸して、イベント関連の利用を行う。
11	13	-		ペDESTリアンデッキでイベント開催
11	13	-		駅前広場にあるペDESTリアンデッキにおいて、空間を団体等に貸し出し、一定時間自由に活用できるようにする。カフェ事業者がそのスペースで営業することも認める。
11	13	-		市民に開放し、フリーマーケットなどできるようにする。事業者による飲食物等の移動販売も認める。
11	13	-		植樹・花壇の設置、ベンチの設置等をし、市民の憩いの空間として利用できるようにする。
11	13	-		人工地盤上に休日出店を建てられるようにする。バザーなどにも利用できるようにし、人が集まる空間をつくる。
11	13	-		路上パフォーマンス等表現の場
11	12	13	橋梁下の空間	防災倉庫・防災施設等を設置し、有事の際活用する。
11	12	13	橋梁施設	オープンカフェ等飲食販売やマルシェ、フリーマーケット、イベント等を行い賑わいの演出を図る。
11	12	13	橋梁施設の下部空間	駐車場、公園、店舗等に利用する。
11	12	13	橋梁施設の側面空間	橋梁施設の側面に観光情報等を掲示し情報の発信に利用する。
11	14	13	ペDESTリアンデッキ及び 駅舎	看板広告等の情報発信に使用する。
11	15	13	ペDESTリアンデッキ、駅 前広場	駅に接続するペDESTリアンデッキと駅前広場をライトアップし、ランドマークとして扱う。
11	15	13	ペDESTリアンデッキ・広 場空間	駅ペDESTリアンデッキ及び直結する広場を市民・民間事業者貸し出し、オープンカフェ、マルシェ、音楽イベント等開催。
11	15	13	駅前広場、デッキ等	各種イベント
11	15	13	駅連絡通路、総合駅、 バスターミナル	災害時において、指定の避難場所や自宅へ向かう途中一時的な避難場所として利用する。非常用の備蓄倉庫を設置し活用する。
11	15	13	歩行者空間	多くの市民が利用する駅前の広場や通路をイベント空間とし、中心市街地のにぎわいを創出する場とする。販売やカフェなどの出店も認める。
12	-	-	アンダーパス	歩道の壁を絵画キャンパスとして提供
12	-	-	一般道の橋梁施設	港湾の橋梁は比較的高度があり、眺望がよいため、日の出、日の入り等が見られるスポットとして利用
12	-	-	一般道の高架下空間	駐車場として使用
12	-	-	橋梁施設高架下空間	公園の設置。ゲートボール場・バスケットボール場・スケボー場
12	-	-	高架下の空間	街区公園レベルの公園、スケートボードなど場所が確保されにくいスポーツでの利用、駐車場としての利用など
12	-	-	高架下空間	雨天時も使用可能な広場として、イベントやスポーツに活用する。
12	-	-	高速道路の高架下	高速道路の高架下を休憩スペースとして利用できるようにする。
12	-	-	高速道路等橋梁施設 下の空地	高速道路下等の空地を、世界文化遺産登録を推進している古墳群を観光するにあたっての駐車場として利用できるようにする。また、観光事業に係る各種店舗等の設置も認める。
12	-	-	市道高架下	駐車場
12	-	-	道路橋	イルミネーションによる電飾
12	-	-	道路高架下	コインパーキング又は月極駐車場
12	-	-	道路高架下スペース	道路高架下の空間を駐車場に利用。また個人にも貸し出して自由に利用できるようにする。
12	-	-	高速道路等、高架道路 の下部	高架道路の下部は空地になっているケースが多いが、そういうスペースに、防災広場や水害対策の調整池、ゲートボール場等の防災施設・ふれあい施設や、また、駐車場や駐輪場等の収益施設のニーズは高い。
12	-	-		公園として活用する。資材置場として事業者等に貸し出す。
12	-	-		高架下のスペースを駐車場として利用
12	-	-		鉄道駅付近の高架下空間を、駐車場として活用する。
12	-	-		休憩用ベンチの設置や、オープンカフェの営業、ケータリングカーの営業などを行う。
12	-	-		公園として整備された高架下空間を開放し、出店等のイベントを開催する。
12	-	-		高架下空間を活用した仮設ネットフェンスを使用したストリートバスケ場。アスファルト部を利用しR Cカーのサーキット。
12	-	-		高架下空間を地域の住民の憩いの場として利用する。
12	-	-		高速道路の高架下を自転車駐輪場として利用できるようにする。
12	-	-		橋下空間の利活用(防災倉庫の設置、公園、駐輪等)
12	-	-		橋梁下の砂浜で、潮干狩などのイベントを開催し、飲食など移動販売も認め、夏場の賑わいの創出に努める。

施設番号			施設属性	利活用アイデア
1	2	3		
12	-	-		高架下部分の土地を公園として提供する。
12	13	-	橋梁施設の高架下空間	駐車場や駐輪場として利用する。
12	13	-	橋梁施設下の空間	橋梁施設下の空間に災害等において必要となる土のう袋や砂及び防災用具等を配備し、必要に応じて市民が利用できるようにする。
12	13	-	高架下	地域住民によるプレイパーク。NPO 団体やボランティア団体の集会所。
12	13	-	高架下空間	高速道路・高架鉄道の高架下空間の利活用（事業者・NPO 等による賑わいづくり）
12	13	-	道路橋下の空間	道路橋下の余剰スペースを活用し、イベント時のスペース等で解放する。
12	13	-	道路橋及び鉄道橋の高架下	十分な耐震化を図られた橋梁であることを条件に、高架下に防災倉庫の設置をし、被災時の拠点とする。平常時は防災公園として一般に開放する。
12	13	-		駐車場、駐輪場施設とする
12	13	15	連続立体交差の高架下や駅前広場	イベント、バザー、飲食物の屋台など 定期的に自由な活用を認め、人が集まり にぎわい、街の魅力の向上になるようなことは何でも OK とする
12	20	2	橋の上	湖にかかる大きな橋があります。湖上の催しと併せて、橋の上を道路以外の活用ができればと思います。具体的には、屋台を並べたり、上から花火を打ち上げたりと。
12	21	24	駐車場、河川敷、公園	イベント広場での活用。（フリーマーケットやコンサート等）
13	-	-	高架下仮設店舗の利用	駅前再開発に伴って設置された仮設店舗を事業者撤退後も利用し、事業者に一定期間貸し出すことで、様々な飲食店（託児所等）に入ってもらう。
13	-	-	高架下空間	高架下空間を居酒屋や店舗の利用を促進し、中心市街地のにぎわいを創出する。
13	-	-	高架鉄道下の空地	スケートボード等のパーク
13	-	-	駐車場	野外コンサート、中古車展、住宅展示場の開催を認める。
13	-	-	鉄道の高架下	店舗や広場を設置し、にぎわいを形成する。また、必要によっては、駅から近いことから、保育施設等の設置も考えられる。
13	-	-	鉄道橋	高架下を活用した飲食店及び物販店等のマーケット
13	-	-	鉄道橋の高架下	駅近くの高架下を商業施設や情報発信拠点とする。自由通路とし、店舗の設置を促す。店の種別毎にゾーン分けするなどし、コンセプトを持った空間を創出する。
13	-	-	鉄道高架下の空間	鉄道高架下の空き地を事業者に貸与（有償・無償）し、飲食業他の営業を認める。新たに起業を計画している人のチャレンジショップとして割安で貸与することも想定する。恒常的利用でなければ、毎月1～2回程度、バザーやフリーマーケットの会場として利用し、そこでは飲食物の販売も出来るようにする。
13	-	-	鉄道高架下の空間	店舗誘致、橋柱を利用したスポーツジム施設、イベント開催
13	19	-	鉄道橋の高架下、漁港	祭典等のイベントの開催
13	2	6	事業用地	事業用地として確保したものの長期未着手のため、維持管理のみ発生している未利用地について、整備時期の見通しのたっていない事業用地については、周辺の土地利用状況を勘案して、憩いの場として、若しくは、一定期間の定借設定の上、駐車場用地などとして、利用を図る。
13	14	15	新幹線駅舎ロビー、高架下スペース、駅前広場	各種イベントやバザーに利用する。 飲食物販売も認める。
14	-	-	駅の屋外空間	パークアンドライド用の駐車場整備による乗継機能向上。
14	-	-	駅構内	特に学生が通学する時間帯で、読書・学習ができるよう、構内の空間を広めに開放する。
14	-	-	駅舎	駅舎に保育園を作る。（子どもを預けて、即、乗車）
14	-	-	駅舎のコンコース	歴史等の名所、旧跡の案内
14	-	-	駅舎空間	駅舎内空間を利用したアンテナショップ等の観光案内等の発信施設の設置。
14	-	-	駅舎周辺の空間	駅舎周辺（駐車場、駐輪場も含む）の空間を利用し、地域住民や町外の方との交流も含め、自由に活用できるようにする。
14	-	-	駅舎待合所の空間	JR 駅の無人化回避のため、発券業務を町で運営している。待合所の空間を待合のみならず、交流、情報発信等の活用がしていきたい。
14	-	-	駅舎等空間	自治体名称と同じ名称となる駅舎は自治体のシンボリックなものとしてとらえ、歴史と伝統を踏まえた駅舎を整備し、市民の往来を妨げない形でイベント等空間を整備・確保する。
14	-	-	駅舎内	一時的な避難場所として活用
14	-	-	駅前広場	上記道路空間で行うイベントの関連付イベントの開催、単独のイベント開催（プロジェクションマッピング、ライブイベントなど）
14	-	-	公共交通施設駅舎	駅舎の一角を利用して、展示会の開催や図書館の開設を行い、駅前の賑わいの創出
14	-	-	市バスのバス停	狭小なスペースを考えるとアイデアが思い浮かばない
14	-	-	自由通路	イベント開催（啓発活動）
14	-	-	地下鉄駅舎コンコース	イベント会場
14	-	-	鉄道駅舎跡地	遊休地に民間投資による商業施設、市観光物産プラザ等を整備し、集客による活性化を図る。
14	-	-	利用客の多い駅舎	駅舎の一部に保育園等を設置する。
14	-	-	路線バスの停留所	バス停の施設を活用し、バス停をハブとなる施設としてコミュニティを形成し
14	-	-		駅舎及び屋外空間を利用したオープンカフェ。
14	-	-		橋上駅舎を24時間利用出来るようにすることで、防犯性を高めることができ、また、踏切を渡る必要がなくなるため、歩行の快適性を高めることができる。新たにエレベーターを設置することで、誰も安全に駅を利用出来るようになる。既存駅舎を利用して、飲食物の販売を認める。既存駅舎を利用して、町の情報発信や特産物のPRなどを行う。

施設番号			施設属性	利活用アイデア
1	2	3		
14	-	-		集客施設、保育所機能、集合住宅などを複合的に整備し、中心市街地の活性化とまちなか居住の促進を図る。
14	-	-		住民票、印鑑証明等の自動交付機を設置し、利便性の向上を図る。
14	-	-		展示エリアにピアノなどを設置し、演奏を行い、電車にて訪れた人、市民に開放する。
14	-	-		土地の伝統的建物のデザインにする。
14	-	-		日時を指定し一般に開放するなどし、各種イベントや情報発信をできるようにスペースを提供する。
14	-	-		無人化となっている駅舎を利用した地元名産品の店舗や、個人のフリーマーケットなどを実施。来訪者は、J R やバスなど公共交通機関を利用して来てもらう。
14	-	-		曜日や時間によって高齢者の憩いの場、子育て交流、学童保育、無料学習塾等の交流スペースとして提供。
14	-	-		必然的に人が集まる場所なので、観光案内所や特産物販売所を設置し、市内外の情報を発信する場所にする。
14	15	-	まちの駅空間	市の交通の要衝である中心街の駅を開放し、来訪者への情報発信機能を兼ねたまちの駅としての活用
14	15	-	駅	B 級グルメの開催、ご当地ラーメン博、ライブ等
14	15	-	駅なか駅そと	S L などの観光資源を用いて、駅の中、外をつないだイベントの開催
14	15	-	駅舎	駅舎の空きスペース簡易託児所として開放し、利用者の利便性向上を図る。(隣町への買い物の間、子供を預けるなど)
14	15	-	駅舎、駅前広場	地域の拠点という利点を活かし、J R と連携しながら駅利用者の増加や駅周辺のまちづくり、観光客の集客につながる仕組みをつくっていく。
14	15	-	駅舎、駅前広場	祭りイベント開催や鉄道模型展示などギャラリーとしての活用
14	15	-	駅舎・駅前広場周辺一帯	駅舎の建物・駅前広場の空間及びその周辺が一帯となり、期間限定で大規模なイルミネーション装飾を行い、イベント等を開催する。
14	15	-	駅舎の屋内・屋外空間	駅舎の余剰スペースを開放し、地域振興や住民サービスの向上に資する事業(イベント・子育て支援等)については利用できるようにする。
14	15	-	駅舎や駅前広場	イベントや展示などの催しや、救急や防犯などの啓発活動等を行う。また、事業者がカフェなど営業し駅利用者への利便性の向上とイメージアップを図る。
14	15	-	駅舎を含む駅前空間	駅前空間を滞在型観光拠点施設として利用する。駅舎を複合施設として利用者に提供し、ロータリーの歩車道区分を明確にすること無く一つの空間として整備する。
14	15	-	駅舎自由通路、駅前広場	・観光案内スペースの設置 ・特産品等の販売スペースとしての活用
14	15	-	改札内、外の空間	通路を含めた改札内、外のスペースをイベント広場やイベント活動広場として利用する。
14	15	-	公共交通施設	自由通路や広場を使ってイベントの開催や、観光客向けの情報提供、飲食物、物品販売。
14	15	-	鉄道施設 駅利用者空間	地元町民主催イベント クリスマスコンサートなど
14	15	-		観光物産や飲食の販売
14	15	-		駅連絡歩道、駅前広場を活用したバザー等イベントを実施し、事業者がそのスペースを活用した営業をできるようにする。
14	15	-		公共施設に壁面緑化を施し、魅力あふれる空間を形成する。
14	15	-		来訪者や市民が集まる場所の特徴を活かし、市の魅力をアピールするイベント等を催す。
14	15	-		鉄道駅前各都市がイベントを開催し、イベントを鉄道でつなぐ。単体のイベントでは参加が少ない場合でもイベントをつなぐことで他のイベントから新たな参加を促す。
14	15	-		常設ではない地元飲食店の出店、野菜等の産地直売所により鉄道利用者以外の集客を図る。
14	16	-	鉄道橋	歩道橋として改修し、観光施設とする。橋の中間地点に営業当時の車両を置き休憩所等に利用する。
14	17	-	駅舎、駐車場	地域コミュニティの拠点施設として、各種イベントでの使用。
14	21	-	公共物屋外	イベント開催など
14	15	16	駅舎・駅前広場	2 町が合併して 10 年。深谷を挟んだ旧町の立地により町民の一体感に苦慮している。そこで、JR の旧町両駅で同時にイベント(屋台村・マルシェ)を開催する。イベント期間中の旧町の JR 駅区間の運賃を無料(格安)としたい。
14	31	36	公共交通施設や公共公益施設の空きスペース	ロビーや待合室などのスペースの一部を使用した、子どもの一時預かりを行う。
15	-	-	バスターミナルの屋外空間	バスターミナルの駐車場の一部について駐車以外の一般の使用を認め、イベント等が行えるようにする。
15	-	-	バスターミナル併設の駐車場	駐車場の目的外利用を可能とし、バザーや事業者による飲食物等の移動販売を認める。
15	-	-	バスロータリー	休日、ロータリーの一部で、オープンカフェ等のにぎわい空間の創出。
15	-	-	ロータリー	駅前のスペースを利用したオープンカフェやイベント時の臨時スペースとして開放する。
15	-	-	駅のペDESTリアンデッキ	イベント等を実施しにぎわいを創出する
15	-	-	駅のロータリー周辺	北欧風の街の雰囲気を感じられる街並形成のイメージにふさわしい出店や大道芸などを許可、支援をおこなう。
15	-	-	駅施設の付随施設	空間の一般貸出
15	-	-	駅周辺多目的広場	各種イベント等

施設番号			施設属性	利活用アイデア
1	2	3		
15	-	-	駅西口広場の空間	小規模な出店や展示等のイベント開催
15	-	-	駅前のロータリー	ひと月に一日程度、町中心地の駅前のロータリーをバザーや事業者の移動販売ができるようにする。
15	-	-	駅前のロータリー、広場	バザーや地元産農産物の直売、観光イベント（獅子舞等）の開催
15	-	-	駅前の都市広場	休日、都市広場を開放し、人が集まるイベント等が開催できるようにする。
15	-	-	駅前ロータリー	駅前駐輪場から駅舎の間の通路の一部に、事業者による飲食物等の移動販売を行う。又、夜間は駅前ロータリーの一部に屋台の出店を認める。
15	-	-	駅前ロータリー	イベント広場
15	-	-	駅前交通広場	物品販売や移動式の飲食店を設置し、簡易イベントを実施する。
15	-	-	駅前交流広場	毎月第3土曜日に、駅前交流広場を活用したおしゃれで元気な朝市を開催し、新鮮野菜や生活雑貨等を販売する一方、市民参加型のライブを開催して、イベントを盛り上げる。
15	-	-	駅前広場	駅前振興組が駅西口祭りを開催しているが、この時、駅前広場の約半分を使い路線バスを含む車両を進入禁止として開催している。
15	-	-	駅前広場	JRと協力し、町の特産品等の物産展、各種イベントの開催。
15	-	-	駅前広場	休日、広場に会場を設置し、駅から降りてきた人に市の観光をPRする。
15	-	-	駅前広場、ロータリー	地域活性化のために民間及び公共のイベントの開催する。
15	-	-	駅前広場とバスターミナル空間	駅前広場とバスターミナルを市民・事業者等に開放し、フリーマーケットやピクニック、イベント、野外コンサートなど思い思いに利用できるようにする。事業者の移動販売も可。
15	-	-	駅前広場のたまり空間	オープンカフェやコンサート、フリーマーケットなど賑わいづくりのために市民が自由に活用できるようにする。なお、商業利用については一定の場所使用料を徴収
15	-	-	駅前広場のデッキ下	商店会等が行う賑わい創出等のイベント（市の協賛があるものに限る）
15	-	-	駅前広場のロータリー	駅前広場のロータリー内の空間で、一定時間市民に開放し、市民活動の発表の場とする。
15	-	-	駅前広場の屋外空間	駅前広場を市民に開放し、バザー、ライブ、各種イベントを簡易な手続きで行えるようにする。事業者による飲食物等の移動販売も認める。
15	-	-	駅前広場の空間	イベントの開催
15	-	-	駅前広場の空間利用	歩行者スペース等を利用し、オープンカフェ、休憩スペース、イベントができるようにする。
15	-	-	駅前広場の歩行ゾーン	にぎわいイベント、観光イベント
15	-	-	駅前広場の歩行者エリア	市などの開催、沿線店舗が歩道上へスペース拡張しての営業を認める。イベント開催（実施中）
15	-	-	駅前広場の歩道部分の活用	前述の幅員歩行者専用道路と接続する駅前広場である。これと一体とした利活用を認める。
15	-	-	駅前広場及び道路	夏の時期に駅前広場及び道路、駐車場を全面占有し、誰でもゆっくりと時間を楽しめる空間（カフェ・テラス）をつくる。周辺の飲食店との連携による飲食物等の出前販売を認める。
15	-	-	駅前広場空間	イベント会場として活用することを認める。カフェ事業者がそのスペースで営業することを認める。
15	-	-	駅前広場内広場空間	イベントなどの実施
15	-	-	駅前多目的広場の空間	静態保存している電車車両の開放とあわせ、イベントの開催や買い物等ができるようにする。
15	-	-	交通広場の上空空間	交通広場上空空間を立体道路状に活用することを認めることで、周辺の建築物の再開発を促し、鉄道と都市の結節機能を強化する。
15	-	-	市内で乗降客数が多い主要な鉄道の駅前広場	休日、観光客を対象とした観光案内の拠点とする。広場にはテントを設営して地元産品の販売やPRを行う。
15	-	-	車道部、歩道部	通行規制のもと大きな空間を利用して一定の目的をもったイベント等に利用する。
15	-	-	新幹線駅前広場	B級グルメイベント、ゆるキャライベント、地場産イベント等による市のPR
15	-	-	鉄道鉄道跡地	旧鉄道敷を活用し、直通道路を整備する。周辺宅地開発等を誘発し、定住・移住の促進を図る。
15	-	-	賑わいを創出する多目的な広場空間	全市的なイベントのサテライト会場、オープンカフェマルシェ（朝市・夕市）、ネオ屋台（移動販売）
15	-	-		市の中心部に位置しており、ロータリー内には像があるため、歴史や情報発信の場として活用できる。
15	-	-		イベントの開催
15	-	-		イベント会場として利用できるよう整備中。
15	-	-		イベント開催（特産品等の販売や各種イベントスペースとしての利用）
15	-	-		イベント広場として開放
15	-	-		イベント広場として活用する。
15	-	-		ウォーキングイベントの発着地、夏祭りの会場として利用されているので、平常時定期的に移動販売車両により飲食を可能とし、利用者の滞留を図る。
15	-	-		オープンカフェ、各種イベントの開催などの賑わいの創出のために活用。
15	-	-		オープンカフェ、売店等を設置し、イベント等を開催するなど、駅と周辺の商店街をつなぐ架橋となるような利活用。
15	-	-		にぎわい、つながり
15	-	-		バザーや音楽イベント、子供向けイベントの開催。オープンカフェ、バザーの開催。
15	-	-		まちづくりに関する色々な利用
15	-	-		一時的な避難場所として活用
15	-	-		一定の要件の下、飲食店やオープンカフェ等の営業を認める。
15	-	-		一定時間市民が自由に活用できるようにする。イベント開催、朝市、オープンカフェ等。
15	-	-		一部スペースを事業者に貸し出し、オープンカフェ等のスペースとして活用する。

施設番号			施設属性	利活用アイデア
1	2	3		
15	-	-		駅舎を正面に臨む景観性を活かし、写真撮影（講習）イベント等を開催できるようにする。また小学校の活動（写生大会、公共交通に関する青空教室）の場として提供する。
15	-	-		駅前タクシープール等に市や芸能発表の場の開催を実施しながら、特産品の販売やカフェスペースを実施。
15	-	-		駅前の空きスペースを活用した飲食物等の販売による賑わいを創出。
15	-	-		駅前の賑わい創出のため、ロータリースペースを時限的に活用し、飲食出店、フリーマーケット、青空図書館、子供アスレチックスペース、各種イベントなどに活用する。
15	-	-		駅前広場において、地元名産品の販売や飲食物の移動販売等を行い集客を図る。
15	-	-		駅前広場において民間によるオープンカフェやバザーなどの実施を認める。
15	-	-		駅前広場にベンチ等の休憩施設を設置する。利用者に合わせたバスのルートの確保、駐輪場の設置。飲食物等の移動販売。
15	-	-		駅前広場の一部を賑わいづくりのスペースとして活用。
15	-	-		駅前広場の空間を活用し、祭りや市場などのまちのにぎわいを創出するためのイベントを開催する。
15	-	-		駅前広場への観光案内所の設置等、市の魅力発信の場として活用を図る。
15	-	-		駅前駐車場ロータリー内のスペースにステージを設け、音楽発表、NPOの活動紹介、サークルの会員募集などの場として利用してもらい、人が集まるスポットとする。
15	-	-		屋外空間をイベント等に活用
15	-	-		閑散期の駅前広場を自動車進入禁止とし、イベント開催や市民の交流の場とする。
15	-	-		季節ごとの市内の特産品や地場産品を売る屋台等の設置を実施し、試食販売を行う。また、市内各地で行われている各種イベントの情報発信を行う。
15	-	-		休日、駅前広場を市民に開放し、バザーやピクニックなど思い思いに利用できるようにする。事業者による飲食物等の移動販売も認める。
15	-	-		休日時のイベントスペースとしてや屋台村など簡易的な飲食店の営業、鉄道利用者繁忙期の駐車場として利用
15	-	-		休日等にイベント等による実施の活用。
15	-	-		空間を一般に貸し出し、一定時間市民が自由に活用できるようにする。バザーを開いたり移動販売車とそのスペースで営業することも認める。
15	-	-		現在も地域の住民等が賑わい利用されている。
15	-	-		座れる場所を作る等、歩行者が休憩できる場所を確保する。
15	-	-		祭り等の各種イベント時には一定区間を閉鎖し出店等を営業できるようにする。
15	-	-		市民がイベントや営業をすることを認める。
15	-	-		大道芸、手づくり品の市、地場品の販売などを定期的に実施する。
15	-	-		鉄道で訪れる観光客等向けのイベントに利用できるようにする。
15	-	-		電車やバス利用者を購入対象にした農産物の販売を行えるようにする。季節によってミニイベントを開催できるようにする。
15	-	-		土日の利用者が少ない時などに、蚤の市等のイベントの開催
15	-	-		白夜祭などのイベントの際に、会場として開放するなど、にぎわいの場とすることが考えられる。
15	-	-		半常設的（撤去は容易）な建物を行政が設置し、飲食提供や土産販売等おもてなし専用市内事業者等が使用できるようにする。
15	-	-		範囲を限定してリースペースを設け、地元農産物の販売、地元企業のPR、飲食物の提供等、地域の自由な活動を認める。
15	-	-		開通100周年を迎え、各種イベント開催等を認める。
15	-	-		毎週土日、中心市街地のにぎわい創出のためイベントの開催。
15	-	-		毎年11月末頃からイルミネーションを実施している。
15	-	-		イベント開催は度々開催されているが、休日に駅前広場の一部を市民に開放し、朝市やバザーなど利用できるようにする。
15	-	-		イベント開催や駅利用者などへの情報発信の場として利用できるようにする。
15	-	-		コンサートなど、発表の場として駅前広場を開放。定期的に、時間を決めて利用できるようにする。
15	-	-		駅前という特性を生かしたイベントや情報提供等の利用。また飲食等のイベントも可能とする。
15	-	-		駅前広場を整備することで、公共交通の強化及び観光客の増加を図る。
15	-	-		道路を占有するとして申請を出してもらうことを前提にイベント等の開催を認める。
15	17	-	その他交通施設	催事、情報発信、地域間交流等に活用
15	17	-	駅前広場、駐車場	交流スペースとして、地元商店やクラフト作成者に提供する。飲食の提供・販売を認める。
15	17	-	駅前広場、時間貸し駐車場	地域のイベント会場や、イベント時のタクシー待機所の代替。（行政財産の目的外使用許可として実施済）
15	17	-	駅前広場、駐車場	駅前広場、駐車場の一部（空きスペースを含む）を使って、各種イベント開催、露店商も認める
15	17	-		各種イベント会場として活用
15	17	-		日頃、清掃活動や花植などボランティア活動を行っている団体を主体とした、啓発や地域コミュニティを高めるイベント活動、朝市などの開催。
15	17	-	駅前広場の空間	駅前広場および駅前広場内にある一時駐車場をイベントスペースとして利用できるようにする。
15	17	-	駅前広場空間 駐車場	イベント時の会場とし、来町者と町民の交流の場として活用。（実施済み）
15	17	-	町営駐車場等の町有地	駐車場等広場を活用したイベントの開催。

施設番号			施設属性	利活用アイデア
1	2	3		
15	24	-	公園や駅前広場空間	公園及び駅前広場の空間を利活用し、イベントの開催やフリーマーケットなど、一定時間市民や各種団体等が自由に活用できるようにする。
15	24	-	ロータリー、公園	災害時の一時避難場所にする。また、休日等はロータリーでフリーマーケット等を行う。
15	36	-	駅前広場 庁舎屋外施設	駅前広場、庁舎駐車場を一般に貸し出し、イベントやバザー等に利用する。
15	36	-	駅前広場、公共施設等の利用	駅前広場や庁舎、公共施設等において、コミュニティ形成、憩いの場、飲食物販売、町おこしイベントができるよう民間業者に無料で貸出する。収益の一部はまちづくり関係の基金に寄付
15	36	-	屋外空間	休日、庁舎の駐車場、広場を開放し、バザー等の実施、事業者等による飲食物の販売。
15	36	-	広場、公園	広場、公園を開放し、祭り等催事会場やスケートボードリンクなどスポーツ会場として提供する。オープンカフェ等飲食物の販売も認める。
15	36	-	市庁舎、駅前広場などの屋外空間	市役所、駅などの交通結節点の公共空間を開放し、農業者の直売所や飲食店の移動販売も認める。
15	16	18	官公庁施設、駐車場	閉庁日に限り、町内会等の集まりの場として使用することを認める(ラジオ体操や地元の祭り等)。
15	17	21	駅前広場・町営駐車場・河川敷広場	休日等の一般開放・営利企業(販売)などへの開放
15	17	23	駅前広場 駐車場 治水施設等	週末のイベントとして、スケートボード大会が開かれるような公共スペースを開放したい。また事業者による飲食等の移動販売も認める。
15	17	24	駅前広場、駅前駐車場、公園	広場及び駐車場を利用し、祭り等のイベントを行う。
15	17	24	庁舎等屋外	イベント開催など
15	17	38	その他交通施設・公共空間	レースの開催されていない時に、お祭り・各種イベントの開催を認める。
15	21	24	未利用空間	休日、時間外、必要時にスペース貸し
15	24	25	駅前広場・公園・緑地	祭事などに合わせて各種イベントを開催し、また、冬季は、降雪などにより公園利用者も減るが、月毎にデザインを変えたイルミネーションを点灯させることにより見物客を呼びこむ。
15	24	36	公共空地	近隣商店街等、地域の活性化に資する広告スペースとしての活用
15	31	36	公共交通施設、公共公益施設の屋外空間	夜間や休日の公共交通施設・公共公益施設の駐車場を開放し、バスケットボールやスケートボード等のスポーツが可能な空間の確保と機能整備をすることで、特に若年者が集える空間をつくる。
15	31	36	行政施設等の屋外空間	公共施設と駅前広場を一体的に活用し、イベントの開催や飲食など出店を認め、活性化する。
15	31	36	駐車場等の建築物等の無いスペース	災害時の避難場所。休日において、イベント開催などの利用を許可する。
16	-	-	軌道	駐輪場
16	-	-	軌道法面	手入れの容易な花の栽培で花軌道を走る電車による観光資源の拡充(以前活動あり)
16	-	-	鉄道の軌道敷	軌道敷は膨大な面積を有しているため、芝生等を中心に緑化を行うことで、生物の多様化、ヒートアイランド現象の緩和及び景観向上につなげる。
16	-	-	鉄道廃線敷	サイクリングロード
16	-	-		電車があまり通らない軌道があるため、それを利用して軌道ウォーキングイベントなどを開催する。
17	-	-	P&R 駐車場	イベントの企画として P&R 駐車場でフリーマーケットを行う。日頃、公共交通を利用しない方に L R T を利用して会場に来ていただくことで、公共交通の便利さを実感していただく。
17	-	-	駅前市営駐車場	商店の出店を集めてイベント的にフリースペースのような活用を行い、市民に各商店を知ってもらう機会を設ける
17	-	-	駅前平面駐車場	バザーや、フリーマーケットなどの広場として一時貸出する。
17	-	-	屋外駐車場	休日、屋外駐車場を町民に開放し、バザーやイベントなど思い思いに活用できるようにする。事業者による飲食物等の販売も認める。
17	-	-	海水浴場 駐車場	国道に面した駐車場で、現在商工会により軽トラックを店舗に仕立てた市場イベントが定期的開催されていることから、これに類するイベント会場としての活用が可能である。
17	-	-	観光用駐車場の空間	月1回程度駐車場スペースをイベント用スペースとして開放する。B級グルメやマルシェなど、食に特化した野外イベントを定期的開催する。
17	-	-	公園の駐車場	にぎわい創出のための空間として、イベントやバザー等の実施。
17	-	-	公共施設の駐車場	イベントの開催などのにぎわい事業の実施
17	-	-	公共施設等の駐車場(屋外空間)	休日、駐車場等を市民に開放し、バザーやピクニックなど思い思いに活用できるようにする。事業者による飲食物等の移動販売も認める。
17	-	-	公共駐車場の駐車スペース	駐車スペースを一般に貸し出し、イベントの実施、休憩スペースとして活用する。喫茶営業も認める。
17	-	-	公設施設駐車場	平日は施設利用者に無料で提供しているが、閉館日等には有料パーキング化する。
17	-	-	公用車駐車場	イベントの際に解放し、催し物広場として広く利用できるようにする。
17	-	-	行政施設の屋外空間	休日に市庁舎の駐車場を開放し、バザーやイベントを開催できるようにする。事業者による飲食物等の移動販売も認める。
17	-	-	行政施設の駐車場	休日、使用していない駐車スペースを利用しイベント等を開催
17	-	-	市営中央駐車場	イベントの開催など。
17	-	-	市営駐車場	市街地にて行う大規模なイベントの会場として利用を認める。

施設番号			施設属性	利活用アイデア
1	2	3		
17	-	-	市営駐車場の屋外空間	駐車場を市民に開放し、イベントや防災拠点に利用できるようにする。事業者による飲食物等の移動販売も認める。
17	-	-	市営駐車場の壁面空間	壁面を利用して、山岳競技のリードやボルダリングを実施し、その周辺にカフェスペースを設置。
17	-	-	市街地内にある大型駐車場	大型駐車場を活用した観光イベントの開催。 災害時の一時避難拠点とする。
17	-	-	市庁舎の駐車場	各種イベントやバザーに利用する。飲食物販売も認める。
17	-	-	施設付属の駐車場	休日駐車場を開放しイベント開催や朝市などの営業を認める。
17	-	-	総合体育館駐車場	スポーツをする仲間が集まる場所なので、子供向けには駄菓子屋を扱う店、女性向けにはカフェ、男性向けにはバルなど定期的に開催
17	-	-	駐車スペース	休日に市民に開放し、イベント等の開催ができるようにする。
17	-	-	駐車スペースの空間	駐車場を開放してイベント等の開催に利用できるようにする。飲食等の販売も認める。
17	-	-	駐車場	イベント広場としての活用
17	-	-	駐車場の空間	地下駐車場について、地域の拠点駐車場として活用しつつ、歩行者通行、自転車駐車、防災のための利用などの多機能化を実施する。
17	-	-	庁舎の駐車場	休日に駐車場を市民に開放する。また各種イベントにも利用できるようにする。
17	-	-	庁舎一般駐車場	休日、駐車場を一般開放して、街中に居住する子どもたちの遊び場もしくは、イベント開催のスペースとしての利用を認める。
17	-	-	庁舎等行政施設	町役場が休みの時に、駐車場を町民に開放し、カフェテラスなどを作って、図書館の本で読書を楽しみながら利用できるようにする。
17	-	-	庁舎付近駐車場	事業者による防災関係の出店販売が行えるようにする
17	-	-	町営駐車場	土日祝日の駐車場としての利用が少ない時に、祭りなどのイベント会場や、スケートボード、ローラースケート、アイススケートなどのスポーツ広場として活用する。
17	-	-	町管理の屋外駐車場空間	伝統行事や祭・イベントなどの開催時に、限定的に駐車場スペースを開放する。
17	-	-	転貸駐車場	市営住宅で空いている駐車場を不動産業者と契約し、一時的転貸駐車場として活用する。
17	-	-	道の駅	ドックラ。道の駅周辺に近い、ペットと共にリフレッシュ。
17	-	-	文化財施設の屋外空間	休日に、城内のグラウンドや芝生広場等を開放し、フリーマーケットや事業者による飲食物等の販売を行う
17	-	-	立体駐車場	休日等に屋上部分を開放し、人が集えるようなイベントを行う。
17	-	-	立体駐車場の屋上	夏祭りの花火開催とあわせて、利用の少ない立体駐車場の屋上部を開放し、飲食物の販売もあわせて行い、鑑賞用スペースとして開放する。
17	-	-		休日や平日夜に場所を利用して、イベントを行う
17	-	-		一部をイベントスペース等とし、観光客が楽しめる空間を提供する。
17	-	-		休日、町庁舎の駐車スペースをイベント会場に利用している。
17	-	-		場所によっては満車とならない駐車場があるため、空きスペースに防災用具等を備蓄しておく。
17	-	-		一時的な避難場所として活用
17	-	-		休日、庁舎の駐車場利用して、季節に合ったイベントを地元が主催でできるようにする。事業者による移動販売も認める。
17	-	-		休日など、駐車場をイベント等開催できるよう開放する。飲食物や物産の販売も認める。
17	-	-		景観に配慮した緑の多い駐車場とし、やすらげる空間も演出する。駐車場でもあり、公園でもある。
17	-	-		郊外の駐車場において、夏季期間については、各種イベントの開催（飲食関係）。冬期間については、除雪された雪を利用し、かまくらや滑り台等を作製し、地域の賑わいを図る。
17	-	-		災害時の被害軽減や避難場所としてや、各種イベント（フリーマーケットなど）の開催に活用
17	-	-		小さな子どもを連れて保護者は、車を利用する機会が多いと考えられることから、近隣の商業施設等利用の際に子どもを預かる施設や遊び場を設置し、活用してもらう。
17	-	-		駐車利用が少ない日に、屋上階をイベントの開催場所等として利用する。
17	-	-		町民解放
17	-	-		日時を限定し、子どもが遊べる空間として利用できるようにする。簡易な店舗の出店も認める。
17	-	-		立体駐車場内に商業施設（コンビニ、ファーストフードなど）を誘致し営業を認める。
17	-	-		町役場が休みの時に、駐車場を町民に開放し、バザーなどのイベントを開催し、利用できるようにする。
17	-	-		駐車場の屋上を休日だけ市民に開放し、昼間は読書や飲食、夜はビアガーデンなどできるようにテーブルや椅子を用意し、市民の憩いの空間にする。
17	-	-		立体駐車場において、利用の少ない日等に屋上を市民に開放し、イベントを開催するなど思い思いに利用できるようにする。
17	2	-	パーキングメーターの空間	オフィス街道路のパーキングメーターの空間をベロタクシー等の乗り場として活用できるようにする。
17	15		駐車場・広場	現在、役場庁舎や道の駅の駐車場等を休日、商工会等に開放し、イベント等に利用できるようにしている。
17	18	-	駐車場	イベントの開催
17	18	-	駐車場・駐輪場	土日祝日で利用されない駐車場・駐輪場を活用し、各種イベント開催を行うようにする。
17	18	-		利活用されていないスペースに防災用品の備蓄をする。
17	18	-	駐輪場、駐車場	駐輪場や駐車場に市のイベント等の広告及び有料広告を設けることで、市の取組をアピールや財源確保に繋げる。
17	21	-	公園及び河川敷等	公園及び河川敷等を町民への開放や市街地イベントの開催など自由に活用できるようにする。

施設番号			施設属性	利活用アイデア
1	2	3		
17	21	-	城史跡	城への観光客や市民を対象に、武将の装束（甲冑や刀）を貸出し、着付け体験と伏見櫓などを利用し着た姿を記念撮影するというサービスを行う。
17	24	-	屋外空間	オープンカフェ等イベントを中心とした人が集う空間として利用
17	24	-	公共施設の屋外空間	駐車場及び公園バザーやピクニック等に利用できるようにする。
17	24	-	公共駐車場、運動公園（球場、競技場等含む）	大規模な災害、事件等を想定した防犯・避難訓練を行う。
17	24	-	駐車場	休日に音楽ホール駐車場を市民に開放し、フリーマーケット等に利用できるようにする。
17	25	-	ポケットパーク等	まちなかのポケットパーク等の使用（飲食物販売等）を隣接飲食店等に許可し、清掃等の日常の維持管理を担ってもらう。
17	26	-	ポケットパーク、駐車場など小規模な空間	道路沿いの小規模な空間を利用し、歩行者憩いの空間を創出したり、イベント開催にあわせて「まちなか美術館」「まちなか博物館」を設置し、回遊性を高める。
17	31	-	図書館及び駐車場	図書館駐車場を閉館時や早朝に地元住民の交流スペースとして開放する。朝市やラジオ体操などの会場として利用する。
17	36	-	公共施設の平面駐車場	休日、駐車場空間を利用して、イベントの開催
17	36	-	市役所駐車場	ミニサーキット場やラジコン会場として貸し出し。
17	36	-		中心地という立地を活かしてのバザーや産業祭等のイベントの開催。利用料金を徴収。
17	36	-		夜間は開放し、イベントを行なえるようにする。使用料を徴収し、市の収入とする。
17	36	-	庁舎屋外空間及び駐車場	現在もイベント等に使用している。加えて、使用が可能なイベントなど住民等の要望があれば利用を検討できる。
17	36	-	庁舎等行政施設の屋外空間	春の花見のシーズンに駐車場の一部や市庁舎の屋外空間を花見ができるスペースとして市民に開放する。
17	36	-		駐車場の利用が少ないと見込まれる特定の休日に、市庁舎等の駐車場を市民に開放し、バザーや事業者による飲食物の移動販売などを認め、イベント等を開催できるようにする。
17	36	-	日により施設の利用者数が変動する施設	施設の利用者数が少ない日に、エリアを区切って、自由に利用できるよう市民へ開放する。また、事業者によるイベント開催を促すようPRをする。
17	18	20	庁舎等行政施設の屋外空間	市道、歩道、休日、市庁舎の屋外通路、駐車場、前庭を市民に開放し、バザーなど思い思いに利用できるようにする。事業者による飲食物等の移動販売も認める。
17	20	21	広い空間	イベントやスポーツに活用する。
17	21	24	イベントの開催	駐車場や公園の一部を利用してのイベントの開催。
17	24	25	公共立体駐車場敷地内のオープンスペース 緑地・公園	イベント時の二次会場等
17	24	26	防災時の活用	防災時に緊急避難所としての活用ができる。
17	24	31	広場・公共公営施設	自然災害時の一時避難所及び仮設住宅建設地として利用する。
17	24	31	駐車場、公園	イベントの会場として利用。
17	24	31	駐車場、公園等の広場	イベント等の開催
17	25	25	庁舎等行政施設の屋外及び隣接する駐車場や緑地などの空間	休日などに開放し、地域の祭りやイベントなどの会場として活用。
17	31	36	駐車場、学校・官公庁の屋外	利用者の少ない駐車場や学校、市役所の屋外スペースを休日に開放し、バザーやイベント等に活用する。
17	36	24	駐車場	空きスペースを活用して、イベントの開催
18	-	-	自転車駐車場	地下駐輪場を拡充し、そのまま地下から駅へ接続させるルートの構築
18	-	-	地下駐輪場の屋内空間	空きスペースを自転車屋さんへ貸し出しメンテナンスサービスの提供、喫茶スペースとして飲食サービスの提供など。
18	-	-	駐輪場	ロッカールーム・シャワー室・メンテナンスルームなどの利用ができるようにする。
18	-	-	庁舎の駐輪場	休日に駐車場を市民に開放する。また各種イベントにも利用できるようにする。
18	-	-	低層自転車駐車場の上空空間	自転車駐車場（道路附属物）の上空空間について、民間資本により商業等利用を含む施設整備と活用
19	-	-	港湾施設	釣り大会などのイベント開催
19	-	-	旧フェリーターミナル用地	カートレース、ジムカーナレース
19	23	-	空港、治水施設	観光地としての活用。人が立ち入り見学できるようにする。
19	24	-	一般入立禁止の港湾施設	休日に港湾施設を市民に開放し、釣りなどが出来るようにする。
19	24	-	漁港野積場	地域の活性化につながるようなイベント等の開催スペースとして、事業者による飲食物の販売も認める。
19	24	-	空港（ホバ－発着地）	廃止された空港のホバークラフト発着地をバザーやイベントの会場に活用する。
19	24	-	空港や港等の屋外空間	本来機能の妨げとならない範囲（時間・場所）で開放し、いろんな行事に活用する。
19	24	-	護岸	このエリアでは、海を身近に感じることができ、公園では市民が憩える場やスポーツの場とし、副港内ではボートレースを実施するなどの周遊動線の整備が考えられる。
19	24	-	港	港は市の象徴となる施設・場所であるため、臨港地区全体を利用した漁業、港湾等まつわるイベントに活用する。
19	24	-	港湾	イベントの開催等。

施設番号			施設属性	利活用アイデア
1	2	3		
19	24	-	港湾区域内の緑地	船着場を有する港湾区域を利用して水上レストランの設置を認め、近隣の結婚式場から、水上ウェディングとしての利用も認める。
19	24	-	港湾施設（埠頭用地等）の空間	休日など埠頭用地等を解放し、朝市や物産市などに利用できるようにする。
19	24	-	港湾施設空間	空地や利用頻度の少ない場所をイベント会場として利用したり、民間がもっと容易に活用できないか。港湾駐車場を開放して国際交流事業やイベント・観光事業などに利用できるようにする。飲食等の販売も認める。
19	24	-	廃止された公共岸壁	現在は利用されていない公共の岸壁を市民が利用できるように開放し、バーベキューなどができるよう整備
19	24	-	旅客船岸壁	釣り大会を開催し、併せて漁協祭り(特産品の販売・餅つき等)を行う。
19	24	-	臨港地区	港まつりや朝市などに活用している。
19	24	-		休日、海上自衛隊や豪華客船を招き、乗船体験イベント等を開催。事業者による飲食物等の移動販売も併せて認める。
19	24	36	周りに民家の少ない広場等	夏限定のBBQ会場やビアガーデンスペースの開放。利用料金の徴収
20	-	-	ダム水面空間	大学等の船艇部の練習場として利用できるようにする。
20	-	-	ダム湖の湖面	ダムの湖面を活用し、市民向けにカヌー等の船舶の貸し出しや魚釣りの場を提供する事業者を募り、事業者が運営を行う。
20	-	-	河跡沼	釣り、親水、水鳥観察
20	-	-	河川	河川空間をレジャー・事業者に営業することを認める。
20	-	-	河川、ため池の水面	いかだ、カヌー大会などを開催する
20	-	-	河川・運河	民間事業者に対して水面利用を提供し、水上レストランやレジャー施設等の利活用を促進し、にぎわいを創出する。また、利用料を徴収し、水辺空間の整備費に充てる。
20	-	-	河川の空間	水面近くに舞台を設置し、市民や観光客が休憩できるようにする。また、ミニコンサート等のイベントにも活用できるようにする。
20	-	-	河川の水面	貸しボート、屋形舟、水上マーケットなど、水面を活用した事業で、事業者が営業することを認める。
20	-	-	河川沿いの空間	屋形船による町おこし。
20	-	-	河川堤防敷地	伝統行事や祭・イベントなどの開催時に、限定的に河川堤防敷スペースを開放する。
20	-	-	現在河川上に差掛けて使用している駐車場	当初、近隣にある商店街来客者用に設置された駐車場であるが、近年利用者が少ないため、歩道、自転車道等に再整備し、有効利用を図る。
20	-	-	水面	小型船舶等の係留施設エリアとして整備し、舟運等の活性化を促進し、水辺のにぎわいを創出する。
20	-	-	水面（河川）	川下りの観光イベントを開催する。
20	-	-	池	クリスマス等のイベント時期に噴水イルミネーション
20	-	-		河川周辺の景観を整備し、河川においてはスノーボードやカヌーを準備し、有料にて使用することができる
20	-	-		児童の居場所づくりのため、遊びの場として活用
20	-	-		自然と触れ合うための場所として、子どもが水を使って遊べるよう、一部を利用できるようにする。
20	-	-		水上バス等の交通施設としての利用
20	-	-		昔は子供たちが河川（地元の小川、沢等）に水遊びをした。近年は衛生面、護岸整備や安全面で禁止や制約によりできなくなっている。気軽に子供たちや住民が水遊びができるような環境整備。
20	-	-		水面を活用したレジャー、スポーツ。
20	-	-		歩行者天国イベントに合わせて、水路を使った釣り堀の開催。
20	21	-	河川、湖沼、河川敷	イベントの開催、にぎわいの形成。遊び場の提供。
20	21	-	河川・湖沼区域	河川・湖沼区域内におけるイベント開催や飲食店等の設置。
20	21	-	河川敷	河川敷のレジャー施設・公園施設・スポーツイベントの開催等。
20	21	-	河川敷、河川	河川敷地においてビオトープなどの生物の生息空間を作成し、環境保護、河川愛護を図る。
20	21	-	湖岸～湖面	湖上で、参加者が船を繋げて湖上広場を作るような催しができたら面白いと思います。
20	21	-	自由空間	ゲリラ豪雨等で危険なイメージがある昨今、自己責任で人に迷惑のかからない範囲で自由に使えるいいのでは。
20	21	-	水面・河川敷空間	市の中心部を流れる川空間を活用し水と親しむイベントを実施する。
20	21	-	水面、河川敷、堤防、護岸等の空間	オープンな空間を市民に貸し出し、自由に活用できるようにする。カフェ、雑貨店、軽トラ市、大道芸といったイベントスペースとして、また休憩場所としてベンチ等の設置を認める。
20	21	-	水面・河川敷	河川に水の駅を設置する（船での移動）。近辺の景観を良くすることでアトラクション間隔で移動でき、まちのPRにもつながる。
20	21	-		広い河川をマリンスポーツや水泳競技の場として開放し、河川敷を駐車場やイベント会場として提供する。
20	22	-	河川親水護岸管理用通路	河川管理用通路を開放し、フリーマーケットやマルシェなどの場として活用できるようにする。あわせて親水護岸や船着き場等を利用した水上マーケットを認め、水辺の賑わいの創出を図る。
20	22	-	池水面、堰堤	ため池等の水面に太陽光発電設備（パネル）を設置し、発電事業を展開できるようにする。パワコン等は堰堤等の陸地に設置することを認める。
20	21	22	ゆるやかな勾配の河川堤防・河川敷・河川	都市部の河川、河川敷で火器や水上利用の規制を緩和することにより、まちなかでの水辺に親しんでもらえるイベントの開催を増やすことが可能になる。
20	21	22	河川敷・堤防等	親水空間としてビオトープなどを学校等の管理下で作成し、学習に利用することや、休憩・散策に使えるように整備を進める。
20	21	22	水面・河川敷・堤防護岸・水門	これまで取り組んできた親水性の高い河川整備を活かし、各種イベントやカフェ等を実施し、にぎわいの創出を図ったり、地域活動の場としての利活用を促進する。

施設番号			施設属性	利活用アイデア
1	2	3		
20	21	22	堤外地	イベントの開催
20	21	23	水面、ダム	水面やダムを利用したゴムボートなどのレジャー活用
20	21	23	水面、河川敷等	広大な空間を生かした航空イベントや釣り大会など
20	21	26	川、遊水地	川や遊水地にてボート競技や釣りなどのスポーツ大会を開催する。ラジコンボートの遊び場として開放する
21	22	-	河川	イベントや散策など自然にふれる活動に利用
21	22	-	河川敷	平日の日中や夜間など、人があまり利用しない時間に、ドッグトレーナーを配置し、一般市民に開放する。同時に飼い主に対するマナー向上の呼びかけ及び飼い主同士の交流を目的とする。
21	22	-	河川敷、堤防	サイクリングロードやジョギングコースとして整備し、市民の健康増進を図る。マラソン大会等のイベントを行う。
21	22	-	河川敷、堤防の平らな空間	河川敷、堤防の平らな部分は、ウォーキング、サイクリングコース等を整備し、全体的に公園として使用する。
21	22	-	河川敷と堤防上の歩道	歩行者天国のような交流スペースとして、地元商店やクラフト作成者に提供する。飲食の提供・販売を認める。
21	22	-	河川敷や堤防、護岸	フラットな広いスペースや堤防の勾配を利用して、スケートボード等の競技場や、ローラー滑り台等を設置する。
21	22	-	河川敷空間	植樹等を行い良好な河川景観を形成する。
21	22	-	河川敷等	歩道橋や広場として活用
21	22	-	堤防、河川敷	植栽や清掃による憩いの場づくりが景観意識の向上につながる。作業や資材提供など協力者を増やすことで、事業継続やモチベーションアップになる。
21	22	-	遊水地堤防と河川敷	カーレース・オートバイレース・自転車競技等のモーターイベントで活用
21	24	-	1級河川の河川敷	河川敷に、公園、遊園地、運動場及びイベント広場などを整備し、イベント・GG大会・地区民運動会などを定期的に開催し、市民や観光客が気軽に立ち寄れる場とする。
21	24	-	河原	バーベキュー客への出店(でみせ)出店用地
21	24	-	河川	国交省管轄の1級河川敷は防災のための護岸整備がされ、集いの施設があるが、全く活用がなされていない。夏には、水辺として活用出来れば、憩いの施設になるのではないか。
21	24	-	河川の河原(砂利)	川辺遊びなどの利用者に対して、イベントなどを企画して、より満足のいくサービスを提供する。事業者による飲食物等の移動販売も認める。
21	24	-	河川の高水敷	渇水期の晴天日に河川の高水敷を市民に開放し、スポーツなどが出来るようにする。
21	24	-	河川沿いの空間	オープンカフェ、飲食店、イベント広場等の活用が考えられる。駅から非常に近く、遠方からのアクセスが良い。
21	24	-	河川空間	自然とふれあえるような空間づくり
21	24	-	河川高水敷	散策道の整備
21	24	-	河川施設	催事、情報発信、地域間交流等に活用
21	24	-	河川敷	カヌーやボートなどの基地のようなものを設置。ガイドハイクの実施
21	24	-	河川敷公園	河川敷の空間におけるスポーツ施設(グラウンド、サイクリングロード等)としての利用と合わせて、業者による飲食物等の移動販売も認める。大規模の公園でも同様に考えられる。
21	24	-	河川敷、公園	休日の晴天日、屋外移動図書館を河川敷や公園等で開館。地元商店による飲食の提供・販売を認める。
21	24	-	河川敷、水辺	河川敷に遊具等を設置して、子どもの遊び場を創出。中心市街地に近接している水辺には、飲食店を設けることを認め、新たな商業地を創出。
21	24	-	河川敷、船着場	8月に先祖を供養するため、新河川周辺で市民を取りこんで灯籠流しを行う。
21	24	-	河川敷(増水時以外は流水が無い平地)	河川敷きの平地を整地し、子どもの遊び場、ウォーキングコース、バザー等イベントスペースとして開放する。
21	24	-	河川敷き	整備されていない河川敷きを公園として活用
21	24	-	河川敷きの空間	バザーやピクニックなど思い思いに利用できるようにする。事業者による飲食物等の移動販売を認める。
21	24	-	河川敷の空間	イベント開催やバザーや移動販売等の出店を認める。
21	24	-	河川敷の空地	サバイバルゲームの会場等、新たな遊び場や娯楽のためのスペースとして活用できるようにする。
21	24	-	河川敷の自然空間	遊び場 自然を描く場所。
21	24	-	河川敷や水面の一部	市民や来街者のレクリエーションの場として民間事業者が無償で貸与し、ウォーターパーク等を設置
21	24	-	河川敷グラウンド	イベント会場としても貸し出しを行っている。
21	24	-	河川敷及び沿道の空間利用	車道を歩行者天国にし(週末等)、河川敷で飲食
21	24	-	河川敷空間	バーベキューやキャンプ等でのイベント
21	24	-	河川敷空間	自然を生かした広場として活用したり、散策やサイクリングなどが出来るようにする。
21	24	-	河川敷公園	ウォーキングコースとしての利用やイベントの開催場所として利用する。
21	24	-	河川敷地	祭典等のイベントの開催、自然学習活動
21	24	-	河川敷地(包括占用許可を取得)	河川敷地を活用したオープンカフェなど、カフェ事業者がそのスペースで営業することを認める。(河川敷地占用許可準則第二十二、都市及び地域の再生等のために利用する施設に係る占用の特例)
21	24	-	河川敷等	バーベキュー場として開放し、使用料等によって維持管理する。
21	24	-	湖岸公園	常設の飲食店、もしくはインキュベーションオフィスの設置。
21	24	-	公共施設付近の河川敷	休日や平日夜に場所を利用して、イベントを行う
21	24	-	市庁舎等の駐車場	各種イベントの開催

施設番号			施設属性	利活用アイデア
1	2	3		
21	24	-	水辺公園	イベントの開催など。
21	24	-	低水護岸	中心部に位置する河川敷の低水護岸部を、中心商店街利用者等への駐車場として利用できるようにする。
21	24	-		イベント、パークゴルフ場（設置済み）
21	24	-		イベントスペースやスポーツの競技場としての活用。
21	24	-		イベントの開催やスポーツ全般を実施する。
21	24	-		イベント会場として利用する。
21	24	-		イベント開催時における臨時駐車場・駐輪場としての利用
21	24	-		イベント広場、スポーツ広場
21	24	-		オープンカフェの実施。
21	24	-		オープンカフェやコンサート、フリーマーケットなど。親水性を高め水遊びや釣りなどもできるようにする。小水力発電を利用したイルミネーションにより夜の賑わいも創出する。
21	24	-		サッカーや野球等、スポーツ全般が利用できる多目的スポーツ広場
21	24	-		スポーツや憩いのスペースの構築
21	24	-		テニスコート等のスペース確保やランニング・ウォーキングコース整備によって、身近な河川をレジャーや憩いの場として活用。
21	24	-		パークゴルフ場の設置
21	24	-		バーベキュー等のレジャーを気軽に行えるような空間利用。
21	24	-		ローラースケートリンクやランニングコース等のスポーツ施設整備
21	24	-		一定時間市民が自由に活用できるようにする。イベント開催、朝市、オープンカフェ等。
21	24	-		河川や海岸縁で行うウォータースポーツ愛好者向けに駐車場として開放する。
21	24	-		河川敷に桜を植えて開花時に花見の人が集うさくら祭を行う。
21	24	-		河川敷に納涼床を設置し、飲食物等の営業を許可する（夏季）。
21	24	-		河川敷の区域を定め、レジャーや憩いの場など市民が活用できるようにする。
21	24	-		河川敷の整備をすすめ、イベント会場などとしても活用できるようにする。事業者による飲食物等の移動販売も認める。
21	24	-		河川敷の末舗装路を舗装し、退避場等に四阿やベンチ等を設置し、イベント開催や釣り客に開放する
21	24	-		河川敷を民間事業者等に開放し、BBQ場の整備を行い、自由に利用できるようにする。
21	24	-		河川敷一部を希望者に貸し出し、一定時間市民が自由に活用できるようにする。カフェ事業者がそのスペースで営業することや物販も認める。
21	24	-		河川敷斜面に花の種を蒔き、球根を植える。管理は誰もしない事にする。PRも特にしない。クレームも受け付けない。
21	24	-		花火大会やスポーツ大会の開催など
21	24	-		既に周辺市町村で整備されている川沿線のサイクリングロードを市内に展開させる。
21	24	-		散歩道をつくり、あわせて花壇等景観形成も図る。
21	24	-		市内の貴重な景観資源である河川敷において、イベント等を開催することにより市の魅力発信やPRを図る。
21	24	-		市民がイベントや営業をすることを認める。
21	24	-		親水空間や散歩道など、レクリエーション空間としての活用。
21	24	-		水辺の遊び場として利用。
21	24	-		草刈等を行い広場として利用できる環境を整え、遊びやスポーツ、憩いの場として活用。
21	24	-		地元住民のコミュニティの場となる施設、空間への利活用
21	24	-		地震災害をはじめとした災害時の一時避難場所として活用できるようにする。
21	24	-		茶屋、カフェや自転車乗りのための簡易的な施設などを作り、水辺空間と連動したオープンスペースを創出し、にぎわい形成を図る。また音楽イベントやアートプロジェクトの開催など市民活動の利用も認める。
21	24	-		本施設について、一部緑地公園として使用しており、イベント等の開催地として認める。
21	24	-		夜間も魅力的な憩いの場として活用できるようライトアップする。
21	24	-		河川敷を利用し、安全な範囲で親水空間を創設する。
21	24	-		河川敷に船着場が整備はされているが、現状特段利用がない。イベントスペース、カフェなど観光、娯楽施設の整備ができるのではないかと。
21	24	-		行政が親水空間として整備し、民間のNPOや事業者が、地域住民や観光客を対象として、軽食やコーヒーの提供、コンサートやイベントを行う。
21	24	-		水道の空間を歩行者等がくつろげるようにする。また水とふれあえる空間づくりをする。
21	24	-		河川敷空間を開放し、出店等のイベントを開催する。
21	22	10	河川敷、堤防、道路法面	河川敷、堤防、法面に草花の播種による景観の向上
21	22	23	屋外空間	施設未使用時や、使用に危険がない範囲で一般に開放。子供のための広場や、駐車場、イベント会場として使用する。
21	22	23	河川空間	自由に釣りが出来るような場所が少ないため、河川空間にへらぶなを放し、申請や費用負担なしの使用を認める。
21	22	23		広大な空間を利用したイベントの開催や水辺空間の特性を生かしたイベントの開催
21	22	23		水辺に近づき親しめる空間の創設

施設番号			施設属性	利活用アイデア
1	2	3		
21	22	23	庁舎等行政施設の屋外空間	市道、歩道、休日、市庁舎の屋外通路、駐車場、前庭を市民に開放し、バザーなど思い思いに利用できるようにする。事業者による飲食物等の移動販売も認める。
21	22	24	一級河川の堤防、護岸を含む親水空間	水辺を利用した自然学習。河川沿いの公園でのイベント時に堤体エリアを利用した飲食等の販売
21	22	24	河川敷、堤防・護岸、隣接公園の空間	地域住民の手により堤防・護岸、隣接公園に桜などを植樹・育樹する。開花時期には、隣接公園を事務局及び交流拠点とし、栈敷席を設けたり、露店販売等を認める。
21	22	25	河川敷、堤防、護岸、緑地帯	①河川敷に運動場や芝生広場他を造成し市民に開放する。又、堤防には桜を植樹し花見等のイベントを開催する。②市街地では敬遠されがちな資材置き場等で利用する。
21	22	37	護岸	緩傾斜護岸化や水辺の散歩道整備
21	24	25	河川堤外地の空間	イベントの開催
21	24	25	河川敷・公園・緑地等	広い空間を利用し、バーベキュー等のレジャーや、スポーツ、各種イベントの開催等
21	24	25	河川敷等	スポーツやイベント広場、オートキャンプ場やバーベキュー、釣り堀として開放。花畑をつくり憩いの場とする。
21	24	25	広場や自然空間	公園や緑地、河川敷などの空間の利用を認め、市民が屋外での美術作品の展覧会や音楽会を開催できるようにする。
21	24	31	子育ての場、レジャーでの活用	学校内の既存遊具や河川公園は、家族や友達らの憩いの場に活用できる。
21	24	36	庁舎等行政施設の屋外空間	休日、市庁舎の屋外通路、駐車場、前庭を市民に開放し、ピクニックなど思い思いに利用できるようにする。
22	-	-	1級河川の河川堤防	イベント等の観覧席、散策者の休憩場所とする。堤防の上辺にはイベント開催に合わせてオープンカフェを出店するなど市民が気軽に集まれる場とする。
22	-	-	阿武隈川堤防・護岸	花壇の設置
22	-	-	河川の親水護岸	親水護岸
22	-	-	河川沿いの空間	オープンカフェ、飲食店、イベント広場等の活用が考えられる。駅から非常に近く、遠方からのアクセスが良い。
22	-	-	河川堤防	堤防の法面にすべり台・ターザンロープなどの高低差を活かした遊具や大階段を設置し、水辺のレジャー空間を創出する。
22	-	-	河川堤防と兼用される道路	花見のシーズンに道路を開放し、飲食物等の移動販売も認め散策ルートとする
22	-	-	河川敷	河川空間を民間事業者がイベント施設やオープンカフェ、キャンプ場等を設置できるようにする。
22	-	-	湖沿いの堤防	釣りやマリンスポーツ等のイベント開催
22	-	-	砂押川沿いの堤防	駅前の堤防上を貸出すことで、カフェやビアガーデンなどに利用できるようにする。
22	-	-	桜並木の河川堤防道路	歩行者専用道として開放する。
22	-	-	低水護岸	散策道、遊歩道
22	-	-	堤防、護岸	河川の堤防内に花壇を造る。どの季節でも楽しめるよう工夫し、主に高齢者の憩いの場にする。
22	-	-	堤防、護岸空間	バーベキューやキャンプ等でのイベント
22	-	-	堤防、防潮堤とその周辺施設	堤防からの眺望を利用し、人が集まりその護岸で自由に遊ぶことができるようにする。
22	-	-	堤防・護岸	緑化や遊歩道、ベンチ等を整備し、散歩や憩いの場となる空間を創出。
22	-	-	利根川・渡良瀬川堤防	市内イベント等の会場として開放。サイクリングコースとして市民などに開放する。
22	-	-		釣り等、河川にちなんだイベント。ジョギング等健康イベント。
22	21	-	堤防	水辺に触れ合うことができるように、デッキを設けたりして河川敷 堤防にある公共空間を利用する。
23	-	-	ダム	建設当時、周辺整備を行い、イベントや集客が出来る立派な施設があるが、集客や活性化につながらず、宝の持ち腐れである。夏には、避暑地としては最適であり、全国植樹祭の開催を機に交通網も整備されている。
23	-	-	ダム広場	イベント開催、スポーツ、駐車、ウォーキング
23	-	-	雨水調整地	台風などの大雨がない限り、各種屋外スポーツのほか、キャンプ、レクリエーションやバザー、ピクニックなどによる利用は可能である。トイレ、水道は敷地内に無し。
23	-	-	公園	利用が少ない時期や曜日を活用し、各種イベント開催を行うようにする。
23	-	-	山ノ入ダム	釣り堀り、ボート乗り場
23	-	-	治水施設	市民に親しみが薄い、といった希少性を逆にとらえ、非日常的な空間を活かし、観光施設として提供する。
23	-	-	治水施設の空間	ダムの壁面や水門の壁面に当該施設に関連する防災情報や、その周辺地域に関する観光情報等を掲示し情報の発信に活用できるようにする。
23	-	-	滝畑ダム湖面利用	水質に影響のない範囲で、カヤックなどのスポーツを楽しめるように湖面利用を一部解放する。
23	-	-	調整池	ボールを使ったスポーツ等を自由に行えるスペースとして開放する。
23	-	-	遊水池	通常時はイベント用地や広場として開放
23	-	-		平常時、調整池の貯水部分以外での利用。
23	-	-		水面を利用して、手漕ぎボートなどの観光・レジャー利用ができるようにする。また、ボート競技などのスポーツイベントも開催する。
23	24	-	調整池、都市公園	異文化交流のイベント会場として開放し、事業者等による飲食物等の移動販売を認める。
23	24	-		地区別対抗の球技大会会場として開放する。
23	2	5	調整池	晴天時に調整池を駐車場、子供の遊び場及びスポーツスペースとして開放する。

施設番号			施設属性	利活用アイデア
1	2	3		
23	24	31	空きスペースの利用	休日に公共空間の空きスペースを利用して様々なイベント等を開催する。
23	36	31	治水施設 官公庁施設 学校・図書館等の屋上	景色が良い公共スペースにおいて、ヨガの教室を開く。
24	-	-	運動公園	運動場、グラウンド、トラック等を想定。フリーマーケット会場等のリーススペースとして。
24	-	-	駅周辺の公園	公園を市民等に開放し、フリマ等、自由な活動が行えるようにする。
24	-	-	駅前の緑溢れる屋外公 共空間	広場内でのイベント等の実施を希望する方へ、まちづくり会社等やテナントと調整した上で敷地を貸し出し、様々なイベントで利用してもらう。
24	-	-	園内の敷地の一部	園内の一部の空間を農地として一般や団体に貸出、より農業に関わりやすい環境を整える。
24	-	-	園内広場	地区主催の防災訓練実施箇所
24	-	-	海浜公園	子どもが遊ぶ空間だけでなく、フリーマーケットや各種イベントなど、思い思いに利用できるようにする。
24	-	-	街区公園	イベントやバザーを実施する。
24	-	-	街区公園 総合公園	地域の方の行事、また啓発の場として利用していただきたい
24	-	-	各種公園敷地	公園敷地内において、バザーや各種イベントなど広く利用できるようにする。
24	-	-	近隣公園	駅前の広大なスペースを活用して、近隣住民や地区外の人々を対象とした、イベント会場としての使用を認める。
24	-	-	現公園	有事活用
24	-	-	公営住宅に付属する公 園	フリーマーケット等のイベント用に提供する。
24	-	-	公園	事業所の飲食販売やフリーマーケット等の開催、イベントの実施
24	-	-	公園	子供の遊び場としての子育て場所などとして活用している。
24	-	-	公園	公園の運営管理を市内の団体（NPO等）に委託し、公園内での営業許可等をコントロールしてもらう。現在は営業を駐車場の一区画単位で許可しているため、これによって園内での販売や催しが可能となり、公園利用者にとっても利用しやすくなるのではないかと。
24	-	-	公園	管轄を役所ではなく地域にすることで、わずらわしい手続きを減らし、イベント主催者等が利用しやすい環境にすることにより、誰もがイベント主催者となりうるようにする。
24	-	-	公園、多目的運動広場	仮設住宅等、被災者のための災害復旧用地として活用。
24	-	-	公園・グラウンド	スポーツ大会や運動会などのイベント。
24	-	-	公園・駐車場の屋外空 間	休園・閉園後の広場、駐車場を解放し、レジャー・娯楽等に利用する。
24	-	-	公園・緑地	周辺の土地利用状況や、これまでの水害被害状況、下水整備状況等を勘案して調整池を設置し、災害に備える。
24	-	-	公園での飲食販売による 活性化	公園での飲食販売を認め、自治体管轄内の飲食店から自慢の一品を持ち寄り、店舗の宣伝・レジャー等で活性化を図る。（アルコール販売も）
24	-	-	公園のグラウンドや駐車場	色々なイベントに。
24	-	-	公園の一部	公園の一部をプレイパーク会場としての利用を認める
24	-	-	公園の屋外空間	休日、公園内（駐車場・グラウンド含む）をバーベキュー場やキャンプ場として利用できるようにする。イベントや小規模な野外コンサート等に利用できるようにする。飲食物の移動販売、カフェ等を行えるようにする。
24	-	-	公園の空間	芝生や通路を利用して季節物のイベントが出来るようにする。事業者による飲食物等の移動販売も認める、
24	-	-	公園の空間	川沿いある観光名勝を中心とした周辺エリアの利活用。
24	-	-	公園の広場	イベント開催やバザーや移動販売等の出店を認める。
24	-	-	公園の芝生広場	市全体の市民運動会をひらく。
24	-	-	公園の芝生等の広場	イベントやピクニックなどの利用や事業者による物品販売も認める。
24	-	-	公園の緑地スペース	伝統行事や祭・イベントなどの開催時に、限定的に公園の緑地スペースを駐車場として開放する。
24	-	-	公園への排雪	排雪場所として公園を開放する。
24	-	-	公園空間	運動公園として整備された公園を開放し、出店等のイベントを開催する。
24	-	-	公園広場空間	町民の活性化団体等によるイベントを開催による物販、飲食を認める。
24	-	-	公園施設	公園施設を利用した運動競技会
24	-	-	公園施設の空間	青空市場などの会場として開放し、住民の集う場所とする。
24	-	-	公園全体	市民まつり等のサテライト会場として利用する。
24	-	-	公園駐車場	イベント等（軽トラック市、地場産品ふるさと市場）の催しなどに活用
24	-	-	公園駐車場、芝生広場	バザーや地元産農産物の直売、軽スポーツ、ダンス等のイベントを開催。
24	-	-	公園内にある多目的広 場	現在広場としてあるものを、2/3を駐車場として整備し、残りの1/3を従来のままの広場として使用する。
24	-	-	公園内における一定の 広場	外食イベントや物販イベントなどを実施し、施設内の空間を活用した仮設の飲食店等を設置して民間事業者に提供する。事業者から一定の使用料を徴収し、それを公園施設の維持費に充てる。
24	-	-	公園内の一部スペース	定期的なフリーマーケット開催スペースとして利用することを認める。
24	-	-	公園内の広場	既に健康増進（グラウンドゴルフ・ラジオ体操）やイベント等については、使用を認めている。
24	-	-	公園敷地	フリーマーケット、軽運動競技、コンサートに利用する。
24	-	-	公園緑地	イベントの開催

施設番号			施設属性	利活用アイデア
1	2	3		
24	-	-	公園緑地の屋外空間	公園緑地を市民に開放し、ピクニックやイベント等の開催などに利用できるようにする。飲食等の販売も認める。
24	-	-	公共施設の公園（屋外）	産業まつり、出初式、夏祭り等のイベント
24	-	-	広域公園	リアルタイム・サスペンス・バラエティ番組等への場所提供
24	-	-	広場・公園	民間に貸し出し、イベントなどの開催や夜間はテント内でレストランなど飲食の提供を行う。事業者から一定の利用料金を徴収し、施設の維持管理費に充てる。
24	-	-	広場・自然空間（公園）	営利等を目的としたイベント利用等も認める
24	-	-	広場自然空間	公園内にある健康遊具でシニア向けのイベントを行う。
24	-	-	広場等の空間	公園の一部を利用し、イベントやバザーなどに利用できるようにする。飲食物の販売も認める。
24	-	-	郊外の広い公園	イベント、飲食物の移動販売
24	-	-	残置森林	森林の体験学習
24	-	-	市内各公園	現に、行政実施のお祭り・イベントの会場として活用している。通常の利用者の妨げにならない範囲で、市民企画のイベントでの活用は可能と考える。
24	-	-	市内公園各所	冬期の公園を会場とし、雪遊び体験や雪上スポーツ大会等のイベントスペースとしての活用を認める。
24	-	-	市民のための広場空間	市民の憩いの場やイベント会場等に活用されている。今後も同様の活用が望ましい。
24	-	-	児童遊園地等の屋外空間	高齢者がグランドゴルフを実施できるようにする。
24	-	-	全ての都市公園、河川公園	日常的な利用者の少ない公園を、基本的に使用許可不要のイベント広場として貸し出し、市民の自由な利用を生み出す。
24	-	-	総合運動公園	駐車場を開放し、不用品のバザー販売や野菜の販売など
24	-	-	総合公園 運動公園	児童・小学生を主な対象とした防災の知識を学ぶためおレクリエーションの実施など
24	-	-	総合公園 近隣公園	既にイベントを開催する場として利用されている。
24	-	-	総合公園内の広場	年間を通じて集客力のある各種イベントを開催し、にぎわいを創出する。
24	-	-	中心市街地にある公園	イベント広場として貸し出し。
24	-	-	駐車施設を備える大規模な都市公園	災害時の防災拠点とする。憩いの場とするだけでなく、地域交流や観光イベントの拠点とする。
24	-	-	町内公園施設の空間	イベント開催及び駐車スペースとしての利用
24	-	-	展望塔、アネキウム、ローすべり台等がある大きな公園	期間限定で夜間のイルミネーションを公園敷地内に施し、展望塔は綺麗な色でライトアップさせる。期間中は敷地内への軽食等の出店を認め、展望塔の営業時間も夜間まで延ばす。
24	-	-	都市計画公園	休日、公園の一部を開放し、人々が集まるイベント等が開催できるようにする。
24	-	-	都市計画公園の屋外空間	休日、市庁舎の屋外通路、駐車場、前庭を市民に開放し、バザーやピクニックなど思い思いに利用できるようにする。事業者による飲食物等の移動販売も認める。
24	-	-	都市計画総合公園	公園内の一部を、任意団体に開放し、森林教室の開催事業や、グランドゴルフ場の建設運営など、自由に維持管理を楽しめるようにする。
24	-	-	都市公園	災害時の避難所として
24	-	-	都市公園	イベントの開催など。
24	-	-	都市公園（近隣公園）	休日を利用したバザー等イベントの開催。 施設管理者（指定管理者）がイベントを企画する。
24	-	-	都市公園、各公園	防災訓練や行事など、身近な場所での住民主体の事業の実施がコミュニティの活性化につながる。使用の増加により愛着が生まれ、維持管理等の協力を得られる。
24	-	-	都市公園の空間	スポーツイベント等が開催できるようにする。その際、飲食物等の販売も認める。また、防災公園の性質を生かし、防災・防犯等の行事を行うことができるようにする。
24	-	-	都市公園等	事業者による飲食物等の移動販売を認める。
24	-	-	都市公園内の空間	自治会が、季節の花などを上、町民の安らぎの場として活用し、防災訓練や防災非難場所として活用する。既設の遊具をこどもの遊び場として活用。
24	-	-	農場＋工房	体験農場、体験工房などを有した民間型観光施設を、都市公園内に設置する
24	-	-	比較的大規模な公園	イベント会場とし、人々が交流する場とする。公園周辺でイベントがあるときなどは駐車場として一般開放する。
24	-	-	歩行者専用道路沿いにある公園	上記で示した歩行者専用道路などでのイベントに併せ、公園内でもイベント会場や出店を設ける。
24	-	-	法面や歩道橋	市のPRや各企業のPRに活用
24	-	-	堀内公園	移動動物園を呼び小動物とふれあう。
24	-	-	遊歩道や公園	地域住民に憩いの場を提供する。
24	-	-		特定日に、近隣に立地する神社の参拝客用駐車場として利用
24	-	-		トロッコ列車
24	-	-		バザー
24	-	-		市街地の公園においては観光イベントに利用する。
24	-	-		ガイドハイクの実施。イベント広場としての活用

施設番号			施設属性	利活用アイデア
1	2	3		
24	-	-		イベントなどの実施
24	-	-		イベントの実施や、事業者による移動販売等を認める。
24	-	-		イベント開催、スポーツ、ウォーキング、カフェ
24	-	-		イベント開催や大道芸人へのスペース提供など、市民のにぎわいにつながる行事を認める。また、防災・防犯などの啓発活動を行う。
24	-	-		イベント開催時などの特定の日に、会場や駐車場としての解放が可能と考える。
24	-	-		イベント等や、バザーやピクニックなど思い思いに利用できるようにする。事業者による飲食物等の移動販売も認める。
24	-	-		オープンスペースにおいて、カフェ事業者による営業
24	-	-		キッチンカーやコンテナなどによる仮設のカフェや店舗、また移動可能な簡易的な椅子やテーブルを設置し、公園の近隣住民やその他の来街者などが一体となった新たなコミュニティが生まれる空間を創出する。また音楽イベントやアートプロジェクトの開催など市民活動の利用も認める。
24	-	-		バザー、バーベキューやキャンプ等でのイベント
24	-	-		バザー、食のイベント
24	-	-		バザーやピクニックなど思い思いに利用できるようにする。事業者による飲食物等の移動販売も認める。
24	-	-		バザーや音楽イベント、子供向けイベントの開催。オープンカフェ。バザーの開催。
24	-	-		バザーや市民活動など自由な活動に利用
24	-	-		バザーや物品販売等
24	-	-		フリーマーケット
24	-	-		フリーマーケット、アートイベントなど
24	-	-		フリーマーケットのようなイベントを開催し地域住民同士の交流をはかる。
24	-	-		フリーマーケット等、イベント会場として使用することを認める。事業者の移動販売を認める。夜間閉園時の駐車スペースは観光バス駐車場などとしての利用
24	-	-		まちづくりに関する色々な利用
24	-	-		一定時間市民が自由に活用できるようにする。イベント開催、朝市、バーベキュー、オープンカフェ等。
24	-	-		夏場等、若者を対象として公園を利用した屋外ライブのイベントを開催し、にぎわいを演出する。
24	-	-		各種イベント等の開催
24	-	-		休日、公園内でバーベキューなどをできるようにする。
24	-	-		休日、総合公園を市民に開放し、バザーやピクニックなど思い思いに利用できるようにする。事業者による飲食物等の移動販売も認める。
24	-	-		休日にイベント等を開催することで、賑わいを創出。
24	-	-		休日に出店・屋台・イベント等でスペースを提供する。
24	-	-		休日や平日夜に場所を利用して、イベントを行う
24	-	-		休日等の一般開放・営利企業(販売)などへの開放
24	-	-		軽い運動や園内のウォーキング等、スポーツ少年団やアマチュアスポーツ団体の試合や練習等
24	-	-		現在も地域の住民等がにぎわい利用されている。
24	-	-		公園グラウンド及び広場を利用し、イベント開催や骨董市・物産展といった物品販売
24	-	-		公園の一部を一般に貸し出し、バザーなどができるようにする。
24	-	-		公園の空間を①災害時の避難場所、②イベント開催で一般開放 ③スポーツ大会等で利用
24	-	-		公園の芝生広場をイベント等に開放する。(例：フリーマーケット、キャンプ、地域の祭り)
24	-	-		公園を開放しての、スポーツイベント・特産物等の販売を行う。
24	-	-		公園内に福祉・教育施設を設置し、公園を施設の園庭として利用できるようにする。
24	-	-		広場や芝生の空間を利用して、スポーツ各種が行われている。また、フリーマーケット等のイベントも行われている。
24	-	-		合併前からのイベントを継続して開催している。
24	-	-		災害時の避難場所として指定するとともに、消火栓などの設置を行う。また、一般市民が利用できる防災用具の保管場所としても利用する。
24	-	-		子供を気軽に安心して遊ばせられるように、軽食ができたり、雨よけ・日よけができる施設を設置する。ボールや草スキー等を無料で貸し出しする。
24	-	-		市民、事業者がイベント等の会場としたり、スポーツの場とすることが考えられ、さらに広域公園ではスポーツ全般も行える場とすることが考えられる。
24	-	-		市民に開放し、バザーなどに利用できるようにする。
24	-	-		自治会の防災訓練や救急訓練を開催する。地域活性化のために民間及び公共のイベントの開催する。
24	-	-		住民の利用の多い公園において、飲食物等の販売を認たり、イベント開催の活用の場として利用してもらう。
24	-	-		商業行為
24	-	-		地域コミュニケーション向上のためのふれあいウォーキング祭の開催。太鼓の実演及び体験教室。カフェ、茶道のパークホリデープラン。山菜エデュケーションの開催
24	-	-		地域のイベントで露店の出店をできるようにする。
24	-	-		中心市街地における公園を民間事業者に開放し、集客イベントを開催。販売や飲食を伴う収益事業を可とする。
24	-	-		中心市街地ににぎわいを創出する場とする。販売やカフェなどの出店も認める。

施設番号			施設属性	利活用アイデア
1	2	3		
24	-	-		特に思いつきません
24	-	-		特に利用者の少ない公園で、季節に合ったイベントを地元が主催でできるようにする。事業者による移動販売も認める。
24	-	-		敷地内の芝生広場を利用しての各種イベントの開催
24	-	-		物産展や祭、運動教室等のイベント
24	-	-		本町には総合公園 1、近隣公園 1、緑地公園 1 が存在し、各種イベントの開催地として認める。
24	-	-		休園・閉園後の広場、駐車場を解放し、消防団等の訓練に利用する。
24	-	-		指定した公園の一部スペースについて、使用許可にかかわらず、市民の自由な利用を認める。明確なルールの中で、商行為なども認める。
24	-	-		バザーを行ったり、模擬店の出店を認め、利用できるようにする。
24	-	-		移動販売車やテントにて、さまざまな事業者が出店したり、出店等で、飲食物の販売を行う。
24	-	-		公園の一部のエリアを賑わい創出の目的の範囲内で一定期間、一部エリアを自由に使用できるようにする。管理・運営も含めて使用を認めるもの。
24	-	-		災害時の一時避難場所として活用。(実施済み)
24	-	-		スポーツイベントの開催
24	-	-		公園内の花壇に住民が自由に花を植えることのできるスペースを作る。
24	-	-		城跡が残るような公園で歴史の教育。
24	-	-		広場にオープンカフェ等の飲食や簡易な商業施設を認める。
24	-	-		災害時の仮設住宅建設地、イベントの開催場所
24	-	-		イベント開催等
24	-	-		にぎわい、つながり
24	-	-		フリーマーケット、朝市等に利用できるようにする。
24	-	-		各地域毎のイベントの開催。
24	-	-		公園内での朝市の開催や飲食物の移動販売を認める。市内の様々な公園を利用してもらうため、スタンブラリーの開催などを企画する。
24	-	-		公園内の樹木を利用したクリスマス時期のイルミネーションなど、地域住民や地域団体と連携がとれており、町のにぎわい・活性化に寄与するイベントの開催を認める。
24	-	-		祭など地域住民の交流の場として利用。祭り時には店を出し、飲食の販売も行う。
24	-	-		大規模なイベント会場として利用を認める。イベント時や交通渋滞時の臨時駐車場として利用を認める。また防災公園として避難所としての利用を認める。
24	-	-		地域のイベントへの開放や利用頻度が少ない公園については駐車場として利用可能にする
24	17	-	公園の駐車場	公園の駐車場を開放しイベントなどを実施する
24	25	-	公園	カフェ事業者がそのスペースで営業することを認める。
24	25	-	公園・緑地	各種スポーツ大会、野外コンサート等の開催。
24	25	-	公園・港湾緑地	出店・ピクニック等に利用
24	25	-	公園・緑地	イベントや産直市等の利用
24	25	-	公園・緑地	屋外空間をイベント等に活用
24	25	-	公園・緑地の屋外空間	自動販売機、売店、軽食コーナー、カフェを設ける
24	25	-	公園・緑地の緑空間	自然の緑空間を利用して、カフェや飲食店の露店営業を認める
24	25	-	公園・緑地空間	市民グループに開放し、エデュケーションづくりや、ピクニック、イベントなど思い思いに利用できるようにする。事業者によるイベントも可。
24	25	-	公園・緑地等	地震や火災等の災害時に公園や古墳等を、安全を確保できるスペースとして利用。(宮内庁管理の古墳は立ち入り禁止であるが、緊急時のみ立ち入れるなど)
24	25	-	公園や緑地	スポーツ大会(フットサル、スノーシューなど)の開催。
24	25	-	公園内の広場等	公園の利用形態について、要望に応じて柔軟に対応できるので様々な用途に用いることが可能と思われる。
24	25	-	広場	広い空間や地形を利用し、災害時に避難できる空間とすることができる。
24	25	-	広場・自然空間	スポーツ大会を開催したり、バザーなどができる状態とする。 自然を生かしたトリアスロンが実施されているが、大規模で実施する。
24	25	-	広場空間	広大な空間を利用したスポーツイベントの開催
24	25	-	高台の公園、資料館	景観が抜群なのでカフェやイベント会場を認める。
24	25	-	収益活動空間	身近な公園や緑地、広場等を活用し、個人の作品等のリサーチを兼ねた展示即売会等の活用を認める。
24	25	-	都市公園 都市緑地	一定の面積がある都市公園・都市緑地の広場をドックラン・バーベキューサイトとして整備する。
24	25	-		子育て教室の開催、保育所の併設。
24	25	-		利用状況の少ない公園について、地域で管理する農園等として開放・活用する。
24	25	-		祭典等のイベントの開催、歴史・文化・芸術活動
24	25	-		地域商店街の催し、バザー会場、チャリティー活動、観光資源としての利用
24	25	-		公園・緑地において、市民等の利便性の向上を図るため、商業的利用を認める。
24	25	-		公園・緑地におけるイベント開催。飲食物等の移動販売の実施
24	25	-		公園・緑地等を利用し、イベント等を開催できるようにする。
24	25	-		災害発生時の一時避難所、復旧活動の拠点としての活用と、町民の憩いの場としての活用。

施設番号			施設属性	利活用アイデア
1	2	3		
24	25	-		市街地の公園で周辺の土地利用状況の変化に伴い、利用頻度が少ない公園について有料駐車場として用途転換を図る。また、開発団地の周辺緑地についても、同様に有料駐車場として活用を図る。
24	25	-		同上
24	25	-		防災備蓄倉庫等、防災上有益な設備を地下埋設する。
24	25	-		防災・防犯の避難場所、イベントによる地域活性化
24	26	-	公園、ポケットパーク	各種イベント会場として活用
24	26	-	公園等の広場	期間を定めて、イベントの開催や事業者による飲食物等の移動販売を認める。
24	26	-	公園緑地	ガーデニング、菜園づくりを通じ、市民の交流を促す。
24	26	-	広場・自然空間	アイデアが思い浮かばない
24	26	-	市街地の公園、ポケットパーク	イベントなどを開催し、にぎわいを創出する。
24	26	-	中心市街地の公園の一部、ポケットパーク	中心市街地の公園、ポケットパークで音楽イベントの開催
24	26	-	都市公園、ポケットパークの空間	住民用の安全安心、にぎわい、コミュニティ創出のイベント
24	26	-		催事、情報発信、地域間交流等に活用
24	26	-		中心市街地の公園、ポケットパークを、期間限定のオープンカフェとして民間に開放（実績あり）
24	31	-	イベントスペース	公共的な催事だけでなく、小規模のグループやグループの集まりにも使用してもらえるようにして、利用頻度を上げることで親しみを持ってもらう。
24	31	-	グラウンドや公園	子どもへの遊び場を提供する。
24	31	-	公園や廃校のグラウンド	イベント会場としての利用を認め、事業者による飲食物等の移動販売を認める。
24	31	-	公園及び公共施設等の屋外空間	休日等に広く町民に開放し、自由に利用できるようなフリースペースとする。また事業者による飲食物等の移動販売も認める。
24	31	-		地域住民を対象とした防災訓練や防火訓練を定期的実施する。
24	32	-	(空白)	スポーツイベント等で使用する
24	35	-	公園・緑地	公園・緑地を再整備し、安全に安心して利用できる空間とする。
24	36	-	公園・市役所前広場	フリーマーケット等を開催し、市民等の交流の拠点とする。
24	36	-	公園及び庁舎等行政施設の屋外空間	休日、公園及び市庁舎の屋外通路、駐車場、前庭を市民に開放し、結婚式場として利用できるようにする。
24	36	-	市民広場	定期的なフリーマーケット等の催し。ドックラン、冬季大々的なイルミネーション
24	36	-	市役所の駐車場 公園	休日開放し、お祭りやバザーなどイベントや催し物ができそうな空間を提供し利活用してもらう。
24	36	-	庁舎の駐車場、公園	公園や休日に使用しない駐車場を開放し、フリーマーケット等のイベントに使用。（飲食も可能とする。屋台など）
24	36	-	庁舎及び隣接した公園	イベント等の開催
24	36	-	庁舎等行政施設の屋外空間	休日、市庁舎の、駐車場、前庭を市民に開放し、バザーやピクニックなど思い思いに利用できるようにする。事業者による飲食物等の移動販売も認める。
24	25	26	公園、ポケットパーク等の空間	公園、ポケットパーク等の空間を利用してイベント等の開催を認める。
24	25	26	公園、緑地	地域のまつりや、にぎわい形成のためのイベント開催
24	25	26	公園、緑地、ポケットパーク	防災・防犯に空間を活用。イベントの開催、にぎわいの形成。空間を一般に貸し出し事業者による飲食物等の販売も認める。
24	25	26	公園、緑地などの空間	バーベキューなど飲食の空間を付加する。
24	25	26	公園・緑地 ポケットパーク	防災面での一時避難所等、多面的に利用できるようにする。
24	25	26	公園・緑地等の広場・自然空間	レジャー、スポーツ、イベント開催等、様々な人が集う多目的空間として。
24	25	26	公園・緑地等の空間	企業(会社)等のイベント、式典等の開催。
24	25	26		総合公園等の大規模公園で行われるイベント時に、近隣の街区公園等を臨時駐車場として利用。
24	25	26	公園等	同上
24	25	26	公園等のオープンスペース	イベントを開催する。
24	25	26		市民がイベントなどにオープンスペースを利活用する
24	25	26	公園敷地	イベントの開催
24	25	26	公園緑地	公園内に広告看板等を設置し、広告収入を得られるようにする。
24	25	26	公園緑地等	日時を限定して、公園敷地内で、事業者による飲食物等の移動販売も認める。
24	25	26	公共空地	公園等の公共空地の利活用（事業者・NPO等による利用促進）
24	25	26	広場 自然空間	昼間家にこもりがちな乳幼児連れの母親や高齢者が集えるような企画の舞台としての使用を認める。（例：絵本の読み聞かせ、リトミック、お花見、わらべうた遊びなど）
24	25	26	庁舎等行政施設の屋外空間	市道、歩道、休日、市庁舎の屋外通路、駐車場、前庭を市民に開放し、バザーなど思い思いに利用できるようにする。事業者による飲食物等の移動販売も認める。
24	25	26	都市公園	定期的イベントを開催し、露店、カフェ等、交流や憩いの場となるようにする。

施設番号			施設属性	利活用アイデア
1	2	3		
24	25	26	緑地帯等	冬期間に雪合戦等のイベントを行っているが、使用するボールを考え、冬以外も大会を行えるようになれば良い。
24	25	31	公園、緑地、学校・図書館	敷地内の建物以外の空間を町民に開放し、思い思いに利用してもらう。
24	25	31	公園、緑地及び教育施設の屋外空間	通常から解放されているスペースではあるが、一定期間日頃できないような利用（BBQ など）を認める。また、事業者のイベント会場としての利用も認める。
24	25	31	公共施設などにおける空地や公園など	市民や市民団体が気軽に街中で緑化活動が行えるよう、公共施設などにおける空地や公園などを市民等に提供する制度を創設し、緑化空間の拡大に努める。
24	26	31	地区公園や近隣公園・学校等のグラウンド	グラウンドを災害対策用ヘリ、ドクターヘリの離着陸として活用するほか、グルメ系のイベントを開催できるようにする。また、町内にある大型商業施設周辺の渋滞緩和策として、GWや年末年始等の多客時に限り、当該グラウンドを臨時駐車場として無料シャトルバスを運行する。
24	31	32	スペースが広い箇所	スペースが広い箇所を売店、イベント開催等行事を行い、人々の交流を深める場所にする。
24	31	32	官舎の屋外空間	広場や駐車場を市民に開放しバザーやイベントを開催する。
24	31	32	公園、学校、図書館、病院、保育所他	①地域の市民が運営に参加しコミュニティ化を図る(コミュニティスクール等)②防災訓練的な要素を含め施設や運動場を利用し宿泊体験を行う。③中庭等を利用し結婚式や音楽鑑賞会等を開催する。④平日夕方や土日祝等に施設を開放し子育て支援事業として利用する。
24	31	36	公園・公共施設の屋外空間	休日に公園や駐車場にてバザーの開催や各種イベントを開催し、飲食の提供販売を認める。
24	31	36	公園や行政施設の屋外空間	休日、公園や庁舎などの屋外通路、駐車場、前庭を市民に開放する。事業者による飲食物等の移動販売も認める。
24	31	36	公共施設の駐車場等屋外空間	フリーマーケットや趣味の展示などのスペースとして開放。営利の飲食、販売も認める。
24	31	36	庁舎、公園等の駐車場空間	駐車場を開放し、イベントやバザー等を利用できるようにする。
24	31	36	庁舎等行政施設の屋外空間	休日、市庁舎の屋外通路、駐車場、前庭を市民に開放し、バザーやピクニックなど思い思いに利用できるようにする。事業者による飲食物等の移動販売も認める。
25	-	-	1級河川の河川敷	河川敷に、公園、遊園地、運動場及びイベント広場などを整備し、イベント・GG大会・地区民運動会などを定期的に開催し、市民や観光客が気軽に立ち寄れる場とする。
25	-	-	せせらぎ遊歩道	町内会等を中心とする「はたる鑑賞会」を行う。地元小学生がはたるを育て、自然とふれあう行事としたい。また、お年寄りと子供達がふれあえる場としたい。
25	-	-	ポケットパーク	ライトアップやミニイルミネーションを行い、明るく立ち寄りやすい空間にする。
25	-	-	みどりの広場	小規模の花見やバーベキュー、レクリエーション活動の広場
25	-	-	開発行為緑地	有事活用
25	-	-	観光地にある緑地	観光地付近にある風光明媚な緑地で定期的にイベントを実施する。
25	-	-	公園の屋外空間	休日にグラウンドを開放し、イベント等の開催・屋台の出店を許可する。
25	-	-	広場・自然空間（緑地）	営利等を目的としたイベント利用等も認める
25	-	-	港湾エリアの緑地	社会福祉協議会の施設に隣接する緑地であり、施設では高齢者が集まる催し物も多いため、緑地を活用してオープンカフェや高齢者の溜り場になるような空間活用が可能。
25	-	-	雑木林	町の伝統農法（落ち葉堆肥）の学習や落ち葉掃き体験などの交流、景観保護に利用している。
25	-	-	市の管理する緑地	竹林の除伐目的のタケノコ狩り。（あわせて参加費徴収）
25	-	-	都市計画緑地	当町の広大な都市計画緑地では、JRを利用したウォーキングツアーがあったことから、それらに連動したイベント等を行い、集客及び観光振興に役立てるようになる。
25	-	-	都市緑地	駐車場
25	-	-	緑地	事業所の飲食販売やフリーマーケット等の開催、イベントの実施
25	-	-	緑地	イベントスペースや交流施設として利用。
25	-	-	緑地・緑道	事業者による移動販売等を認める。
25	-	-	緑地空間	市の中心部にある吉野緑地空間を活用したイベントを実施する。
25	-	-	緑地内の広場	既に健康増進（グラウンドゴルフ・ラジオ体操）やイベント等については、使用を認めている。
25	-	-		イベントやバザーを実施する。
25	-	-		イベントやピクニックなどの利用や事業者による物品販売も認める。
25	-	-		イベント開催時などの特定の日に、会場や駐車場としての解放が可能と考える。
25	-	-		Ecoに関連したイベントを開催し、売店で飲食などできるようにし、長時間滞在できるようにする。
25	-	-		子供たちが自然の中で、泥遊びや穴掘り、木登りをしたり、木を切り工作をしたり、遊びの中で想像力をふくらませるように、思い切り自由に遊べる空間とする。
25	-	-		子供を対象とした気軽に楽しめる広大な敷地を利用したイベントを開催する。
25	-	-		市街地の緑地においては観光イベント等に利用する。
25	-	-		市民、事業者がイベント等の会場とすることが考えられる。
25	-	-		親子のふれあいや人が集まる各種イベントを開催する。
25	-	-		緑地の一部スペースにカフェ等の建築物の設置を認める代わりに、緑地の維持管理を行ってもらう。
25	-	-		大空間を利用したイベント等を開催し、物販などによりさらなる集客を狙う。
25	-	-		緑のある、こころの安らぐ空間として自治会などが草花を植え、管理することで地域コミュニティの向上を期待できる。

施設番号			施設属性	利活用アイデア
1	2	3		
25	26	-	緑地、ポケットパーク	・移動販売のようなもの実施 ・まちなかを利用する人のための駐車スペースがないので、活性化のために駐車場として活用
25	36	-	未利用空間	休日、時間外、必要時にスペース貸し
26	-	-	ポケットパーク	イベント開催、休憩、移動販売、カフェ
26	-	-	ポケットパークの芝生等の広場	イベントやピクニックなどの利用や事業者による物品販売も認める。
26	-	-	公園	事業者による飲食物等の移動販売を認める。
26	-	-	広場	移動図書館（バス）を乗入れ、本の貸し出しや、子どもたちへの読み聞かせをする。
26	-	-	散策道内の空間	空間の規模から、地域住民の集まりなどが期待できる。ベンチのある東屋により、交流もしやすい。
26	-	-	市街地のポケットパーク	地域で行う祭りや催しもの等コミュニティ活動の利用を認める。
26	-	-	市街地の屋外広場	広場の一部に一輪車コースやスラックラインなどイベント開催の邪魔にならない遊び場を作るとともに、有料駐車場として買い物客等に開放する。
26	-	-	自転車道沿いの施設	自転車道で通過する地域の一年でもっとも見時な風景写真を掲示する。
26	-	-		イベント時に会場として使用。また、小規模な作品展示などに使用。
26	-	-		ベンチ等で休憩スペースとして利用。花壇や植栽等で憩いの空間として利用。
26	-	-		ポケットパークを家庭菜園として貸し出す。
26	-	-		まち歩きの際の休憩スペース、ギャラリー、小規模のフリーマーケット開催など。
26	-	-		一定期間の間に回数を指定し（例えば月に1回）、歩行者や自転車が通行できる道幅を残してバザーやフリーマーケット等の利用をできるようにする。
26	-	-		市内にポケットパークがあり、商店街などにポケットパークがあることにより、緑との係わりが生まれ癒しの空間となる。
26	-	-		地域住民等の活動による菜園や花園
26	-	-		土日の利用者が少ない時などに、蚤の市等のイベントの開催
26	-	-		売店がある憩いの場所として活用する。
27	-	-	墓園	墓地公園として整備する。
27	-	-	墓園の駐車場や緑地スペース	屋外空間をイベント等に活用
27	-	-	墓園内の道路	夏季の夜間、小学校等のイベント用として、きもだめしイベントの開催
27	28	29	庁舎等行政施設の屋外空間	市道、歩道、休日、市庁舎の屋外通路、駐車場、前庭を市民に開放し、バザーなど思い思いに利用できるようにする。事業者による飲食物等の移動販売も認める。
28	-	-	下水道浄化施設	敷地内で朝市や屋台等の早朝開催のみ、どんなお店も可能とし、お客様の駐車場もあり気軽に集まる場所。
28	-	-	上水道（給水塔とその敷地）	標高の高さを活かして、見晴らし公園や展望台を設置する。
28	-	-	浄水場敷地内の屋外空間	災害時の応急給水拠点として利用する。
28	-	-	町管理配水池	地上部建築物について展望台としての活用。ライフライン、供給施設としての社会学習環境学習の場の提供
28	-	-	配水池の緑地帯	配水池周辺は「町民の森」としてハイキングコースが設定しており、施設内の芝生広場で弁当を広げたり軽い運動や休憩するのにちょうど良い。また、施設内の桜や景観擁壁のツツジ等はシーズンでは花見として利用してもらう。
28	29	-	配水池・処理施設の地上部	近隣のイベント開催時の臨時駐車場や、イベント開催、運動広場等として活用する
28	29	30	屋外空間	イベントの開催
28	29	30	普段は一般開放されていない公共施設	できるだけ一般開放し、地域のオープンスペースとする。子供の遊び場や学習機能等を持たせる。また、景観を意識し、憩いやすさの場とする。
28	31	36	学校、官公施設	休日に運動場、体育館、駐車場を開放し、フリーマーケットやミニスポーツ等のイベントができるようにする。
29	-	-	下水処理プラント	プラント施設内にある緑地の一部を駐輪場にするなど、来所できるようにする。
29	-	-	下水処理施設の屋外空間	バザーや音楽イベント、子供向けイベントの開催。 オープンカフェ。バザーの開催。
29	-	-	下水処理場	ジョギングコース等として開放する。
29	-	-	下水処理場の屋上等の空間	下水処理場の改築更新に合わせ、処理場の屋上等の空間にスポーツの場、食と収穫の場、防災の場、憩いの場、音楽の場、教育の場を設ける。
29	-	-	下水処理場建設予定地等	下水処理場の建設に着手するまでの間、建設用地をグラウンドや公園としての利用、民間事業者への貸し出し等により活用
29	-	-	下水処理設備の上部空間	屋外の下水処理設備をカバーすることにより、上部空間の利用が可能になる。上部空間には公園・スポーツ施設・公民館・災害時の避難所等を建設する。
29	-	-	下水浄化センターの屋上	屋上緑化し常時一般に開放する
29	-	-	下水道施設	屋内外にある比較的広いスペースを活用して、イベントの実施等多数の人が利用できる活動に提供する。
29	-	-	下水道処理施設	汚水流入から河川放流まで、汚水処理における一連の流れ（実物）を見て回れる「見学コース」の設置（工場見学のイメージ）、歴史館等の設置による学習の場の提供

施設番号			施設属性	利活用アイデア
1	2	3		
29	-	-	下水道処理施設敷地	下水道処理施設の上部空間や将来施設予定地に公園等を整備し、再生水を利用した水辺環境を創出。また菜園等を併設し、下水汚泥肥料や下水熱利用による温室等を活用した栽培（ビストロ下水道）、収穫体験等を行う。 公園空間では、スポーツやフリーマーケット等イベントの開催も可能とする。
29	-	-	下水道処理施設敷地、屋上等	将来増設予定地や、反応タンク上部を活用してヘリポートを設置、救急ヘリ等の離着陸に活用
29	-	-	下水道処理場	休日、市庁舎の駐車場、前庭を市民に開放し、バザーやピクニックなど思い思いに利用できるようにする。事業者による飲食物等の移動販売も認める。
29	-	-	下水道処理場の上部空間	下水道処理場のうち、上部利用が可能かつ安全な場所での広場（テニス、公園など）としての利用やその空間を使用した催しなどを認める。（飲食も可能とする。屋台など）
29	-	-	下水道浄化処理センター	空き地が多く、多目的グラウンドに整備し、地域の人々がサッカー等利用できる様にする。
29	-	-	供給・処理施設	市内企業及び商店を対象に、防災・消火訓練の実施
29	-	-	公共施設の屋外空間	休日、市庁舎駐車場を市民に開放し、バザーやフリーマーケットなどに利用できるようにする。事業者による飲食物等の移動販売も認める。
29	-	-	施設屋外空間（ポンプ場予定地）	フリーマーケットなどのイベント開催
29	-	-	修景施設等	集景施設（緑地、せせらぎ、遊歩道等）を市民の憩いの場やイベントスペース等として活用
29	-	-	処理施設、ポンプ場の空間	不明
29	-	-		ほとんどの建物がレベL2地震動まで耐えうる構造であるため、地震時の避難所として活用する。
29	-	-		処理場の屋上にゲートボール場等の施設をつくる。
29	-	-		駐車場等の空間を利用したフリーマーケットや朝市の開催。
29	-	-		災害発生時の一時避難地として、防災倉庫やマンホールトイレ等を整備し、近隣住民の一時避難を支援する。
29	-	-		将来増設予定地等を活用したイベント開催（フリーマーケットの開催など）
29	-	-		将来増設予定地や、反応タンク上部を活用してヘリポートを設置、民間事業者に貸し出す。遊覧飛行の発着場所など（機体整備は不可）
29	31	-	庁舎等行政施設の屋外空間	施設に支障が無い範囲内で、各種スポーツ大会やイベントを開催する
29	36	-	庁舎・学校等の屋外空間	公共施設敷地内の空地や屋上などを利用した緑化整備や憩いの空間の整備、緑化イベント等の開催。
29	31	36	駐車場	駐車場などスペースはあるが、具体的なアイデアはない。
30	-	-	3町広域共同処理ごみ処理場	不法投棄撲滅の啓発、最終処分場としての社会学習環境学習の場の提供
30	-	-	ごみ集積所跡地	ベンチの設置やガーデニングスペースなどとして整備し、周辺住民が利用できるようにする。管理・運営も周辺住民で行うことを想定する。
30	-	-	ごみ処理プラント、埋立跡地	地元住民に喜ばれ利用できるような、健康器具を備えた公園にする。
30	-	-	ごみ焼却所	月に1度、使用しなくなった家具等を集め、来客者が出展、購入できるリサイクルショップを開く。開く際には、出店やイベントを行う。
30	-	-	ゴミ焼却場	余熱利用健康増進センターの駐車場を利用して、地域住民によるフリーマーケット（エコリサイクル含む）に利用が可能。
30	-	-	ごみ焼却場	一部事務組合のごみ焼却施設前の駐車場、スペース及びリサイクルプラザを利用したイベントを実施する。
30	-	-	ごみ焼却場の屋外空間	月に1回程度、粗大ごみリサイクルフリーマーケットを開催する。その日ごとの持ち込みジャンルを定め、その場で売買処理。市もストック品を安価で販売すればよい。
30	-	-	最終処分場	埋め立てが終了した後、公園として利用。
30	-	-	不燃物埋立場	憩い、やすらぎの空間としての緑地
30	-	-		災害時の一時避難場所として利用する。土日のイベント広場として駐車場を開放する。
30	-	-		施設内には広大な緑地があるため、フリーマーケットの開催やデイキャンプやオートキャンプとして開放する。焼却熱を利用して温浴施設、温室（花・果物等植物園、喫茶スペース）として敷地の一部を活用する。
30	-	-		焼却熱を利用して農業関連施設として敷地の一部を活用する。（事業者や研究機関に生産施設、研究施設として賃貸）
31	-	-	グラウンド	商工祭等の地域イベントの実施により、交流人口の増大や地域経済の活性化を図る。
31	-	-	グラウンド・体育館	学校グラウンドや体育館を地域住民に開放し、スポーツ大会の実施等を実施する。
31	-	-	コミュニティの空間	学校の休校日等に、地域コミュニティ内のグループやサークルが一定のルールで自由に活動できるよう施設の活用を認める。
31	-	-	サクラやフジを中心とした公園のような屋外空間	屋外図書館を開設する。あわせて時限のブックカフェを設置する。フィンランドのトゥルク市立図書館が一例。
31	-	-	リーデンローズの屋外空間	桜の季節の休館日に国際ソブチミスト福山と連携して、ソブチミストガーデン、主催者駐車場A、人工地盤下等を会場として、花見やフリーマーケット、バザー等を開催する。
31	-	-	科学館の駐車スペース	近隣施設利用者のための駐車場

施設番号			施設属性	利活用アイデア
1	2	3		
31	-	-	学校	イベント等や、バザーやピクニックなど思い思いに利用できるようにする。事業者による飲食物等の移動販売も認める。
31	-	-	学校	市街化調整区域の学校は、他の用途に利用できない。都市計画法は悪法である為改正が必要である。
31	-	-	学校（グラウンド）	休日、学校のグラウンドを公園として市民に開放し、利用できるようにする。（特定のスポーツ利用以外に全面的に開放する。）
31	-	-	学校・図書館	空き教室を利用した学童保育等の子育て支援
31	-	-	学校・図書館、その他教育文化施設	各地区によるスポーツイベントや交などで活用しております。
31	-	-	学校・図書館、その他教育文化施設	空き教室や施設の屋外空間などを利用し、地元や若手芸術家の作品展示などを行う。
31	-	-	学校・図書館の屋外空間	休交日、休館日の駐車場、前庭を市民に開放し、バザーやピクニックなど思い思いに利用できるようにする。事御者による飲食物等の移動販売を認める。
31	-	-	学校グラウンドの一般利用	グラウンドを一般貸出し、市民が自由に利用できるようにし、スポーツ関係のイベント等が開催できるようにする。
31	-	-	学校のグラウンド	グラウンドが使用されない日曜日に、イベントを開催する。
31	-	-	学校のグラウンド	休日に、グラウンドの一部に柵を設置し、ドッグランとして利用する。
31	-	-	学校のグラウンド	スポーツ大会等のイベントに利用
31	-	-	学校の屋外運動場	公園の代替機能としての利活用
31	-	-	学校の屋外空間	学校の運動場・駐車場・屋外通路を休館日に市民を対象とした社会教育その他公共のために利用する。
31	-	-	学校の空室	生徒数の少ない学校の教室や機能を地域に開放する。
31	-	-	学校の校庭	まちづくりに関する色々な利用
31	-	-	学校の校庭及び体育館	休日、地域のスポーツ大会等のイベント
31	-	-	学校の体育館	体育施設としてスポーツ少年団や一般市民に開放することや、バザーやお祭りなどの地域イベントの会場とすること、災害時の避難所とすることが考えられる。
31	-	-	学校や図書館等の屋外空間	学校や図書館等が休みのときに校庭や駐車場を開放し、遊びの場やイベント開催の場などを提供する。
31	-	-	学校屋内外運動場、教育文化施設図書室	休日等に学校の運動場、体育館等を各種スポーツクラブの活動で利用中
31	-	-	学校施設	屋外・屋内運動場や図書館など、学校教育で利活用されていない時間帯を市民に開放し、地域の人々の生涯学習やコミュニティ活動の場とするようにする。
31	-	-	学校施設（校庭）	子どもの遊び場として開放。駐車場として活用。イベントスペースとて、スポーツ・レジャー・コミュニティ形成イベント等が可能。
31	-	-	学校施設（図書館）	町民図書館から遠距離に居住している高齢者等を主な対象として、学校図書館を一般住民も利用可能とする。また買い出し等も行えるようにする。
31	-	-	学校施設の屋外空間	休日、校庭や遊具施設を社会教育団体以外の市民に開放し、スポーツ交流や公園として活用できるようにする。
31	-	-	学校等の屋外空間	屋外空間を市民・事業者に開放し、イベント等の営利事業を認める。
31	-	-	学校等の教育文化施設	防災訓練会場、各種スポーツ大会会場、サークル・生涯学習・地域行事の場として。
31	-	-	学校等教育施設の屋外空間	イベント開催時などの特定の日に、会場や駐車場としての解放が可能と考える。また、休日等支障のない範囲で住民憩いの場として、駐車場などの一部屋外を開放することが可能と考える。
31	-	-	学校敷地	敷地内でバーベキュー、打上花火、ドッグランなどを安全な範囲で認める。
31	-	-	休校廃校となった学校跡地	地域住民が気軽に利用できる健康増進を目的とした運動施設
31	-	-	球技場・文化施設	合併前からのイベントを継続して開催している。会場内でミニコンサートなどを行っている。
31	-	-	旧学校施設	イベントの開催
31	-	-	旧校舎	地域の歴史と文化を共有できる場として、コミュニティ施設及びレクリエーション施設として活用。
31	-	-	共有ラウンジ	高齢者や子育て世代が集えるサロンの開催
31	-	-	教育文化施設の屋外空間	施設の駐車場を計画的に企画し、フリーマーケットやバザー等のイベント会場として利活用する。
31	-	-	教育文化施設の屋外空間	市民に開放し、バザーなどに利用できるようにする。
31	-	-	教育文化施設の半屋外空間	屋根がついているので、天候に関係なく町民に開放し、バザーやイベントに利用できるようにする。
31	-	-	教育文化施設屋外	広場や駐車場を開放し、イベントや行事等を開催する。
31	-	-	教育文化施設等駐車場空間	休日、施設利用等のない場合で、一定の空間を開放し、イベントや物販、飲食等の移動販売を認める。
31	-	-	公共公益施設	休日、施設の駐車場、前庭を市民に開放し、バザーや催し物など思い思いに利用できるようにする。カフェ事業者がそのスペースで営業することも認める。
31	-	-	公民館の駐車場	地域町内会等が実施する各種事業に必要な駐車場
31	-	-	公民館施設	施設の前庭を市民や民間事業者、NPO等に開放し、市民活動センターや事務所として簡易建物を設置し、活動拠点とする。また、衣料品や飲食物等の販売に利活用されるとよい。

施設番号			施設属性	利活用アイデア
1	2	3		
31	-	-	公民館駐車場	休館日に駐車場を開放し、住民等がイベントを開催し交流を図る。
31	-	-	広場	子育て支援の場、イベント開催、休憩場所
31	-	-	校庭	休日、校庭を市民に開放し、バザーなど利活用できるようにする。
31	-	-	校庭、駐車場	休校日や休館日における競技大会、コンサート、フリーマーケット、イベント等の広範囲にわたる行事に利用する。
31	-	-	行政施設の屋外	駐車場で季節ごとに伝統的な料理を作り食べる。年に1回か2回地域に住む外国人を呼んで、駐車場で外国フェスタを開催する。
31	-	-	行政施設の屋外空間	アマチュアバンドの演奏やスケボー等の若者に向けた遊び場の提供。
31	-	-	郊外の学校	地域づくりの中心施設として、学校施設を住民に開放し、地域のお祭りなどを行う。
31	-	-	市民会館駐車場	会館の利用状況を考慮しながら、駐車場を活用してバザー等のイベントを開催することも認める。
31	-	-	施設の屋外空間 文化会館	駐車場の一部を開放し、イベント開催や飲食物等の移動販売も認める。
31	-	-	児童館	休館日に駐車場を開放する。
31	-	-	社会教育施設の屋外空間	地域コミュニティを形成するための祭事や地方の臨時アンテナショップや福祉バザー等
31	-	-	小、中学校の体育館や運動場	休日、小、中学校の体育館や運動場を町民に開放しバザーやライブイベントを出来るようにする
31	-	-	小、中学校等	休日に公園、園庭等を使用した運動会、バザー等を開催し、地域住民の連携を図る。
31	-	-	小・中・高校のグラウンド	早朝、夜間、休日にスポーツ団体等の活動に使用
31	-	-	小・中学校	イベントの開催場所として使用することによりコミュニティーの場所となる
31	-	-	小・中学校グラウンド	町民総参加の運動会で活用。また、行楽期には来訪者の駐車場として使用。(実施済み)
31	-	-	小・中学校の運動場	学校・地域等の合同防災訓練
31	-	-	小学校	地域の子育て親子や高齢者に給食を販売するとともに、運動施設やコミュニティルームの開放により健康づくりを支援
31	-	-	小学校・中学校	音楽室などの特別教室の一般開放
31	-	-	小学校の校庭	休日空いている時間帯を住民に開放する。公園ではボール遊び等の制限があるため、子供(野球・サッカー等)や老人(グランドゴルフ等)からの需要がある。
31	-	-	小中学校のグラウンド・駐車場	駐車場が少ない商業施設の周辺道路は、駐車場待ちの車で渋滞するので、商業施設近くの学校を駐車場として開放する。
31	-	-	小中学校の運動場	地域のイベント等広いスペースを必要とすることに活用する。
31	-	-	小中学校の校庭	伝統行事や祭・イベントなどの開催時に、限定的に校庭を駐車場として開放する。
31	-	-	小中学校屋外運動場	屋外運動場を休日に自由開放し、地区子供会等のイベントや一般市民のキャンプやピクニック等ののれじゃに利用できるようにする。
31	-	-	図書館	ギャラリーとしての活用。老若男女の交流拠点としての整備
31	-	-	図書館(旧学校施設)	旧学校施設を利用しているため、校庭がある。利用者に開放し、休憩や遊ぶ場として活用する。
31	-	-	図書館、学校	民間によるイベント開催
31	-	-	図書館、多目的ホールの屋外空間	休日等に駐車場、中庭を利用したレクリエーション、バーベキュー大会等の実施。
31	-	-	図書館・資料館	イベント等や、バザーやピクニックなど思い思いに利用できるようにする。事業者による飲食物等の移動販売も認める。
31	-	-	図書館の階下の駐車場	エレキバンド、パイオリンなどの演奏会を開催し、合わせて地ビールやハムなどの地元産品を販売する。
31	-	-	図書館の駐車スペース	地域や地区住民のふれあいイベント会場
31	-	-	図書館の駐車場	月に1度程度のバザーや催し物を開催して、住民の交流の場とする。
31	-	-	図書館外の広場の活用	屋外読書会等イベントの開催
31	-	-	図書館施設の屋外空間	図書館施設の屋外空間で読書+事業者による飲食物等の移動販売も認め、読書+オープンカフェにする
31	-	-	図書館駐車場	休館日に駐車場を開放し、病院・付近施設駐車場にして利用してもらう。
31	-	-	図書館等公共施設の屋外空間	各種イベントやバザーに利用する。 飲食物販売も認める。
31	-	-	図書館敷地内の前庭空間	前庭をオープンカフェとして利用できるようにし、事業者による飲食物の移動販売を認める。
31	-	-	図書館予定地	自転車の補助輪はずしの講習会をする
31	-	-	体育館等のスポーツ施設	施設の休館日に、屋外空間を地域のコミュニティ場として利用してもらい地域主導で有効に活用していただく。
31	-	-	地区公民館の屋外空間	休日、施設前のアスファルト敷地を地域住民に開放し、フリーマーケット等をできるようにする。
31	-	-	中央公民館 南側の広場	ラジオ体操や軽体育等の憩いの場として活用されている。子育て支援のため、幼児等が安心して遊べるスペースとして利用されることを望む。
31	-	-	町立小学校	校庭、体育館、遊具の空き時間を町民に開放し、遊び場や運動場として利用できるようにする。事業者による飲食物等の移動販売も認める。
31	-	-	廃校のグラウンド	主要地方道沿いに位置する廃校となった学校のグラウンドを解放し、ドライバーの一時休憩所や周辺散策などの憩いの場として利用できるようにする。
31	-	-	博物館、芸術館、図書館など	施設内におけるコミュニティの場を拡充するとともに、事業者による飲食物等の移動販売を容易にすることで、施設全体の利用拡大を図る。

施設番号			施設属性	利活用アイデア
1	2	3		
31	-	-	博物館の屋外空間	庭園にて、市民を対象とした紙芝居やお話会、お茶会等のイベントを行う
31	-	-	文化施設の駐車場	音楽祭・オープンマーケット等の小規模イベント開催、パブリックスペースを活用した芸術・アート展。
31	-	-	幼小中	校庭ほか空間
31	-	-	幼稚園の屋外空間	休園日に幼稚園の駐車場を市民に開放し、バザーや住民主催のイベント等、思い思いに利用できるようにする。
31	-	-	利用客数が多い主要な図書館	地域の歴史などを学ぶ学習会を開催する。 こどもを対象とした手芸教室等を開催する。
31	-	-	緑地帯や芝生等の屋外空間	低木や生け垣を観賞用に変更したり、芝生緑地を有効に活用しピクニックや遠足等、市民の憩いの場を提供する。
31	-	-		座ることができる草むらを使用し、植物・昆虫の読書会とワークショップを行う。あわせてボランティア等の協力で簡単な遊び場や託児場所も提供する。
31	-	-		学校のテニスコートや体育館などを一般に貸し出す。
31	-	-		学校を塾や予備校の教室として貸し出す。
31	-	-		既に下記のとおり行っております。 ①災害時の避難所 ②祭や盆踊りなどの地域交流の場所 ③野球やサッカーなどのスポーツ振興の場所
31	-	-		休日等の一般開放・営利企業(販売)などへの開放
31	-	-		校庭等の屋外施設または体育館でのイベント開催。土日等の利用がない時間帯は、駐車場または運動施設として開放する。
31	-	-		校内の図書スペースを休日に一般開放する。プレイホールをカフェスペースとし、地域交流、地元文化を学ぶ場として活用する。
31	-	-		市街地に設置されている学校校庭については、イベント広場として各種事業者に開放し、物品の販売等も認める。
31	-	-		少子化に伴い発生した廃校や余裕教室を、保育所や児童クラブ、高齢者の保養施設や活動拠点として利用
31	-	-		地域のまつりなど、コミュニティ形成や、地域のスポーツ活動利用
31	-	-		大規模なイベントの際に運動場を臨時駐車場(シャトルバスの発着)として利用。
31	-	-		休校日に、時間のある程度限定した上で、子どもの遊び場として自由に利用できるようにする。
31	-	-		休日に市民に開放し、自由に使える駐車場やイベント広場として利用できるようにする。
31	-	-		学校の運動場・駐車場・屋外通路を休館日に民間事業者による物品や飲食物等の移動販売を認める
31	-	-		休校日、市民に開放し、思い思いに利用できるようにし、予約があればイベント開催できるようにする。
31	-	-		夜間に近隣住民の駐車場として使用を認める。
31	-	-		休校日に開放し、テントを張ってのキャンプやイベント等、利用方法は沢山あると思われる。
31	-	-		放課後や祝祭日に地区の公園として開放する。
31	-	-		災害時に、避難所施設として開放。
31	-	-		閉校日等の校庭を解放し、スポーツ全般に使用する。
31	-	-		臨時駐車場等に活用している施設のグラウンドに、利用者の利便性を図るため立体駐車場を設置し、多くの車が駐車できるようにする。
31	-	-		公民館前の駐車場を開放し、フリーマーケット等の屋外イベントに使用する
31	-	-		警察署員による歩行者・自転車交通安全教室
31	-	-		親子の交流キャンプ
31	-	-		カフェ、コンビニ事業者の営業を認め、飲食が可能な多目的利用スペースを設けることにより、図書館利用者が複合的に利用できるようにする。
31	-	-		休館日に駐車場を開放する
31	-	-		好天の日に駐車場等を開放し、屋外でも読書ができるようにする。
31	-	-		図書館だけの機能ではなく、他の機能と合わせることで、新しい空間を演出する。
31	-	-		図書館での飲食を許可し、カフェ事業者が館内で営業することも認める。
31	-	-		休館日に駐車場を開放する。
31	32	-	学校、病院	学校や病院をお化け屋敷や脱出ゲーム等のアトラクション施設として貸し出す。
31	32	-	学校、病院、保育所、その他	子どもとお年寄りが交流できる場として活用
31	32	-	学校、保育所など	学校、保育所、福祉施設などの公共空間を利用し、地元住民のコミュニティの場や民間活力を利用した施設を誘致する。
31	32	-	学校・図書館等	休日、市の中心部等で駐車場が不足している地域で、敷地内駐車場を一般開放する。
31	32	-	学校・保育所	土日祝日で利用されていない運動場や校内を活用し、イベント開催や地域交流を行うようにする。
31	32	-	学校・保育所等の屋外空間	休日、学校・保育所等の屋外通路、駐車場、前庭、運動場を町民に開放し、バザー、ピクニックや遊び場など思い思いに利用できるようにする。事業者による飲食物等の移動販売も認める。
31	32	-	学校等の校庭、遊具、フリースペース	未就学児でも利用できるような空間創出。高齢者と子どもの交流が図れるようなイベントを定期的に開催し、地域コミュニティの場として利用できるスペースを作る。
31	32	-	教育施設、病院、社会福祉施設	子供、高齢者の交流スポットになるようなイベントの実施や、スペースの提供を行う。

施設番号			施設属性	利活用アイデア
1	2	3		
31	32	-	公共公益施設の屋外空間	アニメ若しくはゲーム等に登場するキャラクターに扮した人物が集まり、それぞれが好む場所にて自画撮影を行えるよう施設を開放する。
31	32	-	公民館、図書館地	サバイバルゲームの開催等、レジャー施設として利用する。
31	32	-	小学校、保育所の校庭等の空間	土日など休日時に地域のお住民で市場を行ったり、バザーを行ったり、自由に活用できる場所を提供する。
31	32	-	庁舎等の行政施設	災害発生時に空きスペースを開放し、臨時施設等の設置が行えるようにする。
31	35	-	公共公益施設	防災・防犯の避難場所、イベントによる地域活性化
31	36	-	サービスセンター、公民館、図書館の複合施設	施設の屋外部分を市民に開放し、地域のために自由に使ってもらえるようにする。
31	36	-	学校、官公庁	情報発信や交流の場として解放する
31	36	-	学校、官公庁施設	休日等の利用していない施設（グラウンドや駐車場）について民間への貸与
31	36	-	学校、庁舎	イベントの開催、にぎわいの形成。休日、屋外空間を開放し、自由に利用できるようにする。空間を一般に貸し出し事業者による飲食物等の販売も認める。
31	36	-	学校、庁舎等行政施設の屋外空間	学校施設を休日に一人世帯を中心とした憩いの場を提供することにより仲間との会話を楽しむことによる、老化防止、痴呆予防に役立っている。役場庁舎を休日や夜間（夏季）などを町民に開放し、飲食を可能とした憩いの場の提供。
31	36	-	学校、官公庁	休日における、学校のグラウンド及び官公庁の駐車場を一般に開放し、駐車、駐輪スペースとして活用。また、マルシェ等の賑わいイベントの開催。
31	36	-	学校・庁舎等行政施設の屋外空間	校庭・駐車場等を開放し、スポーツ・レジャー、各種イベントなどの場として利用できるようにする。買い物等の来町者に、祝祭日、駐車場として開放する。
31	36	-	公共公益施設	催事、情報発信、地域間交流等に活用
31	36	-	公共施設敷地	休日、市庁舎・図書館の駐車場をバザーで一定時間利用できるようにする。また露店の出店をできるようにする。
31	36	-	校庭、庁舎等駐車場	夜間、休日等にキャンプ場、バーベキュー場として一般に開放する。
31	36	-	市庁舎・公民館等の行政施設	敷地や建物内での民間事業者の商品の販売 P・R・展示、商業飲食テナントの取り込みを認める。
31	36	-	市庁舎や学校等行政施設の屋外空間	休日、市庁舎や学校等の前庭や校庭、駐車場を市民に開放し、バザーやピクニックなど思い思いに利用できるようにする。事業者による飲食物等の移動販売も認める。
31	36	-	庁舎、学校施設の屋外空間	休日に、市役所庁舎屋外スペースや周辺小中学校のグラウンド等を開放し、販売や飲食など、幅広い分野が出展するイベントを開催する。より多くの人と触れ合いながら楽しむことができるようにするため、スタンプラリー等を導入し、周遊型イベントとして展開する。
31	36	-	庁舎、公共施設の屋外空間	閉庁、閉館後にも買い物等に駐車場を利用できるように市民に一般開放する。
31	36	-	庁舎・学校等の屋外空間	庁舎の前庭や学校の運動場を開放し、バザーやイベント等に利用。
31	36	-	庁舎等行政施設の屋外空間	イベントの開催
31	36	-	庁舎等行政施設の屋外空間、学校等の教育施設の屋内外空間	休日、町庁舎の屋外施設・駐車場等の屋外空間や学校施設の教室・体育館等の屋内空間及びグラウンド等の屋外空間を開放し、イベント、展示会、バザー、習い事等の教室（工芸・絵画・書道・ダンス等）、飲食物の移動販売、カフェ等を行えるようにする。
31	36	-	庁舎等行政施設の屋上空間	休日に市役所の屋上を市民や観光客に開放し、街なみを眺望できるようにする。また、夏季や花火大会にはピヤガーデンもできるような地元商店の出店も認める。
31	36	-	庁舎等招請施設の屋外空間	休日、庁舎等の屋外施設を開放し、バザーや子どもの遊び場として自由に活用できるようにする。事業者による飲食物等の移動販売も認める。
31	36	-	本庁舎や区民センター、図書館などの区施設	休日に駐車場として一般利用者に開放する。
31	36	-		休日（閉庁日、閉館日）の駐車場等を市民等に開放し、自由に利用できるようにする。
31	36	-		休日、市庁舎の屋外通路、駐車場、前庭を市民に開放し、バザーやピクニックなど思い思いに利用できるようにする。事業者による飲食物等の移動販売も認める。
31	36	-		休日に、市役所庁舎広場や駐車場を市民に開放し、フリーマーケットを開催できるようにする。車を利用する来客者に対しては、職員駐車場のスペースを提供する。
31	36	-		休日の校庭等の開放やスポーツ教室等のイベント開催。
31	38	-	その他教育文化施設、体育施設の駐車場	休館日の駐車場を市民に開放し、フリーマーケットやイベントなど自由に活用できるようにする。
31	32	33	広い空間	施設の休業日に空いている空間をイベント等に活用する。
31	32	35	廃止（閉鎖）予定の学校・病院・公営住宅	左記施設をベースに、簡易医療機能＋幼児保育（学童保育）機能＋デイサービス機能＋特養機能を追加し、日本版 C C R C（Continuing Care Retirement Community）とする。
31	32	36	屋外空間（駐車場含む）	駐車場の確保は集客の要素の一つ。敷地が大きいことから大規模事業の開催が可能。屋内使用が主流だが、一部の使用は屋外でも実施が可能。
31	32	36	学校、社会教育施設、社会福祉施設、官庁	祭典等のイベントの開催、歴史・文化・芸術活動、福祉活動
31	32	36	学校、保育園、市庁舎等の屋外空間	校庭や駐車場を週末限定で、テントヤード、バーベキュー広場、オートキャンプ場として利用する。

施設番号			施設属性	利活用アイデア
1	2	3		
31	32	36	学校・図書館・その他教育文化施設、病院・保育所その他医療・社会文化施設・防災施設	災害時の避難場所。
31	32	36	学校・病院・市役所	近隣の高齢者や、入院患者、学校の子どもたちと一緒に、竹細工やもちつき大会・凧揚げ教室などを行う。
31	32	36	公共公益施設	屋外の隣接駐車場や緑地を一般に貸し出し、バザーやピクニック、屋台などを開催する。事業者から一定の利用料金を徴収し、施設の維持管理費に充てる。
31	32	36	公共公益施設の屋外空間	早朝や休日に、ラジオ体操やヨガなど市民や高齢者向けの健康増進の場として開放する。
31	32	36	行政施設の屋外空間	休日や時間外における各種イベントスペースや、バザー・出店等の物品販売、情報発信、休憩・憩いのスペースとして提供。また、有事には避難所等としても活用。
31	32	36	庁舎等行政施設	休日、市庁舎の屋外通路、駐車場、前庭を市民に開放し、バザーや農産物直売所に利用できるようにする。事業者による飲食物等の移動販売も認める。
31	32	36	庁舎等行政施設の屋外空間	休日、市庁舎の屋外通路、駐車場、前庭を市民に開放し、バザーやピクニックなど思い思いに利用できるようにする。事業者による飲食物等の移動販売も認める。
31	32	36	庁舎等行政施設の屋外空間	休日、役場庁舎の屋上や駐車場を利用した飲食業者によるカフェや移動販売車による出店、フリーマーケットの自由開催を認める。
31	32	36		休日や祝日で確実に使用されない日に、屋外の空間であれば地域コミュニティから民間イベント等まで幅広く自由に使うことも可能だと思われる。フリーマーケットや物々交換など。
31	32	36		子育て支援や高齢者の憩いの場となるようなイベントの開催、観光PRや物品の販売等を行い、賑わいを創出する。
31	32	36		施設周辺での路上駐車やごみのポイ捨てなど管理面での問題が懸念されるため、庁舎、学校及び保育園など公共施設の屋外空間を本来の目的とは異なる用途で活用しない方が良いと思います。
31	35	36	屋外空間	イベントの開催
31	35	36	庁舎等の屋外区間	ソーラーパネルの設置
32	-	-	行政施設（保健センター）の屋外空間	休日、保健センターの駐車場を市民に開放し、バザーや町おこしイベント等、自由に利用できるようにする。
32	-	-	高齢者福祉施設の屋外空間（駐車場やゲートボール場）	施設の休館日に、屋外の駐車場やゲートボール場等を開放し、三世交流イベントやバザー、地元でとれた野菜の朝市など、市民活動として幅広く使えるスペースの提供。
32	-	-	施設駐車場	移動販売車等に出入りを認める。
32	-	-	児童館	休館日に館庭を公園として開放
32	-	-	社会福祉施設	駐車場等屋外スペースを、災害時の一時避難場所として提供する。近隣施設や地域のイベント会場として提供する。
32	-	-	社会福祉施設の屋外空間	施設の駐車場等で施設入所者やその近隣住民等が交流できるイベントを開催する。
32	-	-	社会福祉施設の屋外空間	市民に開放し、バザーなどに利用できるようにする。
32	-	-	庁舎施設の屋外空間	休日、駐車場を開放、イベントの開催
32	-	-	敷地内の屋外空間	既に開放している芝生広場や駐車場を利用し、フリーマーケットなど市民の交流の場として活用する。
32	-	-	福祉施設の未使用空間の活用	指定管理者が管理している福祉施設の未使用空間（屋上・風呂・倉庫など）を改修し、指定管理者が新規の自主事業を実施できるようにする。
32	-	-	福祉施設駐車場	休館日に駐車場を開放する。
32	-	-	福祉施設駐車場	休館日に駐車場を開放する。
32	-	-	保育園	災害緊急時に避難所として活用する。
32	-	-	保育園の園庭	子育て中の親子に対して、園庭を開放する。
32	-	-	保育施設等の屋外空間	休園日に駐車場、園庭を住民に開放し、イベント等を行う。
32	-	-	保育所	イベント等や、バザーやピクニックなど思い思いに利用できるようにする。事業者による飲食物等の移動販売も認める。
32	-	-	保育所の園庭	休日に園庭を開放し、遊び場として利用する。
32	-	-	保育所の屋外空間	休園日に幼稚園の駐車場を市民に開放し、バザーや住民主催のイベント等、思い思いに利用できるようにする。
32	-	-	保育所の屋外空間	入所児童を対象とした定期的な防犯・防災訓練のほか、一般の幼児及び保護者に拡大して防犯・防災訓練を実施し、意識啓発を図る。
32	-	-	保育所の屋内空間	空いている保育所を活用した未入所児及び保護者を対象とした子育て支援事業の実施に活用する。
32	-	-	保育所や社会福祉施設の屋外空間	保育所や社会福祉施設が休みのときに校庭や駐車場を開放し、遊びの場やイベント開催の場などを提供する。
32	-	-		日曜日、中心市街地の保育所を駐車場として開放し、駐車場の不足や混雑緩和を図る。
32	-	-		日曜日、保育所の園庭を市民に開放し、バザーやピクニック、地域行事などを思い思いに利用できるようにする。事業者による飲食物等の移動販売も認める。
32	17	24	行政施設の屋内・屋外空間	休館日等に施設内、屋外通路、駐車場、駐輪スペース、歩行者専用道、自専道、公園、緑地等を市民等に開放し、バザー、休憩、コンサート、その他イベント等思い思いに利用できる空間にする。

施設番号			施設属性	利活用アイデア
1	2	3		
33	-	-	公園	公園内の花壇等を市民に開放し、花いっぱい運動などを行い、公園の美化を図る。また、ケータリングカーでの販売等で賑わいを創出する。
33	-	-	公設卸売市場	休日、市場内を一般に開放し、買い物も可能とする。また、事業者により地産地消をテーマに飲食物などの販売を行う。
33	-	-	公設市場	市場の利便性を生かしたイベントを兼ねた買い物スペースとして。
33	-	-	公設地方卸売市場 空地及び駐車場	休日に一般へ貸し出し、広い敷地や駐車場を活かしたフリーマーケット等のイベント開催を認める。
33	-	-	市公設地方卸売市場	災害物資の倉庫
33	-	-	市場	まちづくりに関する色々な利用
33	-	-	市場（遊休地や空き事務所、駐車場棟の空間）	遊休地や空き事務所を活用し、スーパーマーケットや市場外売場などを設ける。
33	-	-	市場に使用している屋外空間	市場が休日の際に、駐車場等を市民に開放し、バザーやピクニックなど思い思いに利用できるようにする。事業者による飲食物等の移動販売も認める。
33	-	-	市場の売り場空間	屋根付きの売り場施設を利用することで、フリーマーケットなどのイベントを天候に左右されず開催できるようにする。
33	-	-	市場関係者の駐車場	休日に駐車場として貸し出す。
33	-	-	市場施設・緑地帯	賑わい創出のため、日を定め市民でも利用できるよう開放する。
33	-	-	市場施設内	休日など決められた日でのみ市場の活性化につながるイベント。買い物、飲食も可
33	-	-	水産市場施設の屋外空間	休日日の屋外空間を市民に開放し、バザーやピクニックなど思い思いに利用できるようにする。事業者による飲食物等の移動販売も認める。
33	-	-		屋根付きの広い空間を利用して、さまざまなイベントが開催できるようにする。
33	-	-		地域コミュニティ空間として休業日の一般開放。
33	-	-		定期市の開催日以外に駐車場等としての利用を認める。
33	34	-	市場、流通業務団地	市場や流通業務団地で大規模展示・出店イベントを開催する。
34	35	-	団地・住宅の屋外空間	退去時の現状復帰を求めず、自由なリフォームや模様替えを認めるとともに、DIYスペースを確保することで「釘打ちできる賃貸」としての需要を掘り起こす。
35	-	-	スペースが広い箇所	スペースが広い箇所で売店、イベント開催等行事を行い、人々の交流を深める場所にする。
35	-	-	旧住宅・都市整備公団の空き室や駐車場	団地やその周辺の周辺に居住している住民のサークル活動やイベントを行う。高齢者の引きこもりや孤立化を防ぐとともに、若い世代との交流を促す。
35	-	-	居住者専用駐車場	空き区画にコインパーキングを設置し、公営住宅訪問者等でも駐車できるようにする。
35	-	-	県町住宅	有事活用
35	-	-	公営住宅	ベランダの手すり部分に太陽光発電パネルを取り付け、地域電力として利用。ベランダは日照が確保されている場所なので、発電が期待出来、環境負荷低減になる。
35	-	-	公営住宅	観光や出張等で多くの来訪者を見込めない地方の町では、民間の宿泊施設が進出しないため、宿泊したい来訪者が近隣の町に流れていくため、空き家になっている公営住宅を来訪者の宿泊施設として貸し出せるようにする。
35	-	-	公営住宅の空き住戸	空き住戸を活用し、障害者を対象としたグループホームなどの福祉サービスとして利用を認める。また、地域住民の子育て支援のため、保育サービスとしての利用を認める。
35	-	-	公営住宅屋外共用スペース、駐車場	休日に屋外共用スペース及び駐車場を開放し、生活雑貨、食料品などを販売する。
35	-	-	公営住宅団地	イベントの開催でにぎわいを形成し人を集める
35	-	-	公営住宅団地の屋外空間	空きスペースを利用し、入居者を対象としたイベント、集会等を開催し、入居者間交流、コミュニティの形成を図る。防災、防犯対策。
35	-	-	公営住宅団地の空室や空駐車場	空室をホテルの様な利用方法で貸し出す
35	-	-	公営住宅内の児童遊園等	買い物環境の改善及びコミュニティの活性化を目的に、公営住宅敷地を活用して、青空市場等を開催出来るようにする。日用品や食料品の販売を認める。
35	-	-	公営住宅敷地内	防災広場
35	-	-	市営住宅	空き部屋を保育施設や、地区の集会場、高齢者の集会場等として開放する。
35	-	-	市営住宅の空き部屋	画家や陶芸家等、芸術家の方々のギャラリーとして、市営住宅の空き部屋を貸し出す。
35	-	-	市営住宅屋上	ソーラーパネルの設置
35	-	-	市営住宅空間	高齢化等に伴う医療・介護・福祉や地域コミュニティを目的とした、ふれあい広場の開設。具体的には、移動販売やカフェの営業、介護予防等の実施など。
35	-	-	市営住宅内空地	サービス付高齢者向け住宅を民間業者に建設してもらい、高齢化が進んだ市営住宅の在宅介護サービスを提供してもらおう。
35	-	-	市営住宅内駐車場	空き駐車場をコインパーキングに変更し、市営住宅入居者以外の一般市民が利用できるようにする
35	-	-	市営住宅敷地	入居者で使わなくなったものを住宅敷地でフリマ販売、又は交換できるようにする。
35	-	-	住宅団地	地域のまつりなど、コミュニティ形成
35	-	-	町営住宅駐車場	駐車場を町民に開放し、事業者による飲食物等の移動販売を認める。
35	-	-		空き住宅の利活用として高齢者の休憩や町内会活動の場所。
35	-	-		公営住宅入居者・近隣住民が集まり、周辺花壇の草刈りや苗植え等を行う。
35	-	-		敷地内を緑化し、地域住民が交流できる憩いの場をつくる。

施設番号			施設属性	利活用アイデア
1	2	3		
35	-	-		介護施設、老人ホーム。
35	-	-		子育て支援住宅や独居老人支援住宅。
35	-	-		盆踊り大会など団地内でのコミュニティ形成を図る。
35	-	-		公営住宅団地の屋外通路、公園・広場・緑地等を町民に開放し、バザーやピクニックなど思い思いに利用できるようにする。事業者による飲食物の移動販売も認める。
36	-	-	屋上	ケースバイケースであり、利用目的に対し真摯に対応いたしますが、こちら提示することは考えていません。
36	-	-	下水道施設敷地	下水処理施設の未利用地をスポーツ広場として利用する。
36	-	-	河川敷内の運動施設	各種イベントの開催
36	-	-	各支所庁舎の未使用空間の利用	合併により生じた各支所庁舎の未使用空間の有効利用
36	-	-	官公庁	官公庁に隣接する駐車場空間を一般に貸し出す。自由に活用できるようにし、カフェ事業者等の営業も認める。
36	-	-	官公庁行政施設の屋外空間	休日、市庁舎の駐車場などを市民に開放する。朝市などを開催し、地元の農産物などの振興を図る。
36	-	-	官公庁施設	①防災訓練的な要素を含め施設や運動場を利用し宿泊体験を行う。②平日夕方や土日祝等に施設を開放し子育て支援事業や生涯学習事業として利用する。又、バザーや事業者による移動販売を認める。
36	-	-	官公庁施設（屋外）	休日の庁舎敷地のスペースを市内観光用の駐車場として利用してもらったり、イベント開催の場として提供する。また、移動販売の場として提供する。
36	-	-	官公庁施設の屋外空間	休日、施設の駐車場を市民に開放し、フリーマーケット開催場所として利用できるようにする。
36	-	-	官公庁施設の屋外空間	休日、市庁舎の駐車場を市民に開放。飲食物の販売など、イベントやコミュニティの場として。夜間閉庁時間の有料駐車場としての貸し出しなど。
36	-	-	官公庁施設の屋外空間	休日、市庁舎の屋外通路、駐車場、前庭を開放し、観光客及び地元市民向けの朝市ができるようにする。飲食物等の移動販売も認める。バザーやピクニックなど思い思いに利用できるようにする。
36	-	-	官公庁施設の広場や駐車場	広場や駐車場を一般に開放し、バザーなどの開催。
36	-	-	官公庁施設の駐車場	官公庁施設にそれぞれ設けられている平面駐車場を共有化（立体駐車場）し、土地の有効利用（民間等へ有料貸付）による賑わいの形成を図る。
36	-	-	官公庁施設屋外空間	町庁舎庭を災害の際の避難拠点として利用できるようにする。
36	-	-	官公庁施設駐車場	駐車場を休日にスケートボード場やラジコンサーキットとして貸出
36	-	-	観光案内所	営業時間外に施設を民間企業やNPO法人に貸し出し、学習塾経営等に利用できるようにする。
36	-	-	議場	議会がない時期に、民間企業やNPO法人に議場を貸し出し、学習塾経営等に利用できるようにする。
36	-	-	県施設の専用駐車場	閉庁日に、県施設の専用駐車場を開放し、一般市民が利用できるようにする。料金は無料が望ましいが、有料でも需要は見込めると考えられる。（駅、公園、観光施設の近隣など立地）
36	-	-	公共公益施設	アイデアが思い浮かばない
36	-	-	公共施設駐車場	休日や夜間等の閉庁時において、駐車場として民間事業者に提供する。事業者から一定の利用料金を徴して、施設維持管理費に充てる。
36	-	-	公共施設駐車場	休日や夜間等の閉庁時において、各種イベント等を行う。
36	-	-	公民館	コムス（小型電気自動車）の展示
36	-	-	公民館の屋上	当公民館の屋上は、平成25年度に防水工事をした綺麗な屋上がある。これを開放して、天体観測などをする場所として、市民に利用してもらおう。また、屋上が舞台のように1段高いところがあるので、コンサートや劇を行うことも考えられる。
36	-	-	公民館前の屋外空間	公民館前の屋外通路、駐車場、前庭を開放して、バザーや市場などを開設できるようにする。
36	-	-	行政施設	施設内外への、一般企業の広告掲示を許可する。
36	-	-	行政施設の屋外の公開空地	定期的なイベント開催
36	-	-	行政施設の駐車場等	休日の行政施設の駐車場等を一般に開放し、オープンカフェや朝市、音楽活動等に利用できるようにする。
36	-	-	市庁舎	1階ロビーに設置している、市からの情報誌等を置くためのラックの一部を市民に開放し、市民主催のイベント等の情報発信を認める。
36	-	-	市庁舎の屋外空間	休日、前庭を市民に開放し、バザーやイベントなど思い思いに利用できるようにする。事業者による飲食物等の移動販売も認める。
36	-	-	市庁舎の駐車場	休日、市庁舎の駐車場を、バザーやイベント等を開催する。
36	-	-	市庁舎屋外空間	バザー等のイベント空間として活用する
36	-	-	市庁舎駐車場	休日、市庁舎の駐車場を一般に開放し、フリーマーケットなどに利用できるようにする。
36	-	-	市文化会館駐車場	開館時間前（早朝）に野菜直売会を定期開催しているが、今後も同様の活用を続けていくとよいと思われる。
36	-	-	市役所	にぎわい、つながり
36	-	-	市役所 本庁舎屋外空間	バザー、フリーマーケット等の開催
36	-	-	市役所、出張所の駐車場	休日、市民や事業者駐車場の一部を開放しイベント開催が出来るようにする。

施設番号			施設属性	利活用アイデア
1	2	3		
36	-	-	市役所、体育館	休日に公共施設の敷地を市民に開放し、イベント等で利用できるようにする。事業者による飲食物等の移動販売も認める。
36	-	-	市役所・支所	市内各種イベント等来客用駐車場として開放する。
36	-	-	市役所の屋外施設	休日、市庁舎の駐車場、芝生広場を農業まつり、露天市場、花火観覧会場等に活用している。今後も同様のイベントに期待している。
36	-	-	市役所の駐車場	フリマ等で使用する
36	-	-	市役所周辺などの公共有地スペース	駐輪場の数が少ない排気量 50cc 超の二輪駐輪場
36	-	-	市役所前庭	市民市場として開放し、プロからアマチュアまで、ジャンルを問わず販売を認める。
36	-	-	市役所駐車場	バザー、食のイベント
36	-	-	市役所庁舎	イベントの場としての活用
36	-	-	市役所庁舎の広場	市、イベントの開催（実施中）
36	-	-	市役所庁舎の駐車場などの屋外空間	休日、市役所庁舎の駐車場などを開放し、フリーマーケットなど開催する。また、飲食物の販売なども行う。
36	-	-	市役所庁舎等の駐車場	駐車場敷地内でのイベント開催（朝市など）
36	-	-	市役所庁舎敷地	市役所庁舎駐車場内を、民間事業者や各種 NPO 団体等によるイベント開催等のために貸出す。また、それ以外の場合であっても、市民による憩いの場として、公園のような形で場所を提供する。
36	-	-	市役所敷地内の空きスペース	建物を建築し、行政手続きを頻繁に行う業者（ケアマネージャーや行政書士等）の事務所として部屋を貸し出す。
36	-	-	市役所本庁舎	防災広場としての活用。災害時に一時避難所として。
36	-	-	市役所本庁舎の駐車場	休日に本庁舎の駐車場を市民に開放し、イベント等に利用してもらう。
36	-	-	支所の屋外空間	イベント開催
36	-	-	出張所の駐車場	近くに保育園があるので、運動会等の行事にケータリング等を設け、地域・保護者間の交流の場を設ける
36	-	-	地域住民向け駐車場	週末などに農産物の直売所を開き、農産物の地産地消、都市と農村の交流を促進する。
36	-	-	駐車場	ケースバイケースであり、利用目的に対し真摯に対応いたしますが、提示することは考えていません。
36	-	-	駐輪場・駐車場	休日に、祭りを開催して出店の出展やイベントを開催
36	-	-	庁舎のピロティ部分	毎年行われている街あるきイベントのエリアに含め、音楽の演奏やフリーマーケット、グルメ屋台などを行い、賑わい形成の一部として市中心部に回遊性を持たせる。
36	-	-	庁舎の屋外空間	休日、庁舎の駐車場、前庭を市民に開放する。
36	-	-	庁舎の屋内外の空間	中心市街地にある庁舎内 1 階を自由通路として開放。庁舎外はイベント広場として活用。
36	-	-	庁舎の行政施設の屋外空間	休日等に町庁舎の駐車場等を町民に開放し、交流の場として利用可能とする。
36	-	-	庁舎の中庭	休日、市庁舎の中庭を市民に開放し、バザーなどに利用できるようにする。
36	-	-	庁舎の駐車場	イベントを開催する。
36	-	-	庁舎屋外空間	休日、市庁舎の駐車場を市民に開放し、自由に利用できるようにする。
36	-	-	庁舎外壁	広告掲載
36	-	-	庁舎広場及び駐車場	地域住民による休日における庁舎広場等でのフリーマーケット等の開催
36	-	-	庁舎構内駐車場	土日、祝日に構内駐車場を開放し、事業者による飲食等の移動販売を認め、スポーツイベント、パブリックビューイング又は展示会等を開催する。
36	-	-	庁舎施設の屋外空間	休日、町庁舎の駐車場を開放し、資源回収や資格講習などで利用できるようにする。
36	-	-	庁舎施設の駐車場	休日に駐車場などを開放し、人が集るような催しを開催
36	-	-	庁舎施設屋外空間	休日、市庁舎の駐車場、広場を市民に開放し、バザーやピクニックなど思い思いに利用できるようにする。事業者による飲食物等の移動販売も認める。
36	-	-	庁舎周りの屋外空間	休日に駐車場を開放し、住民主催によるイベント等を行う。
36	-	-	庁舎前駐車場	休日閉庁時に市民へ解放し、軽スポーツやフリーマーケットなど市民が自由に使うことができるようにする
36	-	-	庁舎駐車場	休日のイベントスペースとして利用。
36	-	-	庁舎駐車場 2 階部分	休日に駐車場の 2 階部分を開放し、フリーマーケットなどイベントを開催できるようにする。
36	-	-	庁舎駐車場等	市民がイベントなどにオープンスペースを利活用する
36	-	-	庁舎駐車場等の屋外空間	休日にイベント等の会場として使用できるよう一般の方への使用を許可する。現在イベント開催時の駐車場や消防団の訓練で使用されることがあるが、より幅広い利用方法での活用を許可する。
36	-	-	庁舎等	休日、駐車場を一般に開放し、事業者による飲食物などの販売または移動車両による販売を行う。
36	-	-	庁舎等の屋外空間	屋外空間を市民・事業者に開放し、イベント等の営利事業を認める。
36	-	-	庁舎等の屋外駐車場	休日、駐車場がある広い空間を利用して催しを開催する。
36	-	-	庁舎等の駐車場	イベント・物品販売
36	-	-	庁舎等の駐車場空間	閉庁時、駐車場空間での特産市や子供が参加できるイベントの開催
36	-	-	庁舎等屋外	イベント開催など
36	-	-	庁舎等公共施設前のスペース	玄関等ガラス張り部分の前のスペースを夜間にダンスの練習場所等として開放する。また、夜間のイベントの開催を認める。
36	-	-	庁舎等行政施設	施設使用料を安く設定し、飲食店やカフェ、コンビニ等を誘致し、誰もが気軽に訪れることができる場所とする。
36	-	-	庁舎等行政施設の屋外空間	休日、市庁舎の屋外通路、駐車場、前庭を市民に開放し、バザーやイベントなど思い思いに利用できるようにする。

施設番号			施設属性	利活用アイデア
1	2	3		
36	-	-	庁舎等行政施設の屋外空間	休日、庁舎の駐車場、前庭を市民に開放し、バザーやピクニックなど思い思いに利用できるようにする。事御者による飲食物等の移動販売を認める。
36	-	-	庁舎等行政施設の屋外空間	休日、市庁舎の屋外通路、駐車場、前庭を市民に開放し、バザーやピクニックなど思い思いに利用できるようにする。事業者による飲食物等の移動販売も認める。
36	-	-	庁舎等行政施設の屋外空間	休日、市庁舎の屋外通路、駐車場、前庭を市民に開放し、フェスタ等の開催
36	-	-	庁舎等行政施設の屋外空間	市道、歩道、休日、市庁舎の屋外通路、駐車場、前庭を市民に開放し、バザーなど思い思いに利用できるようにする。事業者による飲食物等の移動販売も認める。
36	-	-	庁舎等行政施設の屋外空間	閉庁日、市庁舎の駐車場を市民に開放し、フリーマーケットやイベント等を開催できるようにする。
36	-	-	庁舎等行政施設の屋外空間	休日の閉庁時に、庁舎敷地内のスペースに地域野菜等の販売等を行うバザーを実施する。
36	-	-	庁舎等行政施設の屋外空間	休日における庁舎等の駐車場を駐車場以外の目的で市民に開放する。
36	-	-	庁舎等行政施設の屋外空間	B級グルメイベント、ゆるキャライベント、地場産イベント等による市のPR
36	-	-	庁舎等行政施設の屋上部分	屋上に畑を設置し、ミニ市民農園として、市民に貸出する。
36	-	-	庁舎等行政施設の屋内・屋外空間	現在、庁舎内のホールで定期的に「ロビーコンサート」を開催するとともに、閉庁日の駐車場などを使用し、本市主催のイベント会場としての活用も図っています。そのため、本アンケートについては、「実施している」ものとして該当となる部分の回答を行っています。
36	-	-	庁舎等行政施設の駐車・駐輪場	休日、左記施設を町内の団体及び個人に貸出し、出店や運動教室等の各種イベントの開催により、住民同士の交流及びコミュニティづくりの一助となるような利活用
36	-	-	庁舎敷地	閉庁日における競技大会、コンサート、フリーマーケット、イベント等の広範囲にわたる行事に利用する。
36	-	-	庁舎敷地内	駐車場等のアスファルト部分を、一部を公園にし、憩いの場として、利用する。
36	-	-	庁舎敷地内の庭園、駐車場	駐車場、庭園を町民に開放し、各種イベント等に利用できるようにする。
36	-	-	庁舎来客用駐車場	休日、市庁舎の駐車場を市民が利用できるよう解放する。
36	-	-	町役場	休日、使用許可という形で駐車場や庁舎前の広場をイベント会場等に利用できるように貸し出している
36	-	-	福祉センター	子育て支援や高齢者福祉
36	-	-	本庁舎	休日、駐車場を解放し、誰でも駐車・駐輪できるようにする。
36	-	-	本庁舎の屋外空間	職員や来庁者等が利用できる飲食物等の移動販売を認める。
36	-	-	役場	駐車場にてイベント開催
36	-	-	役場駐車場	イベント時の会場とし、来町者と町民の交流の場として活用。また、駐車場は一般開放している。（実施済み）
36	-	-	役場庁舎	休日、役場庁舎の屋外通路、駐車場を町民に開放し、フリーマーケット等人が集うイベントなど思い思いに利用できるようにする。事業者による飲食物等の移動販売も認める。
36	-	-	役場庁舎駐車場	休日に、役場駐車場を町民に開放し、バザーや各種イベントなど広く利用できるようにする。事業者による飲食物等の移動販売も認める。
36	-	-	役場庁舎等の屋外空間	駐車場を朝市等のイベントに開放する。
36	-	-	来庁者駐車場	イベント広場
36	-	-	来庁者用駐車場	休日のイベント等の開催
36	-	-		まちづくり等のイベントの開催
36	-	-		イベントの開催でにぎわいを形成し人を集める
36	-	-		イベント開催時などの特定の日に、会場や駐車場としての解放が可能と考える。また、休日等支障のない範囲で住民憩いの場として、駐車場などの一部屋外を開放することが可能と考える。また、併せて情報発信なども行うことで観光の促進にもつながると考える。
36	-	-		イベント使用等
36	-	-		フリーマーケット等のイベント用に提供する。
36	-	-		屋外空間をイベント等に活用
36	-	-		屋外通路、前庭をオープンスペースへ転換し、移動図書館やチャレンジショップ、仮設カフェの設置を支援する。また、ベンチや休憩場所を設置し、交流機会を創出する。
36	-	-		屋外通路などで地元農産物などを販売する。
36	-	-		屋上、駐車場等の比較的広いスペースを活用して、イベントの実施等多数の人が利用できる活動に提供する。
36	-	-		官公庁の駐車場・通路を週末開放し、フリーマーケットやNPO団体のブースを設けて賑わいを創出する。
36	-	-		企業の展示会、発表会などのイベント（車の展示など）
36	-	-		休庁日に、役場前の駐車場を町民に開放し、青空バザーや各種イベントを行えるようにする。
36	-	-		休日、市庁舎の屋外通路、駐車場、正面入口前広場を市民に開放し、イベント等の開催ができるようにする。
36	-	-		休日、市庁舎の屋外通路、駐車場、前庭を市民に開放し、イベントや防災拠点に利用できるようにする。事業者による飲食物等の移動販売も認める。

施設番号			施設属性	活用アイデア
1	2	3		
36	-	-		休日、市庁舎の屋外通路、駐車場、前庭を市民に開放し、バザーやピクニックなど思い思いに利用できるようにする。事業者による飲食物等の移動販売も認める。
36	-	-		休日、市庁舎の屋外通路、駐車場、前庭を市民に開放し、バザーやフリーマーケットなど思い思いに利用できるようにする。事業者による飲食物等の移動販売も認める。
36	-	-		休日、市庁舎の屋外通路、駐車場、前庭を町民に開放し、地域イベントの開催に利用できるようにする。事業者による飲食物等の移動販売も認める。
36	-	-		休日、市庁舎の屋外通路、駐車場を市民に開放し、バザーやピクニックなど思い思いに利用できるようにする。事業者による飲食物等の移動販売も認める。
36	-	-		休日、市庁舎の駐車場、前庭を市民に開放し、バザーやピクニックなど思い思いに利用できるようにする。事業者による飲食物等の移動販売も認める。
36	-	-		休日、市庁舎の駐車場、中庭を市民に開放し、バザーやイベント開催などを行えるようにする。
36	-	-		休日、市庁舎の駐車場を市民に開放し、イベント等の開催などに利用できるようにする。飲食物等の販売も認める。
36	-	-		休日、市庁舎の駐車場を市民に開放し、バザーやピクニックなど思い思いに利用できるようにする。
36	-	-		休日、市庁舎の駐車場を市民に開放し、バザーやピクニックなど思い思いに利用できるようにする。事業者による飲食物等の移動販売も認める。
36	-	-		休日、市庁舎の駐車場を用いて朝市を行い、テーブルやイスを配置して朝食を摂れるようにする。ヨガや太極拳、ウォーキングなどの愛好者が集い実施できるようにする。
36	-	-		休日、市庁舎駐車場を開放し誘客イベント、地元イベント会場として解放する。
36	-	-		休日、市庁舎等の屋外通路、駐車場でのイベント等開催、駐車場としての利用。
36	-	-		休日、市役所の駐車場を開放し、フリーマーケットなどを開く。
36	-	-		休日、視聴者の屋外通路、駐車場などを市民に開放し、思い思いに利用できるようにする。事業者による飲食物等の販売も認める。
36	-	-		休日、駐車場や町民交流広場などを開放し、希望する事業者に無償で貸出、各種イベントや飲食物等の販売などを認める。
36	-	-		休日、駐車場を市民に開放し、バザーやピクニックなど思い思いに利用できるようにする。事業者による飲食物等の移動販売も認める。
36	-	-		休日、庁舎の屋外通路、駐車場、前庭を市民に開放し、バザーやピクニックなどに利用できるようにする。
36	-	-		休日、庁舎の駐車場、前スペースを町民に開放し、バザーやピクニックなど思い思いに利用できるようにする。事業者による飲食物等の移動販売も認める。
36	-	-		休日、庁舎の駐車場等を町民に開放し、バザーなどに利用できるようにする。
36	-	-		休日、庁舎屋外にある「光の広場」を市民に開放し、バザーなどの開催などに利用できるようにする。
36	-	-		休日、庁舎屋外駐車場を市民・団体・事業者等に開放し、フリーマーケットやピクニック、イベント、野外コンサートなど思い思いに利用できるようにする。事業者の移動販売も可。
36	-	-		休日、町庁舎の屋外通路、駐車場、前庭を市民に開放し、バザーやピクニックなど思い思いに利用できるようにする。事業者による飲食物等の移動販売も認める。
36	-	-		休日、町庁舎の駐車場、前庭を町民に開放し、バザーやピクニックなど思い思いに利用できるようにする。事業者による飲食物等の移動販売も認める。
36	-	-		休日、町庁舎の駐車場を開放し、イベントを開催できるようにする。事業者による飲食物等の販売も認める。
36	-	-		休日、町役場の駐車場、前庭を市民に開放し、バザーなど思い思いに利用できるようにする。事業者による飲食物等の移動販売も認める。
36	-	-		休日、役場庁舎駐車場をフリーマーケットなどのイベントに利用
36	-	-		休日、市庁舎等の駐車場、前庭を市民に開放し、バザー等に利用できるようにする。
36	-	-		休日などに、市民に開放し、イベント開催などに利用できるようにする。また、駐車場以外の前庭などの部分は、昼休みに移動販売やオープンカフェなどの営業を認める。
36	-	-		休日における庁舎の屋外駐車場で、スポーツ大会等のイベントを開催し、町民や町外の人が参加し交流の場として利用できるようにする。（現、利用している。）また、実行委員会による飲食物等の販売も認めている。
36	-	-		休日にイベント場所として開放
36	-	-		休日に市役所庁舎の屋外敷地を開放する。バザー、朝市など個人、事業者による販売行為が行えるようにする。
36	-	-		休日に職員駐車場を市民に開放し、バザーなどに利用できるようにする。事業者による飲食物等の移動販売も認める。
36	-	-		休日に駐車場、中庭等を開放し、多目的に利用できるようにする。
36	-	-		休日に駐車場を市民に開放する。また各種イベントにも利用できるようにする。
36	-	-		休日の駐車場を活用し、イベント、産直、ご当地グルメ祭りなどを開催し、賑わい創出を図る。
36	-	-		休日の来庁者駐車場の一般解放し、タイムパーキング（時間貸し）として活用する。
36	-	-		休日は、朝市や市のイベントなどで市民に開放し活用を図っているが基本的に市の主催事業で活用しております。市の第三駐車場を民間業者とタイアップして、有料駐車として運営していきたい。
36	-	-		休日等の駐車スペースの未使用部分の活用
36	-	-		旧町役場の駐車場スペースを開放してイベントの開催。
36	-	-		現在建設中の新庁舎敷地内に設置予定の芝張りした前庭と駐車場を開放し、市民の憩いの場とする

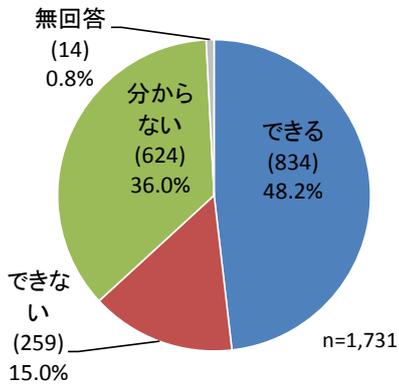
施設番号			施設属性	利活用アイデア
1	2	3		
36	-	-		行政施設は各種手続き（主に町民）や、営業等（主に町外の業者）で、特に宣伝をしなくても人が集まる空間である。その事を利用して、駐車場の一角で野菜などの
36	-	-		市庁舎の中庭で、屋外イベントを行う。事業者による飲食等の販売も認める。
36	-	-		市内の小学生の絵を掲出する。オープンカフェ。バザーの開催。
36	-	-		施設内駐車場等において、飲食物等の販売を認める。
36	-	-		周辺地区にある飲食店等の駐車場として夜間及び週末は利用されている。また、フリーマーケット等のイベントにも利用されている。
36	-	-		周辺文化施設、スポーツ施設を活用した多目的、複合的なイベントの開催。
36	-	-		商工関連のイベント等
36	-	-		申請に基づき、休日に庁舎駐車場を町民や団体に開放し、イベントなどに活用する。【実施済み】
36	-	-		診療所、観光案内、物産販売など複合施設として利用する。
36	-	-		地産地消、観光などのイベント
36	-	-		駐車場を利用した各種イベントの開催
36	-	-		駐車場を利用し農業者や事業者による市場。複数のケータリングカーによるグルメイベント。町内会等団体への開放。展示会等の民間利用。
36	-	-		駐車場等の開放
36	-	-		庁舎の屋外通路、駐車場を開放し利用できるようにする。飲食物等の移動販売も認める。
36	-	-		庁舎の駐車場等を休日に町民に貸し出し、イベント等の人が集まることに利用できるようにする。
36	-	-		庁舎駐車場等を活用したバザー等イベントを実施し、事業者がそのスペースを活用した営業をできるようにする。
36	-	-		庁舎敷地の屋外空間を市民がイベントやフリーマーケットなど利用できるようにする。
36	-	-		町内団体の各種催しや交流イベント等
36	-	-		土曜・日曜の駐車場をP & R駐車場として活用
36	-	-		特に思いつきません
36	-	-		閉庁日、市庁舎前等の屋外空間を市のイベント以外にも自由に活用できるようにする。
36	-	-		閉庁日に駐車場を解放しフリーマーケットやスケートボード等多目的に利用できるようにする。
36	-	-		閉庁日に駐車場を市民に開放し、バザーなどに利用できるようにする。
36	-	-		閉庁日の庁舎前庭を解放し、レジャー・娯楽等に利用する。
36	-	-		夜間、休日に近隣住民の駐車場として使用を認める。朝市、夜市等、イベント会場としての貸出し。WIFIを整備し、地域情報発信の拠点にする。
36	-	-		役場前の駐車場を利用し、役場や商工会等主催のイベントに利用しています。
36	-	-		役場庁舎の駐車場や前庭を開放し、物販などを行えるようにする。
36	31	-	公共施設内の空間利用	市庁舎、図書館などの空フロアー、空室等を利用した飲食、買回り品等の事業者に貸出することで施設の利便性が向上
36	31	-	庁舎等行政施設	休日、市庁舎や学校などの駐車場を解放し、バザーなどのイベント会場とする。
36	31	-		また、災害発生時に屋外空間を開放することで臨時駐車場・防災テント等の設置が行えるようにする。
36	37	-	庁舎等行政施設の屋外空間	休日、市庁舎の屋外通路、駐車場、前庭を市民に開放し、バザーやピクニックなど思い思いに利用できるようにする。事業者による飲食物等の移動販売も認める。
36	37	-		市道、歩道、休日、市庁舎の屋外通路、駐車場、前庭を市民に開放し、バザーなど思い思いに利用できるようにする。事業者による飲食物等の移動販売も認める。
36	2	6	庁舎等行政施設の屋外空間	市道、歩道、休日、市庁舎の屋外通路、駐車場、前庭を市民に開放し、バザーなど思い思いに利用できるようにする。事業者による飲食物等の移動販売も認める。
36	10	15	庁舎駐車場	休日、市庁舎の屋外通路、駐車場、前庭を市民に開放し、バザーなどのイベント開催・商業振興・市民交流などに利用できるようにする。事業者による飲食物等の移動販売も認める。
36	24	15	屋外空間全般	行政施設、道路、河川、公園、駅前広場等屋外空間の市民、民間への開放及び自由な利用（イベント、レジャー、飲食、物販、駐車等）
36	31	24	庁舎等行政施設の屋外空間	市庁舎の前庭や学校施設、公園等を開放し、地元農産物の販売や民間事業者によるP R活動を認める。
37	-	-	津波避難ビル	通常時は危険なため封鎖しているが、開放して展望台としての利活用
37	-	-	防災広場	消防団ポンプ操法などに利用する予定。その他にも、地域交流イベントの拠点とする。
37	-	-	防災施設	避難ビルの屋上に、展望台等を設け、通常時は市民の交流の場として用いる。普段から利用されることで場所が認知されていれば、避難時に迷わずに避難が可能
37	-	-	防災緑地	現草地であるので、多目的に利用する。
37	-	-	防風林	火災の延焼や風雪を軽減するために保全してきた防風林を公園などに整備し、にぎわいを創出したり、駐車場にして周辺住民の利便性を高める。
37	-	-		保育園に隣接する防災広場を、平常時に子供からお年寄りまで誰もが憩える場として開放する。（具体的な案ではないが）試合日以外には他の事業者等へ積極的に開放し、イベント開催等に利用してもらう。（現在でもフィットネス、ヨガ、ウォーキングコース、複合イベント（グルメのど自慢・リア・ジョーリア）等の利用あり。）
38	-	-	サッカー専用スタジアム	
38	-	-	スキー場	ゲレンデを巨大スクリーンにし、プロジェクションマッピング会場にする。
38	-	-	スキー場（夏季）	夏季観光シーズンに森林、傾斜などの地形を利用し、音楽やアートイベント、アウトドア体験など自然共存型のイベントを開催する。

施設番号			施設属性	利活用アイデア
1	2	3		
38	-	-	一定規模以上の公共施設	「建築面積●●㎡」以上の公共施設や、デパート等の公益施設について、屋上に太陽光発電施設の設置を義務化
38	-	-	運動広場	自由に運動やレクリエーションが出来るようにする。
38	-	-	官公庁施設	庁舎屋上階を展望喫茶スペースとして市民に開放する。
38	-	-	環境啓発施設の屋内空間	環境教育や環境学習、環境ボランティアの活動の場として開放されている施設であるが、地域コミュニティの場として活用することができる。
38	-	-	観覧場・駐車場	レース非開催日の施設、駐車場をイベントの開催場所等として利用。
38	-	-	丘陵地空間	里山の自然を保全し、行政、住民、企業などが協力し合い管理・運営を行う。森林資源を活用し、地域の活性化、エコツーリズムを推進する。
38	-	-	旧学校跡地	広大な駐車場としてだけでなく、中心市街地にある学校跡地において、定期的に各種イベントを開催することによりにぎわいを創出する。
38	-	-	旧官公庁施設	旧庁舎跡や廃校など、現在でも一部はイベント広場や仮設の駐車場に使用している。地区や民間で祭りや市などに使用できるようにする。
38	-	-	旧鉄道敷地	子供用サイクリングロード
38	-	-	区画整理事業を見込んだ買収済みの用地	事業が進むまでの間、一時的にポケットパークとして整備し、周辺住民の方に利用して頂く。
38	-	-	交流促進施設（入浴施設）	各種イベント等の開催
38	-	-	公共が所有する遊休地	担当部局で検討中
38	-	-	公共駐車場	駐車場をイベント開催会場として利用
38	-	-	国指定文化財敷地	観光客が周辺に広がる歴史文化財を訪れる際の駐車スペース(大型バスを含む)
38	-	-	再開発ビル内の歩行者専用通路	地域や再開発ビル（商業施設）の賑わいづくり（集客）を目的としたイベント等の開催スペースとしての使用を可能とする。
38	-	-	市庁舎会議室等	平日、休日問わず、空いている会議室等を民間に解放する。
38	-	-	市民プール駐車場	休館日等に開放、もしくは貸し出し、各種イベント（例：レクリエーション）などに有効活用する。
38	-	-	市有地（普通財産）	定期的なイベント開催
38	-	-	事業用地を時間貸駐車場として暫定利用中	周辺で開催される祭礼時に駐車場を解放し、来訪者のための休憩スペースとして利用できるようにする。その際事業者による飲食物等の移動販売も認める。
38	-	-	主に屋外空間	休日に敷地をバザーに提供し、地域のコミュニティ活動の活性化を図る。
38	-	-	台風による高潮で被災し放置されたままになっている武道館	壁や床がなくなり、武道館としては機能していないが、屋根や柱はしっかりしているので、雨天時や日差しが強い日などにゲートボール場として利用するなど、多目的広場として利用できるようにする。
38	-	-	廃校後の校舎	統廃合により廃校になった校舎の教室等に企業を誘致することにより、施設の有効活用、地域活性化を図る。
38	-	-	余剰地	遊び、スポーツ等を自由に行えるスペースとして開放する。
39	-	-	観光施設	駐車場や敷地内の空きスペースを一般に貸し出し、イベント開催やフリーマーケット等の営業が実施できるよう認める
39	-	-	勤労青少年ホーム駐車場	休館日等に開放し、観光客のための駐車場などに有効活用する。
39	-	-	公共空き地	屋台村
39	-	-	体育館	市街化調整区域の学校は他の用途に利用できない。都市計画法は悪法である為改正が必要である
39	-	-	中央分離帯の空位	本町では、片側2車線の道路があるが、大型車が片側1車線で停車して交通の流れが悪い箇所がある。その道路には、幅9mほどの中央分離帯があるが、そうした箇所に、一時駐車場を設ければ、交通の流れはスムーズになる。
40	-	-	漁具干場、野積場の空間	休日等、観光施設に隣接する漁港用地（漁具干場、野積場）の空間を活用し、民間事業者等がイベント開催や来場者駐車場等として、公共施設の用途にとらわれず自由な用地使用を認める。
-	-	-		スポーツイベント（道内チームによるもの、野球・サッカー・バスケット、スキー・スノーボードのトリックイベント）
-	-	-		特産物や土産品の販売、町の特産地や飲食店のPRなどを行う。

問 1-5 お考えの利活用は、現行法制度下でも実現できると思いますか？

(「1 できる」、「2 できない」、「3 わからない」から該当するもの **1 つのみ** 選択してください。)

■ 現行法制下での実現可能性

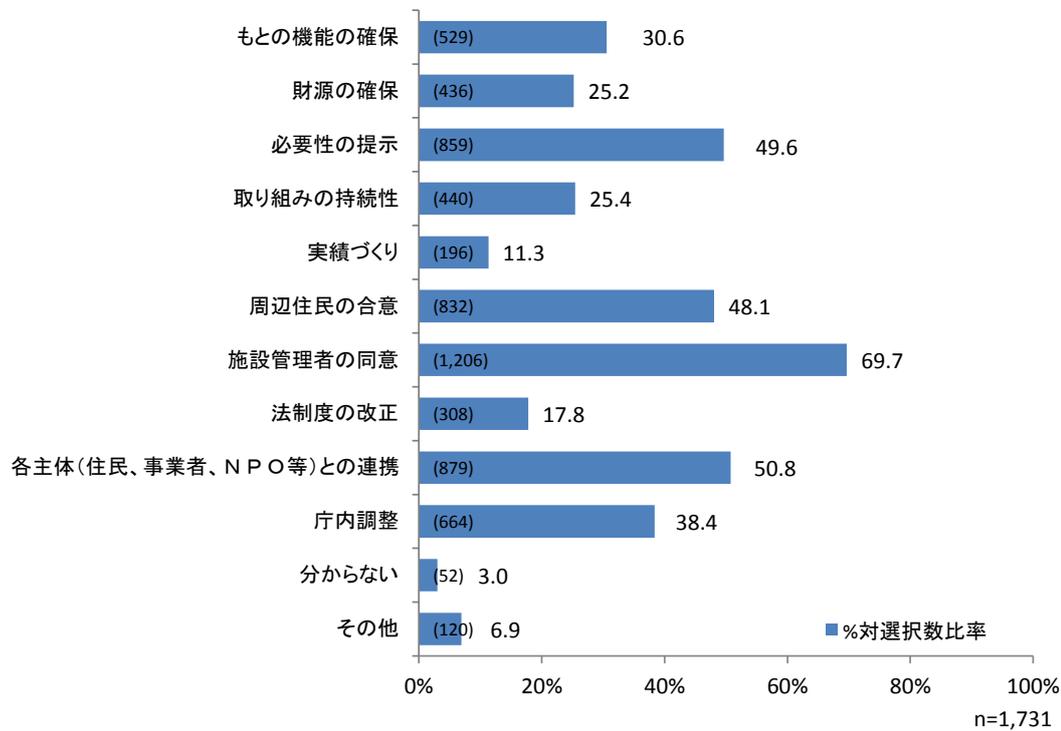


(注) ()内の数値は選択数合計。対選択全数比率は、選択数総合計に対する各選択数の割合。

問 1-6 お考えの利活用を実現するために、解決すべき課題は何だと思われますか？

(該当するもの **全てに○** を付けてください。)

■ アイデアを実現するために解決すべき課題 (複数回答)

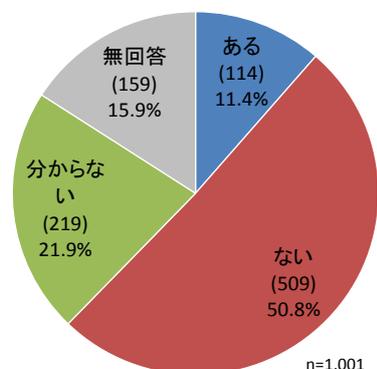


(注) ()内の数値は選択数合計。対選択全数比率は、選択数総合計に対する各選択数の割合。

Ⅱ. 市民や民間事業者等からの提案・要望

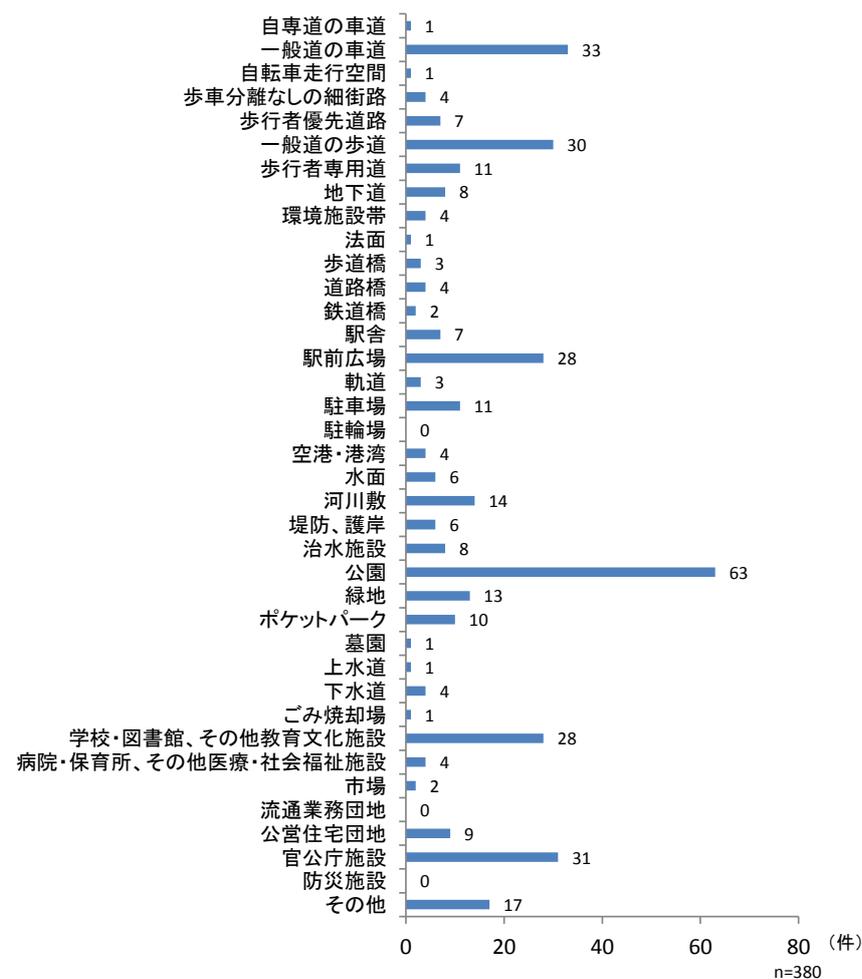
問 2-1 市民や民間事業者等から、公共空間の利活用について具体的な提案や要望がありますか。
 (「1 ある」、「2 ない」、「3 わからない」から1つのみ選択してください。)

■ 市民や民間事業者等からの公共空間の利活用についての提案や要望



(注) ()内の数値は回答市区町数。%は対回収件数比率(回収市区町数 1,001 件に対する割合)。

■ 施設別市民や民間事業者等からの公共空間の利活用についての提案や要望件数



問 2-2 問 2-1 で「1 ある」と回答した方に伺います。その提案や要望の内容について、どのような施設（施設の属性）を、どのようにに利活用したいというものですか（提案や要望の具体的内容）。（具体的にお答えください。）

■ 施設別、主体別、提案・要望数

	住民	企業	団体	その他	計
1 自専道の車道	1	0	0	0	1
2 一般道の車道	9	2	23	3	37
3 自転車走行空間	0	0	0	0	0
4 歩車分離なしの細街路	1	0	4	1	6
5 歩行者優先道路	3	1	4	2	10
6 一般道の歩道	11	3	18	6	38
7 歩行者専用道	6	1	8	0	15
8 地下道	0	8	0	0	8
9 環境施設帯	3	0	1	0	4
10 法面	1	1	0	0	2
11 歩道橋	0	1	2	0	3
12 道路橋	0	1	2	1	4
13 鉄道橋	2	0	0	1	3
14 駅舎	2	2	5	0	9
15 駅前広場	13	6	16	1	36
16 軌道	1	0	2	1	4
17 駐車場	3	2	9	0	14
18 駐輪場	0	0	0	0	0
19 空港・港湾	2	2	1	0	5
20 水面	2	1	4	1	8
21 河川敷	7	1	6	0	14
22 堤防、護岸	2	1	4	0	7
23 治水施設	3	2	2	1	8
24 公園	27	12	37	5	81
25 緑地	9	3	6	1	19
26 ポケットパーク	5	1	6	0	12
27 墓園	0	0	1	0	1
28 上水道	1	0	0	0	1
29 下水道	1	0	3	0	4
30 ごみ焼却場	0	0	1	0	1
31 学校・図書館、その他教育文化施設	13	9	14	0	36
32 病院・保育所、その他医療・社会福祉施設	1	0	3	0	4
33 市場	0	1	1	0	2
34 流通業務団地	0	0	0	0	0
35 公営住宅団地	6	2	1	0	9
36 官公庁施設	8	2	22	4	36
37 防災施設	0	0	0	0	0
38 その他	8	12	9	0	29
計	119	64	165	21	369

(注) 主体無回答除く。着色は上位 5 項目を示す。

■ 具体的な提案内容 (記述)

【住民からの提案・要望】

No.	提案内容	ニーズ項目	
1	有時に避難施設として、利用させていただけないかとの提案。	1	防災・防犯
2	自治会の防災訓練を行いたいという要望。	1	防災・防犯
3	都市公園内に防災施設等の整備を要望される。	1	防災・防犯
4	地域住民主催から防災訓練やイベント開催の希望があり、実施された。	1	防災・防犯
5	指定緊急避難場所に指定されていない公園を指定する。	1	防災・防犯
6	地元から地域活動や災害時の避難場所、障害者団体等から会議や研修会の場所として提案。	1	防災・防犯
7	高架道路の下部分は空地になっているケースが多いが、そういうスペースに、防災広場や水害対策の調整池、ゲートボール場等の防災施設・ふれあい施設や、また、駐車場や駐輪場等の収益施設のニーズは高い。(防災広場・ゲートボール場については、実際に住民から要望があった)	1	防災・防犯
8	子供の遊び場がないため、調整池を遊び場として使いたい。駐車場がないため駐車場として開放して欲しい。	2	遊び場・子育て支援
9	川遊びや親水を目的として人が集まる河川空間を整備してほしいという要望。近自然工法により郊外部の景観に配慮した河川整備を実施した。	2	遊び場・子育て支援
10	鉄道高架下河川敷は、現在蓋をかけて公園等に利用しているが、蓋を外し浜松城までの導線として散策道や休憩スペースを整備してほしいという提案。	4	歩行快適性
11	梅花藻などの植物が多いことから河川脇に遊歩道を設置してほしいという要望。	4	歩行快適性
12	隅田川堤防のテラスを活用したウォーキングロードを整備してほしいという要望。	4	歩行快適性
13	歩道に植えられている街路樹の下枠を大きくし、ミニ花壇として活用する提案。	5	公園/緑地・花
14	道路の歩道やポケットパーク内の植栽帯を地元自主管理の花壇として地域活動に活用する。	5	公園/緑地・花
15	町内会から法定外道路にプランター置きたいという提案。	5	公園/緑地・花
16	環境施設帯の緑が少ない状況のため、市民参加型で植樹等の管理をしたいという要望。	5	公園/緑地・花
17	駐車場に緑を増やし、駐車場機能だけでなくやすらげる空間の演出。	5	公園/緑地・花
18	公園内に遊具が不足している。老朽化により故障及び使用禁止になっている。潟上市のようなパークを整備してほしい。	5	公園/緑地・花
19	市内の公園がない地区から公園を配置して欲しいという要望。	5	公園/緑地・花
20	公園としての利用	5	公園/緑地・花
21	花壇	5	公園/緑地・花
22	市庁舎正面玄関付近の空間で花植えや鉢植えの展示し、市民の緑化への意識の高揚及びきれいなまちづくりの推進の一助として市民ボランティアから提案。	5	公園/緑地・花
23	都心部の幹線道路の一部区間を一方通行化し、ランチが取れるような公園化してほしいという提案。	6	休憩・憩い・やすらぎ
24	歩行者専用道路にベンチ等の休憩スペースや、オープンカフェを設けることで来街者の滞留拠点を創出する。	6	休憩・憩い・やすらぎ
25	船着場を増設し親水空間を増やしてほしい	6	休憩・憩い・やすらぎ
26	図書館の脇に流れる川を利用し、足を川に浸かりながら読書ができるようにするという親水読書の提案	6	休憩・憩い・やすらぎ
27	広域避難場所に指定されている公園において、既存の休息所を災害時に有効活用するための施設として整える。また通常時はその施設を、オープンカフェとして活用することにより利用者の利便性の向上、賑わいの創出を行う。	6	休憩・憩い・やすらぎ
28	河川敷を親水性の高い歩道空間として整備するという提案	7	景観形成・保全
29	河川の両堤に植えられた桜並木の保全、植樹	7	景観形成・保全
30	クリスマスシーズン中の電飾	9	にぎわい形成
31	市の玄関口であり、観光の拠点でもあるため、人が集まるようにぎわいのある駅舎を演出。また、駅利用者の利便性を考えた動線の確保。	9	にぎわい形成
32	にぎわい利用したい(主にイベント系)	9	にぎわい形成
33	駅前広場の壁面や植樹を利用したクリスマスシーズンのイルミネーションの設置。	9	にぎわい形成
34	駅舎と合わせて駅前広場の整備。市の顔となるような賑わいと安全な駅前空間を演出。またタクシー等が駅舎の前に停車しているため、利便性を考えた交通空間の演出。	9	にぎわい形成
35	夏まつり等のイベント関係	10	イベント開催
36	市街地をマラソン大会のコースとすること。	10	イベント開催
37	車道路肩(停車帯)利用した休日フリーマーケット(商店街イベント)	10	イベント開催
38	夏祭り(お盆行事)時に一般道(車道、歩道)とポケットパークを占用し、イベント開催。	10	イベント開催
39	歩行者天国とし、様々なイベントを開催する提案。	10	イベント開催
40	休日などに、ひなまつりイベント等の季節型イベントや町のにぎわい・活性化に寄与するイベントの開催の提案。	10	イベント開催
41	沿線商店街によるイベント開催	10	イベント開催
42	駅前広場と広幅員歩道を一体として活用し、イベント等を実施する。	10	イベント開催
43	地元のお祭りの為に使用したいという要望。	10	イベント開催
44	駅前広場で、プロレスイベントを開催して地域の活性化をしたいという市民活動団体からの提案。	10	イベント開催
45	地域によるロータリーまつり会場(屋台、ステージ、展示など)	10	イベント開催
46	常滑焼まつり・農業まつり・企業従業員のイベント等開催	10	イベント開催
47	都市公園を利用してイベントを開催	10	イベント開催
48	多目的広場で桜が咲く時期にイベントを開催できないかという提案。	10	イベント開催

No.	提案内容	ニーズ項目
49	地元住民による公園の供用開始を祝うイベント開催。	10 イベント開催
50	公園でのマラソン等のイベント提案。	10 イベント開催
51	市民団体等からイベントでの使用の提案	10 イベント開催
52	周辺地域活性化のためのイベント開催。出店や野外コンサートを行いたいという提案。	10 イベント開催
53	にぎわい利用したい（主にイベント系）	10 イベント開催
54	冬期間、ポケットパークをイルミネーションのイベント会場として利用したいという提案。	10 イベント開催
55	地区自治協議会から夏まつり等での利用申出があり、了解して使用を許可している。	10 イベント開催
56	地元町会のイベント開催	10 イベント開催
57	市庁舎やコミュニティセンター等の施設の駐車場をイベントの際に別用途として使用。	10 イベント開催
58	休日に市庁舎の駐車場を周辺自治会に開放し、お祭り等のイベントに使用。	10 イベント開催
59	大盆踊り大会の開催	10 イベント開催
60	各種イベントの実施	10 イベント開催
61	・野外コンサートやフリーマーケット等の市民・民間イベント開催への利活用 ・消防署などによる消防訓練場として利用	10 イベント開催
62	公園内の樹木を利用したクリスマス時期のイルミネーションなど、町のにぎわい・活性化に寄与するイベントの開催の提案。	10 イベント開催
63	中心部の賑わい創出を目的とした、フリーマーケットや屋台横丁の開催	11 買い物
64	市民から、朝市やオープンカフェなどによりにぎわいを創出してほしいとの声あり。	11 買い物
65	駅前広場で、朝市・夕市を開催して地域の活性化をしたいという市民活動団体からの提案。	11 買い物
66	地元農産物の販売、地域イベントでの利用	11 買い物
67	月に一度、休日に商工会等を中心にバザーを開催	11 買い物
68	毎週土曜日に、朝市を開催し野菜等を販売する。	11 買い物
69	手作りマーケットの開催をしたいという提案。	11 買い物
70	祭礼等の町内会行事に係る露店の出店	12 飲食
71	個人で屋台等での飲食販売	12 飲食
72	休日のオープンカフェの開催の提案	12 飲食
73	駅前広場において民間によるオープンカフェやバザーなどの実施を認める。	12 飲食
74	年間に数回、飲食販売や地域産物の販売を行う、マルシェの開催提案。	12 飲食
75	自動販売機、売店、軽食コーナー、カフェの設置	12 飲食
76	中心市街地における沿線商業店舗の駐車場として利用	13 駐車・駐輪
77	市庁舎や周辺施設の臨時駐車場、地域の伝統行事の実施やイベントを行いたいと提案あり	13 駐車・駐輪
78	地元自治会が、グラウンドゴルフの駐車場として活用したいという提案。	13 駐車・駐輪
79	臨時駐車場として利用したい	13 駐車・駐輪
80	公園周辺施設内イベント等において、駐車場の不足から、公園を駐車場で利用できないかとの相談。	13 駐車・駐輪
81	来場する方々の駐車スペースの確保や、近隣の空き地を駐車スペースとして活用できるようにしたい。	13 駐車・駐輪
82	中央公民館の駐車場が不足した場合の臨時駐車場としている。	13 駐車・駐輪
83	隣接する会社の職員駐車場や店舗の来客用駐車場として利用したいという要望	13 駐車・駐輪
84	都心部の幹線道路の一部区間を片側1車線にして、歩道を拡幅し、L R Tを走らせてほしいという提案。	14 交通（自動車道など）
85	公共交通機関の利用促進のために、自家用車の乗り入れ規制やバスレーンの大幅拡充等の提案。	14 交通（自動車道など）
86	区画整理事業にて小学校用地として確保している敷地をふれあい農園として提供している	16 交流
87	町会活動（ラジオ体操、祭り等）	16 交流
88	観光拠点となる施設に徒歩の観光客を誘導できるよう、道路上に大きな門を設けることを認める。	17 観光
89	地元自治会からのグランドゴルフの会場としての利用要望 太陽光発電パネルの設置	19 レジャー・娯楽
90	家族連れなどが安全に海釣りできるような桟橋等を設置した公園	19 レジャー・娯楽
91	現在は利用されていない公共の岸壁にラジコン飛行機の滑走路を作らせてほしい。	19 レジャー・娯楽
92	周辺には犬を自由に遊ばせる場所がないため河川公園（河川敷）にドックランを作って欲しいという提案	19 レジャー・娯楽
93	水面を利用して、手漕ぎボートなどの観光・レジャー利用ができるようにする。	19 レジャー・娯楽
94	ドックランの設置	19 レジャー・娯楽
95	市内でバーベキューを行いたいとの要望。 市内にドックランが1箇所もないことから、ドックラン設置の要望。	19 レジャー・娯楽
96	バーベキューができるような整備をしてほしい提案	19 レジャー・娯楽
97	公園内緑地空間をマレットゴルフ場として利用したいとの提案。	19 レジャー・娯楽
98	緑地（広場）の一部及び隣接箇所にドックランを作れないかという住民からの提案。	19 レジャー・娯楽
99	バーベキュー施設として火の利用と水道施設の敷設	19 レジャー・娯楽
100	他にも、住民や団体、指定管理者（自主事業として）から春の花見や夏のバーベキューでの使用の要望がある。	19 レジャー・娯楽
101	テニスコート等の施設整備	20 スポーツ全般
102	地元高齢者からグランドゴルフの実施場所として利用したい要望。	20 スポーツ全般
103	下水処理場の改築更新に合わせ、処理場の屋上等の空間にスポーツの場、食と収穫の場、防災の場、憩いの場、音楽の場、教育の場を設ける。	20 スポーツ全般
104	校庭を利用してスポーツ等をしたという提案。	20 スポーツ全般

No.	提案内容	ニーズ項目	
105	壁や床がなくなり、武道館としては機能していないが、屋根や柱はしっかりしているので、土を入れたり芝生を張るなどして、雨天時にも利用できる運動場等として活用できないかという提案。近年、武道よりもサッカーなどのスポーツの方がメジャーになってきているので、時代に合わせた整備をしてほしいという要望。	20	スポーツ全般
106	絵画愛好家のアトリエ利用（機関限定での利用）	21	歴史・文化・芸術
107	冬期間の雪捨て場	28	その他
108	冬期間の雪捨て場	28	その他
109	市営住宅等空き家解体後の堆雪スペース確保。	28	その他
110	資源ごみ保管場所	28	その他
111	市役所庁舎の広場等を市民活動の場として活用したいという提案	28	その他
112	市営住宅の空き部屋を店舗等として、活用したい。	-	-
113	町内会館をサークル等の集会用に使用したいとの要望。	-	-
114	老人主体のハーモニカサークルの練習の場として利用したい。	-	-
115	駅周辺の公共施設は似ているものが多いため、施設同士を統合し、空いたスペースを民間に売却及び貸し付けることで、ファミリー層が利用できる商業施設を駅周辺に作り、賑わいや雇用増加を見込むという提案。	-	-

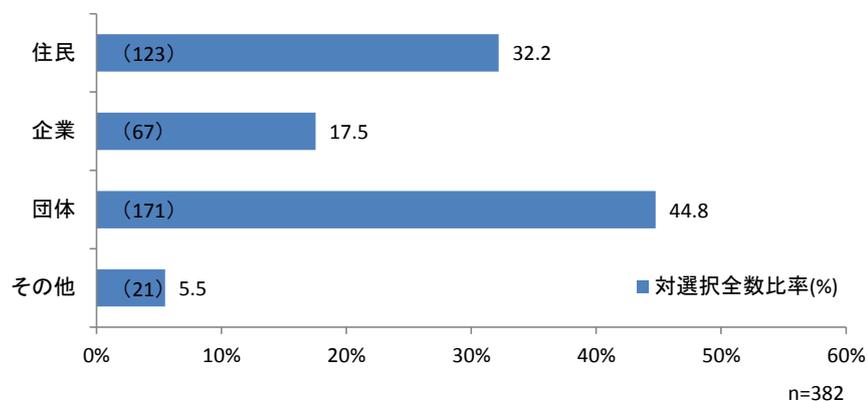
【企業・団体からの提案・要望】

No.	問 2-2-2 提案①提案内容	ニーズ項目
1	学校屋上の津波避難場所としての利用	1 防災・防犯
2	緑化活動や防災訓練、各種イベントの開催提案があり、実施された。	1 防災・防犯
3	プレイパーク	2 遊び場・子育て支援
4	子どもから高齢者が参加する地域住民の花づくり運動が提案され、実施された。	5 公園/緑地・花
5	コミュニティバスの有効利用と、利用者の利便性、地域コミュニティのために手作りベンチを設置したいという提案。	6 休憩・憩い・やすらぎ
6	除草や清掃、花植え、桜の植樹のほか、景観マップ作りにも取り組んでいる。	7 景観形成・保全
7	遊休地に商業施設等の整備について、民間事業者から提案あり。	9 にぎわい形成
8	オープンカフェなどの賑わいの創出	9 にぎわい形成
9	縁日や地元の行事に併せ、歩道空間や公園のライトアップとイルミネーションの設置。	9 にぎわい形成
10	歩道の一部を沿道の店舗等に利用し、にぎわいをつくる。	9 にぎわい形成
11	オープンカフェ施設への広告物の掲出	9 にぎわい形成
12	母の日やクリスマス等の時期に、季節感ある花屋の出店及び駅舎の飾り付け。	9 にぎわい形成
13	歩行者系サインへの広告の掲載	9 にぎわい形成
14	道路新設に伴い、餅まきやイベントをまちづくり協議会でやりたい。	10 イベント開催
15	食のイベント、車のイベント	10 イベント開催
16	地元団体主催により、駅に近い市中心部の公民館駐車場でステージイベントや露店の出店を中心としたイベントを開催	10 イベント開催
17	犬の品評会の実施	10 イベント開催
18	大きなイベント時における道路、広場部分の利用	10 イベント開催
19	イベント開催の提案	10 イベント開催
20	毎年、観光協会主催で、「●●フェスタ!!」を庁舎屋外空間及び道路等を利用し行っている。	10 イベント開催
21	回遊ルート設定と、散歩イベントの開催	10 イベント開催
22	音楽イベントの開催	10 イベント開催
23	道路を使用した自動車競技（ラリー）	10 イベント開催
24	現在、民間の団体から要望で、公園の緑地広場を利用して、肉まつのイベントを開催している。	10 イベント開催
25	地元商工会議所が主催となり「●●びっくり市」や「アート&クラフト」というマーケットイベントを開催	10 イベント開催
26	盆踊り大会、弁慶力持ち大会の開催	10 イベント開催
27	地域の夏祭り等の会場、タクシー待機所をイベント使用時の代替スペース。	10 イベント開催
28	駅前活性化にむけたアンケート調査とイベント開催の提案があり、大学や商工会、観光協会、行政などと連携し、実施。大学の演習実績あり。	10 イベント開催
29	公園に併設されている一般道の車道を利用し、サイクルイベントを開催したいという提案。一部公園施設の利用も含む。〔許可申請に基づき利用〕	10 イベント開催
30	市街地の公道を使用したカートレースを行いたいという提案。	10 イベント開催
31	地域主体の祭などのイベント	10 イベント開催
32	食のイベント、農産物直売イベント	10 イベント開催
33	雪まつり	10 イベント開催
34	市民まつり会場の提案	10 イベント開催
35	イベント開催	10 イベント開催
36	自然に親しむ機会づくりと子どもたちの環境学習のために、植樹体験イベントや手作り看板設置などを実施したいという提案。	10 イベント開催
37	広場で野外ライブを開催し、併せて飲食物等の販売を認めてもらえないかといった提案。	10 イベント開催
38	駐車スペースを、音楽ステージとして開放し、露店等を出す。	10 イベント開催
39	S L 銀河の式典や神社の宵宮、ワインの夕べ等のイベント開催	10 イベント開催
40	野外コンサート、夜店、夢灯かりの開催	10 イベント開催
41	ラリーの中継地点	10 イベント開催
42	商店街のアーケード通りを利用し、椅子に乗ってレースを行う『いす-1 グランプリ』を開催	10 イベント開催
43	中心市街地のメインストリートを歩行者専用道路若しくはトランジット化し、イベント等に利用するという提案。	10 イベント開催
44	盆踊り大会	10 イベント開催
45	音楽イベント	10 イベント開催
46	休日にクラフトフェアや職人村を開催したいという提案。	10 イベント開催
47	民間企業主催によるイベント要望。	10 イベント開催
48	休日、物販やカフェなどの設置や、イベントの開催に活用。	11 買い物
49	軽トラック市	11 買い物
50	月1回、海産物・農産物等の販売	11 買い物
51	車道（町道）を通行止めにして、特産物等の販売、イベントの開催を行う。	11 買い物

52	商工会が開催する月に一度の市場を中心部にある、公民館の駐車場で開催できないかといった提案。	11	買い物
53	町道を通り止めにし、休日の朝に朝市等を行いたいという商工会から提案。	11	買い物
54	曜日を指定し、街路市として利用する。	11	買い物
55	地元の特産品を販売したいという提案。	11	買い物
56	駅前広場の歩道空間にカフェを設置して賑わいを演出したいというパン屋からの提案	12	飲食
57	駅前広場・公園・公開空地等に面するテナント・事業者より占用的利用を行うオープンカフェ等の実施。	12	飲食
58	夏の夜、とおりのぎわい創出のため道路で飲食ができる空間を作りたいと団体からの提案。	12	飲食
59	観光地周辺の道路に屋台などを設置したいという提案。	12	飲食
60	商店街の歩道を拡幅し、安全な歩行者空間をつくり、昼夜間は飲食街の各店舗がテーブル等を歩道内に出し、賑わいを創出するという案	12	飲食
61	オープンカフェ、商店会イベント	12	飲食
62	カフェの設置	12	飲食
63	河川敷地で4月～11月に実施されている貸しポート事業と併せて、カフェ事業を実施し、地域の賑わいを演出する。	12	飲食
64	公園内での飲食等の販売提案。	12	飲食
65	区道にオープンカフェを設置し、憩いの場とし大道芸などのイベントも行い賑わいの演出を行う等を地域団体から要望あり	12	飲食
66	中心部を流れる河川に隣接した店舗から、河川敷・水面・護岸部への「川床」設置の要望。	12	飲食
67	市街地で観光客が大型バスに乗降するスペースがないため敷地を確保して欲しい	13	駐車・駐輪
68	宿泊街付近に観光用の大型バスの駐車場がないことから、市庁舎の駐車場に駐車してほしいとの要望	13	駐車・駐輪
69	社会福祉協議会が、有料駐車場として活用したいという提案。	13	駐車・駐輪
70	イベント時の駐車場	13	駐車・駐輪
71	駐車場	13	駐車・駐輪
72	イベントホール等を企業フェスタの会場、駐車場を臨時駐車場や荷捌き場として利用	13	駐車・駐輪
73	旧鉄道敷の1部について、NPO法人によるレールバイク事業を行っており、観光PRにつながっている。	14	交通（自転車道など）
74	ホテル利用者に対してホテルからビーチまでカートで移動できるサービスをしたいというホテル事業者からの提案。	14	交通（自転車道など）
75	利根川河川敷において活動しているライダークラブからの提案。堤防上にライダー保管場所を設置したい。	19	レジャー・娯楽
76	夜間、道路や店舗前面空間でスケートボードをする愛好者多く、騒音等で迷惑していることから、公園の空きスペースを、夜間スケートボードリンクとして提供してくれという提案。	19	レジャー・娯楽
77	歩行者天国イベントに合わせて、水路を使った釣り堀の開催。	19	レジャー・娯楽
78	オートバイの安全講習やラジコンレースの会場	19	レジャー・娯楽
79	校舎・体育館・プール・校庭のすべてを「地域スポーツクラブ」として活用したいという提案。	20	スポーツ全般
80	下水処理施設の未利用地をスポーツ広場として利用する。	20	スポーツ全般
81	施設の設置目的から、事業者が営利目的で貸会議室を利用することを許可していないが、空きがあるのであれば、有効活用の観点から貸出条件を緩和してもよいのではないかと事業者からの提案	28	その他
82	開発に伴う調整池に、メガソーラー発電施設の設置、管理等を行う事業者を誘致し、企画提案方式により事業者を選定し、事業者にて水上式メガソーラー発電施設を設置した。	28	その他
83	上屋の屋上を利用した太陽光発電事業	28	その他
84	平常時、貯留されない部分の利活用。	28	その他
85	太陽光発電の設置場所に利用するという提案	28	その他
86	地域づくり団体による旧小学校の屋根を活用した太陽光パネルの設置	28	その他
87	指定管理者が管理している福祉施設の未使用空間（屋上・風呂・倉庫など）を改修し、指定管理者が新規の自主事業を実施できるようにする。	28	その他
88	小型船舶等の係留施設施設の設置要望。	28	その他
89	民間事業者に太陽光発電用の場所貸しをしたいという提案。	28	その他
90	公園の利活用（活性化）	28	その他
91	資材置き場等	28	その他
92	商談やネットワークビジネスのセミナーを開催したい	-	-

問 2-3 提案・要望した主体はだれですか？
 (該当するもの**全てに○**を付けてください。)

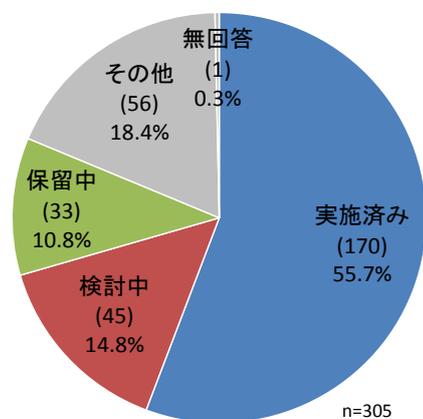
■ 提案・要望の主体 (複数回答)



(注) ()内の数値は選択数。%は対選択全数(382件)に対する割合

問 2-4 提案・要望に対し、どのように対応されましたか？
 (「1 実施済み」、「2 検討中」、「3 保留中」、「4 その他」から**1つのみ**選択してください。)

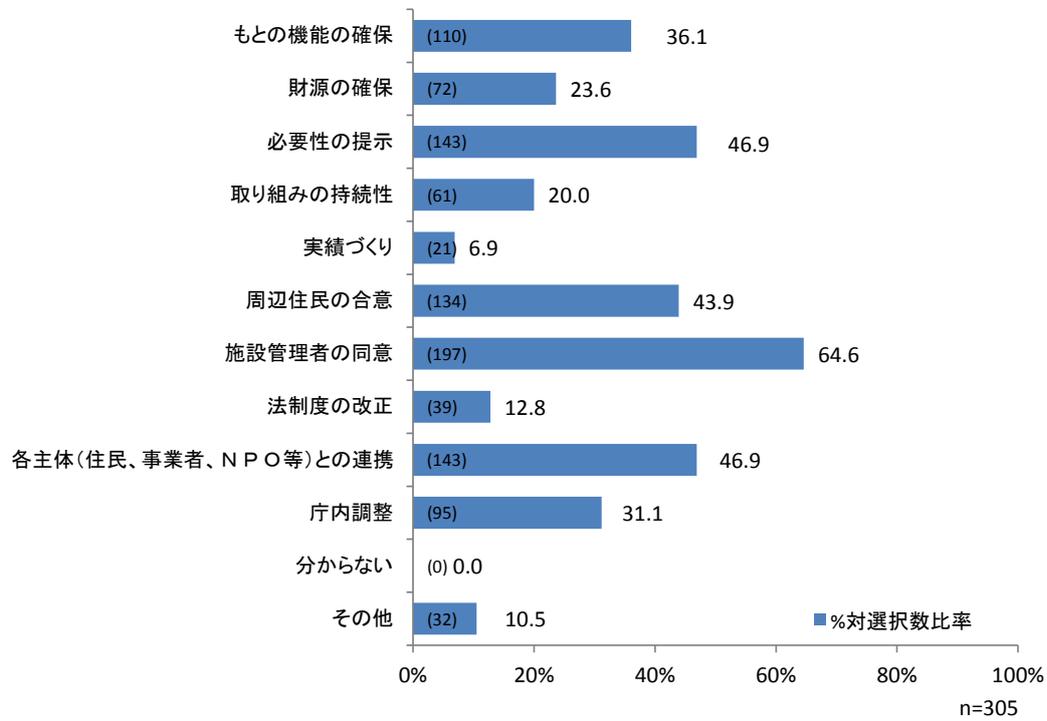
■ 提案・要望への対応状況



(注) ()内の数値は選択数合計。対選択全数比率は、選択数総合計に対する各選択数の割合。

問 2-5 提案・要望を実現するために、解決すべき課題は何だと思われますか？
 (該当するもの**全てに○**を付けてください。)

■ 提案・要望への対応状況 (複数回答)



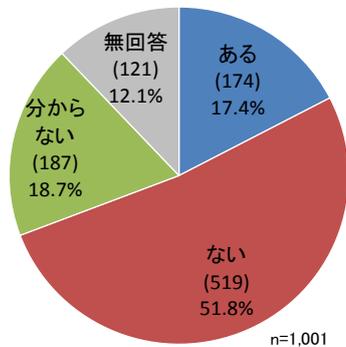
(注) ()内の数値は選択数合計。対選択全数比率は、選択数総合計に対する各選択数の割合。

Ⅲ. 既に、整備時点とは異なる用途や領域で利活用している空間

問 3-1 貴団体が管理する公共施設において、整備時点とは異なる用途や領域で利活用している空間が既にありますか？

(「1 ある」、「2 ない」、「3 わからない」から該当するもの1つのみ選択してください。)

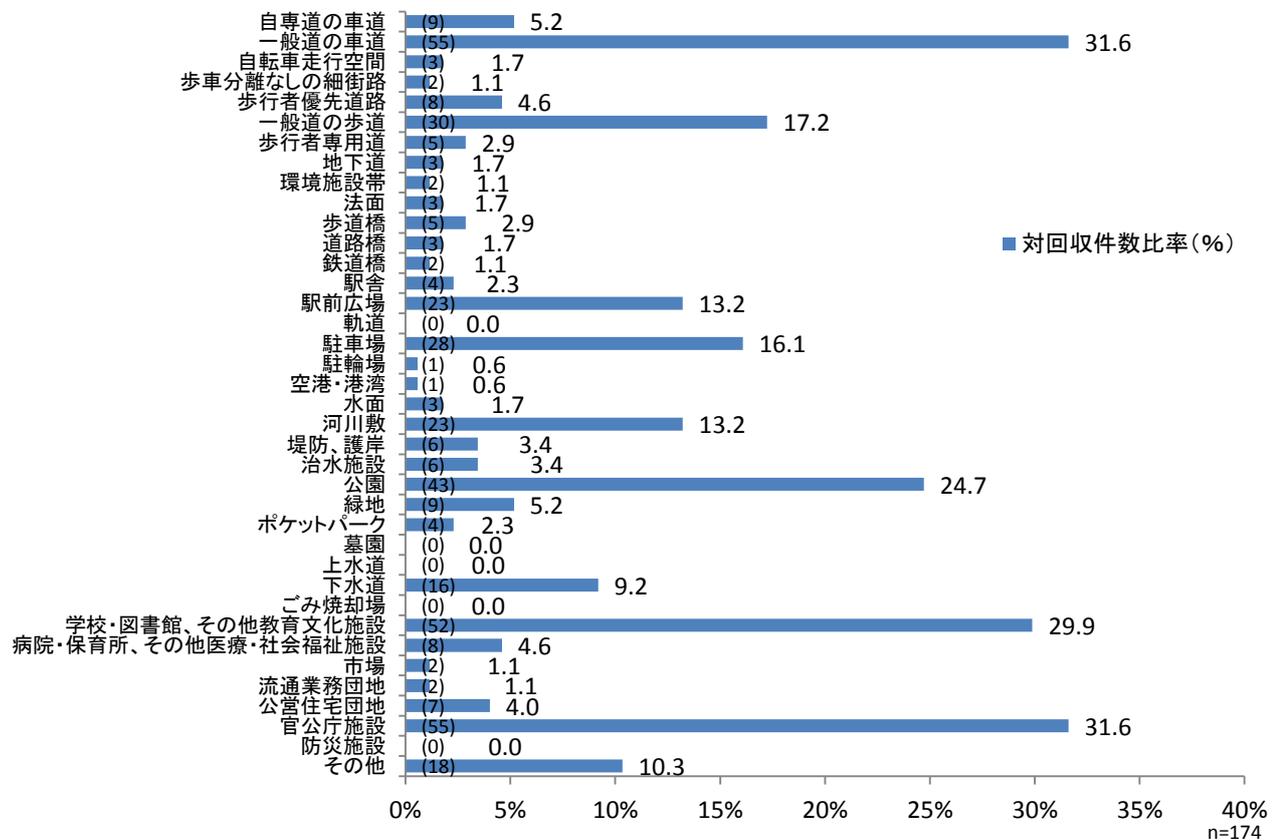
■ 整備時点とは異なる用途や領域で利活用している公共空間の有無



(注) ()内の数値は回答市区町数。%は対回収件数比率(回収市区町数 1,001 件に対する割合)。

問 3-2 問 3-1 で「1 ある」と回答した方に伺います。その施設は、どのような施設で、どのような用途や領域に変化させていますか？

■ 整備時点とは異なる用途や領域で利活用している公共空間の事例 (複数回答)



(注) ()内の数値は選択数。%は回答市区町数(174 件)に対する割合

問 3-2 問 3-1 で「1 ある」と回答した方に伺います。その施設は、どのような施設で、どのような用途や領域に変化させていますか？（記述）

問 3-3 そのような施設の利活用を実現するにあたり、既存の法制度・規制やそのほかの障壁をどのように乗り越えましたか？（記述）

問 3-4 そのような利活用を実現したことで、どのような効果や成果がありましたか？（記述）

No.	施設番号			変化させた公共空間・施設	変化させた用途や空間領域の内容と、その方法	実現に当たった障害とそれを乗り越えた方法	実現したことの効果や成果
	1	2	3				
1	1			国道4号高架橋下	ゲートボール場に開放		
2	1			市内商店街沿いの市道や県道	地域の祭りの際に車道を歩行者天国にして、祭りの参加者が自由に歩いて見て回ったり屋台などを出店したりできるようにしている。	交通渋滞や混乱を避けるため、事前にポスターや広報等を用いて、祭りを行うことに合わせ、いつ・どの区間が歩行者天国となるか周知を図った。	祭りの開催中に歩行者と自動車と鉢合わせて重大な交通事故につながることを防止する。
3	1			鉄道踏切を挟んだ東西2車線の府道	車道部分に幅75cmの自転車指導帯をカラー舗装で確保し、歩道部分は勾配のきつい部分について嵩上をしている。	中心市街地のため、人や車両の通行量が多く、歩道のバリアフリー化や自転車と歩行者等の通行安全確保のため、地元商店街や自治会の提案により、府の地域主導型公共事業として採択された。特に車道部に設置する自転車指導帯は府内で初めての事例でもあり、交通事業者や市民への周知に時間を掛けた。	歩道が狭いこともあり、自転車と歩行者・車いすの行き来に支障が生じていたが、自転車が車道部を走行することにより、歩行者・車いす利用者の安全確保が図られた。又、自動車の速度規制にも一定の成果が表れている。
4	1			高速道路の本線	しまなみ海道の本線を一時車両通行止にし、そこを自転車で渡るサイクリング大会を行った。	島民の生活道であり、橋を封鎖することで島民の交通手段がなくなることが問題であり、島民の理解が得られないことが障害であった。島民の交通手段を確保するために代替フェリーを運航させることで理解を得ることができた。	日本各地、さらには海外からの参加者もあり、今治市の魅力を大々的にアピールできた。
5	1			中心市街地の市道	商店街のイベント時に歩行者天国としている		
6	1			市駐車場	毎年夜市の開催を行っており、地域住民は観光客等との交流の場となっている。	当日の駐車場使用禁止にあたり、公用車の移動を周知。また、一般利用者への周知は主催者で行った	
7	1			ダム	毎年ダム祭りを開催しており、カヌー体験やバナナボート体験等、その他様々なイベントが行われている。		
8	1	2	6	市内道路	毎年8月1日、市内で花火大会が開催される際、市内道路の一部を通行止めにし、花火の観覧会場として利用している。その際、主に歩道等に夜店が多く出店されている。	特に交通量の多い道路は、通行止めについて利用者への周知を行い、警察の協力を得て交通整理等も行われている。	当日は全国からの観光客も多く、既存の観覧会場だけでは十分なスペースを確保することが難しい。市内道路の活用により、毎年25~30万人の方に花火を楽しんで頂けている。
9	1	2	6	市内道路	秋祭りの際、だんじりが市内道路の一部を通行している。その際、主に歩道等に夜店が多く出店されている。	特に交通量の多い道路は、通行止めについて利用者への周知を行い、警察の協力を得て交通整理等も行われている。	秋祭りのだんじりは市内の一大イベントであり、地域の活性化に寄与している。
11	2			広幅員の中央帯がある道路	遮炎機能が確保された広幅員道路の中央帯部分を各種イベントなどで利用可能にした。	道路法上の道路区域から除外、管理条例の制定、道路管理者から経済担当部局へ所管替え	市街地中心部における空閑地がより有効に利用させることにより中心市街地の活性化に寄与した。
12	2			中心市街地の一般道路	中心商店街の活性化に伴う要望を受け、車道路側側にパーキングエリアを設けた。	かつての道路管理者が県であったため、道路管理者や公安委員会との協議と地元商店街における管理体制の構築に苦慮した。	駐車場不足の問題の解消になり、利用者からの評価は高いが、商業利益等については著しい効果は出ていない。
13	2			一般道の車道	GWに開催しているまつりのパレードを、中心部の道路を使用して行っている。	パレードの時間帯は車道の通行ができなくなるため、まつりのチラシや広報等で、パレードの時間や迂回路等の周知を行っている	まつりは行事として定着しており、まつり期間中はたくさんの人で賑わっている。
14	2			駅前的一般道	スポーツイベントを開催		
15	2			一般道の車道	市イベント会場として道路を利用		中心市街地のにぎわいの創出。市イベント及び中心商店街の活性化

No.	施設番号			変化させた公共空間・施設	変化させた用途や空間領域の内容と、その方法	実現に当たっての障害とそれを乗り越えた方法	実現したことの効果や成果
	1	2	3				
16	2			国道354号	毎月第4土曜日に歩行者天国を実施。車道をイベントスペースとして利用している。	1. 大規模な交通規制 ①警察の協力要請 ②警備員の設置 ③予告・迂回看板の設置 ④公共交通機関との調整(迂回路に臨時バス停を設置等) ⑤地元商店街の協力(車両が出入りできないことの理解・協力) ⑥市民への周知徹底(チラシや事前案内看板設置)	①大売り出し等イベントの同時開催で商店街に新たな顧客を獲得できた。②商店街全体のPRができた。(新商品・名物商品のPR等)③商店街区域外の出店による優良業者・名産品の発掘 ④地域コミュニティ事業の実施(防災訓練)
17	2			市街地を通る県道	市街地を通る主要地方道を通行止めとし、町内の飲食店を中心とした県内外のご当地グルメを出店した。	警察協議を経て通行止めの許可を得た	市街地周辺にバイパス道路が出来たことに伴い、市街地商店街への集客が減少していたが、市街地の商店の魅力を確認してもらうことができた。
18	2			前橋こども公園西側・広瀬川沿いの車道	こども公園のリニューアルに伴い、車道を歩行者専用道に変更した	特に無し	公園利用者の安全性を確保した。また、河川と公園を隔てていた車道を公園化したことにより、景観の連続性を確保した。
19	2			一般道	一般道の交通規制をして、祭りの時に花火の打ち上げをしている。	交通規制が必要だったため、警察との連携や交通誘導員、看板を置くことで解消した。	祭りの参加人数の増加。
20	2			一般道の車道	交通規制をし、イベント会場として利用することがある。	特になし	特になし
21	2			駅前に通じる3車線の都道	朝7:00～9:00の時間帯に、駅に向かう方向の車線を2車線にして、1車線をバス専用にするリバーブルーを採用している	導入時期が古く、都道のため詳細は不明	渋滞解消、公共交通の定時制確保
22	2	5		商店街内の国道	定期的に道路を通行止めにしフリーマーケット等を開催している	商店街が主体となり実施しているため不明。	交流や賑わいの発生等。
23	2			市中心部の市道	8:00～正午まで朝市を開催	1887年「街路取締規則」により路上に物を置くことが禁止されたが嘆願書により、翌1888年に許可、以降毎日出店。1961年に「道路使用許可制」が施行1963年警察から道路使用を禁止されたが、請願を続け8年後の1970年に許可、以降毎日午前8時から正午まで車両通行規制が認められて現在に至る。	本市の重要な観光資源となっており、観光交流人口の確保に大きく貢献している。
24	2			車道	市行事のイベント広場	住民への周知、交通の確保	市街地活性化
25	2			商店街の幅員16m道路	月ごとに、片側車道部分を駐車場としている。	商店街、地元住民、商工会議所、道路管理者、警察等の調整に時間を要した。	商店街の駐車場不足がある程度解消された。
26	2			商店街の車道	中心商店街を歩行者天国にして、地域の特産品やグルメを露店販売する味まつりや骨董市を開催している	現在開催している歩行者天国によるイベントの開催については、長年にわたり継続して実施していることから、許認可等は特段の障害もなく手続きができています。	地場産業の振興に加え、低迷する中心商店街のにぎわいの創出にもつながっており、地域住民及び観光客からの評価も高い。
27	2			旧中山道	旧中山道跡である商店街前の道路を月に1度歩行者天国とし、「●●市」として、各商店での特売や出店者の物産展、郷土芸能披露や各種イベントに加えて情報提供の場として活用	平成20年より実施し、中津川市市街地活性化基本計画認定事業として継続している。道路を通行止めとしイベント会場とすることに対する意見もあったが、定期的に開催することで徐々にご理解いただいた。	天候による来場者の増減はあるが、毎月市内外から1万人程度の来場があり、中心市街地の来訪者が増加している。
28	2			車道	歩行者天国にし、イベント開催や物品・飲食販売などの軽トラ市を開催している。	地元商店会や商工会議所と協働した。	地域経済の活性化、参加者同士の交流の場となっている。
29	2			一般道の車道	花火大会や祭りの開催時に自動車の通行規制を行い、屋台等により飲食物等を販売している。	住民への周知を徹底し、イベント主催者や警察との協議を経てイベントを開催した。	イベントを通してにぎわいを形成できる。また、長年受け継がれてきた伝統のある祭りを守っていく必要がある。
30	2			商店街内の車道	毎月第3日曜日の午前中に商店街内の車道を占用し、軽トラックの荷台をお店にして、地元の新鮮な野菜や魚、生花、お菓子などを販売する軽トラ市を開催している。		商店街でのにぎわいが創出された。
31	2			中心市街地内の街路	車両通行止めにして、イベントを年2回行っている。	特になし	関係者が宇陀市への愛着心の向上が感じられる。
32	2			駅前に通じる4車線の市道	駅前の中央道路を全面通行止めにし、毎年夏祭りのパレードを行っている。	交通規制により、開催時間帯にバス路線の変更をしてもらうなど、関係機関に協力を得ている。	毎年恒例のイベントとして、市民等に定着し、地域の活性化に寄与している。

No.	施設番号			変化させた公共空間・施設	変化させた用途や空間領域の内容と、その方法	実現に当たっての障害とそれを乗り越えた方法	実現したことの効果や成果
	1	2	3				
33	2			市役所に隣接する2車線の車道	道路の1区間を通行止めにして、日曜日として露店等で地元産物等を販売している。	市民団体による実施であり、警察との安全協議や道路使用等で調整を行った。	市役所庁舎等の官公庁が集中するエリア内の道路であり、平日より著しく通行量が減少するエリアの有効活用となっている
34	2			中心商店街を通る県道	歩行者天国にすることで道路上でイベントを実施している	特になし	イベントを実施することで、多数の来客があり、中心市街地の活性化に繋がっている
35	2			国道及び市道	違法駐輪が多かった国道と市道の区域の一部を駐輪場として整備している。	管理者である国土交通省及び警察との協議を経て、駐輪場を整備。	違法駐輪の解消が図られた。
36	2			市街地小学校周辺道路	市街地の小学校周辺道路の歩道未設置部の路肩にカラー塗装、外側線の再設置にて通路部の明確化を行った。	小学校の要望により、警察協議を経て、小学校通学路に「ゾーン30」の標識設置を行い、30km以下走行の道路とした。また、法制度面での障害は特になかったが、実施前小学校、周辺住民への説明会など周知に時間を掛けた	一般車両等は、路肩に注意を行い通行するようになった。また、「ゾーン30」内の低速(30km以下)走行が実現した。
37	2			広幅員の中央帯がある道路	遮炎機能が確保された広幅員道路の中央帯部分を公園的な用途にした。	福祉担当部局が道路法の占用許可を受け児童公園を設置、占用者により公園の維持管理を実施	公園として整備することにより地域の憩いの場が確保された。
38	2			市道	全国花火競技大会時に交通規制により一部を駐車場として利用	道路管理者との協議	駐車場スペースの確保
39	2			商店街の幅員16m道路	毎月、第2日曜日にイベントを開催。	商店街、地元住民、商工会議所、道路管理者、警察等の調整に時間を要した。	徐々に、商店街の活性化につながっている。
40	2			中心部の車道	車道の一部に自転車レーンを設置している	安全性の確保等	自動車、自転車、歩行者ともに安全な環境を創出できている
41	2			一般道の車道	イベント会場として活用(SAKEまつり、上越まつりなど)	—	イベント開催によるにぎわい形成
42	2	3		市役所前の片側2車線市道の車道、歩道部分	横手の雪まつり・ぼんでんのコンクールと奉納出発式の時、車道を通行止めとして祭りに使用している。	設計当初から「祭りの場」として整備する方針を持ち、そのための迂回道路もあったことから特に障害はなかった。	祭りの日は多くの市民・観光客が集まりにぎわっている。
43	2	4		公園の広い空間	消防団の防災訓練等		公園内の駐車場など十分に使えるスペースがある為。人数が集まりやすいし、交通の便が良い
44	2	6		市内の道路	市内マラソン大会の開催時に、自動車道・歩道を活用している。	当日は交通規制等が必要なことから、毎回警察協議を行い、必要な体制を整えている。	大規模なマラソン大会の開催により、多数の参加者があり、全国から参加者が集まるため、まちの知名度の向上とまちの賑わいの創出の効果がある
45	2	6		中心街の道路	桐生祭などの祭の際は道路を通行止めして、イベント空間として活用	特になし	多くの来場者が入ることができる
46	2	6		駅と駅をつなぐ道路	夏祭りの際に、当該道路を通行止めとし、歩行者天国として利用している	不明	町民の多くが祭りに参加し、にぎわいの創設の一翼を担っている
47	2	6		商店街のある市内中心部の市道	年に6回地元商店街主催でテント市を開催。和太鼓や地元学生のダンスイベントなど各種イベントと市内外の飲食物販などのテント市を開催している。	車両の進入禁止を実施するための警察の協議や年6回行う、イベントの中身などを、毎週商店街の店主や市職員、商工会議所職員、市内NPO法人や市内学校関係者と毎週会議を行い、課題を共有し解決している。	平成26年度で10年目を迎え、市内の知名度も向上している。商店街や中心市街地の活性化の一面を担っている。
48	2	6		旧中心市街地における一部の市道	毎月、日時限定で、車道・歩道の一部区間を露店市場のスペースとして利活用している。	施設整備前からの伝統的な露店市場の催しであり、公安委員会との調整には既得権を前面に押し出し、許可案件となったものである	過去においては、活気・集客に寄与する主要な催しであったが、現在は集客、出店者も減少している。
49	2	6		歩道、車道部	庁舎前の市道を利用して、エイサー祭を開催している。	管理者、警察との協議に時間をかけた。	中心部で開催することで、にぎわいができた。
50	2	6		神社の参道にもなっている市道	朝食を食べるための朝市の開催		

No.	施設番号			変化させた公共空間・施設	変化させた用途や空間領域の内容と、その方法	実現に当たっての障害とそれを乗り越えた方法	実現したことの効果や成果
	1	2	3				
51	2	15		駅前周辺エリアの活用	地域の活性化、地元商工の振興等のため、商工会や地元商店等、時に実行委員会を組織して、駅前周辺を利用し商品、物産の販売やイベント等を開催している。夏まつりやお盆時期また秋期の頃に行われており、時に不定期ではあるが、催し物、イベント等も町の中心部である駅前周辺のエリアを利用し行われることもある。		地域の方の交流の場としても定着がしており、夏祭りには多くの住民が出かけ楽しんでいる。反面過疎、人口減少により長年続いているイベントがいつまで継続が出来るかが懸念されている。
52	2	17		役場前県道及び町駐車場	県道・駐車場を利用し、休日に軽トラ市を開催している		農産物等を中心とする物産販売による農産物の振興及び交流人口の増加が図られている
53	2	24		市内道路	市内寺内町では、夏に行われる燈路を始めとしたイベントが開催されている。	わからない	寺内町は大阪府唯一の伝建地区であり、燈路のイベントを通じて市のPRや地域の活性化が行われている。
54	2	34		流通業務団地内の一般道路	流通業務団地内の一部と道路を占有して、イベントを開催している。	一般道路を使用することから、近隣住民の理解と警察協議を経て実現したが、安全面や通過交通の迂回路の周知に苦慮した。	イベントの趣旨である啓発活動を達成できただけでなく、普段流通団地を利用していない人達に認識してもらうことができた。このことにより、利用者の更なる増加も見込まれる。
55	2	36		市役所等及び周辺道路	市民まつり等のまつり会場として利用している。	道路に関し、警察と協議し、道路通行止めを行っていただいた。	一体利用することにより、まつり来場者の安全が確保される
56	2	5	6	一級河川の堤防	堤防の法面に盛土をして、街区公園の整備を行った。		主に公園付近にある幼稚園の園児や小学校の児童、その家族に利用していただいている
57	2	6	7	道路・歩道	中心市が地のりんご並木をはじめとする道路を月1回程歩行者天国とし、様々なイベントを開催。	警察協議を経て実施。法制面での障害は特になかった。	中心市街地の賑わいの創出や、中心市街地の存在感の向上に貢献した。
58	2	6	15	道路、駅前広場、公園、護岸	一時的に自動車を通行止めにしたうえで歩行者専用道路とし、企業ブースや露店を設けてイベントを開催。地域の活性化を図る。	特になし。	街の活性化の一環として、にぎわいの場を創ることができた。定期的に開催し、周辺市からの訪問者も増やすことができれば、なお良いと考える。
59	2	6	15	駅前に通じる県道	歩行者道路として買物市の開催		
60	2	6	17	中心市街地車道ほか	「せとものまつり」をはじめとした、イベントや祭り会場として活用している。		市内各地を会場として実施している祭・イベントは市民に浸透しており、賑わい・観光の目玉として大きな役割を担っている
61	2	17	24	中心市街地内の道、県道公園等	阿波踊り期間に演舞場として使用		
62	2	24	25	車道・公園等の屋外空間	イベント開催	イベント主催者と施設管理者で協議した。	地域の活性化につながった。
64	3			廃止が決まった幼稚園	廃止された幼稚園の園舎を児童養護施設へと転用した。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律への対応	空き施設の有効活用ができた。
65	4	5		歩車共存空間	商店街を含めた周辺道路を、休日等に歩行者天国にし、イベントを開催。		
66	5			商店街通りのアーケード	通りを車両通行止めし、オープンカフェ等のイベントで利用した。出店者を募り、市(野菜や惣菜を売る昼市)を定期的に開催している。ダンスやオペラ等の文化的イベント会場として使用した	安心・安全に楽しんでもらうために車両通行止めにした。その際、警察、市の関係部署と協議し、コミュニティバスの運行経路変更や、車両通行止めの看板設置、誘導者を配置し、安全性を高めた	来客者が増加し、他商店街との回遊性が向上し、賑わいを創出した。昼市を行うことで住民の利便性が向上した。オープンなスペースでのイベントであるために自由に参加することができる
67	5			重要伝統的建造物群保存地区の屋外空間	重要伝統的建造物群保存地区を利用した芸術イベントの開催している。	県、大学、NPO団体等と連携し、周辺住民に配慮、理解を得ながら、芸術イベントを開催した。	重要伝統的建造物群保存地区という観光資源を有効活用することによって、知名度が上昇した。
68	5			自転車及び歩行者専用道路	月1回、軽自動車の「●●えきまえ楽市」を開催している。	特になし	消費者、生産者等の総合交流を深め賑わっている。
69	5	6	26	歩道、アーケード等	歩行空間にて地域主体の祭などのイベント開催	安全面や交通規制の周知など	にぎわいの創出

No.	施設番号			変化させた公共空間・施設	変化させた用途や空間領域の内容と、その方法	実現に当たっての障害とそれを乗り越えた方法	実現したことの効果や成果
	1	2	3				
70	5	15	36	歩道、駅前広場、官公庁施設等の公共施設	公共空間に花壇を設置した。	施設管理者との占用協議、維持管理の体制づくりに留意した。	公共空間での花による景観向上を図ることができた。特に、駅前の花壇については、市による花と緑のまちづくりのPRを担っている。
71	6			駅前通	道路占用許可の特例制度を活用し、歩道上に食事・購買施設「大通すわろうテラス」を設置することで、滞留空間を形成した	国道管理者と、歩道の有効幅員について協議が必要となり、適正となる有効幅員を試算・検証することで事業を進めることができた。	・にぎわいの創出、交流・滞留・休憩機能の向上 ・歩道環境の改善(違法駐輪の減少)
72	6			駅前に通じる都市計画道路の歩道空間	広幅員歩道に併設された遊歩道を自転車道に変更して整備	国交省のモデル事業として、植樹帯等のスペースを活用し拡幅や線形改善を行い、自転車の走行空間を確保。遊歩道の機能は広幅員歩道に振替えることにより特に問題は生じていない。	歩行者と自転車の空間分離が図られ、双方の安全性が向上し、自転車に関連する事故が減少した。
73	6			中心商店街を通る都市計画道路の歩道	商店街イベント等を知らせるフラッグをポラードとともにデザイン化、街灯の行灯照明化、歩道に屋台敷設用の固定穴を設置など、活動の舞台としてのデザインを行なった。	鶴岡市ではまちづくりのための街路事業という一貫した方向性をもって臨み、運用段階における警察協議や保健所協議を進め実現に繋がった。	常に通りで何かがおこっている雰囲気をつくりだしている。また、歩道への固定穴設置により、強風対策が講じられるとともに、露店設営が容易にかつ整然とできるようになった。
74	6			区道	歩道上の常設オープンカフェ	都市再生特別措置法に基づく食事施設等の設置	賑わいの創出、道路環境の維持向上が実現できた。
75	6			官庁街の広幅員道路の歩道	歩道の一部をオープンカフェとして利用している。	交通管理者と衛生管理者との共有の課題であった「不法に出店している弁当屋問題」を解決する方法として国交省のモデル事業で社会実験を行ない一定の評価を得たことから常設化。	オープンカフェをソースとしたロケの誘致や地元主催によるイベントの実施などが実現できた。
76	6			オープンカフェ	毎年、春と秋の一定期間に歩道にてオープンカフェを実施している	収益の公共への還元方法として、カフェセット1基あたりの美化協力金を徴収。美化協力金は中央通りの協議会活動等への費用に充てている。また、継続して行える実施体制の為に、実行委員会の構成や道路管理者と歩道の日常清掃活動等を継続して行うことを条件に、賑わい創出の為に歩道の継続使用を認める「道路管理・活用協定」を締結した	まちの賑わいに寄与した。
77	6			一般道の歩道	路上駐輪場(民設民営)として活用	道路法で道路占用物件として駐輪施設設置は認められているため、道路管理上支障とならない箇所を選定した。	放置自転車の解消につながった。
78	6			臨時駐車場	市役所の混雑時(2月3月)に歩道部分を駐車場として利用している。(最低限の歩道は別にある)	占用許可で対応	市役所前の渋滞の緩和
79	6			国道354号の歩道	毎月第4土曜日に歩行者天国を実施。歩道を出店場所として利用している。	同上	同上
80	6			歩道	駐輪帯	地元商店街との調整	
81	6			臨時駐車場	周辺施設のイベント時に臨時駐車場として使用。イベント会場まではシャトルバスで対応している	占用許可で対応	観光施設、イベント会場周辺の渋滞緩和
82	6			市道の歩道部	芝生広場		イベント開催・にぎわい形成
83	6			イベント使用	地域の伝統行事(獅子舞やエイサー)のお披露目としての会場や地域住民の交流のためのイベントの会場として使用	占用許可で対応	伝統行事のお披露目については、市役所前という事もあって多くの方々に観てもらえる事ができた。また地域のイベントについても同様に高評を得ている
84	6			歩道	歩道の一部に、オープンカフェ、バナー広告などを設置	オープンカフェやバナー広告を設置することの妥当性の精査。都市再生特別措置法に基づき、都市再生整備計画を策定し、都市利便増進施設として設置	通常よりグレードの高い歩道ができており、魅力向上と賑わいが創出が実現されている。
85	6	24	36	歩道や隣接する公共施設の屋外空間	音楽演奏、バザー、飲食などを含むお祭りイベントを開催	特に支障はなかった	地域コミュニティと賑わい形成を維持することができた

No.	施設番号			変化させた公共空間・施設	変化させた用途や空間領域の内容と、その方法	実現に当たっての障害とそれを乗り越えた方法	実現したことの効果や成果
	1	2	3				
86	7			駅前の歩行者空間	駅からつながる歩行者専用道路を地元の食材を活用した食のイベント会場として活用		地元の食材のPR, 集客力の向上
87	7			歩行者専用道路	歩行者専用道路の一部で、移動販売車やテント、テーブル・いす等を設置し、飲食物等の販売を実施している。	国の規制緩和等があったことから、大きな障害は無かった。	にぎわいの創出や回遊性の向上、都市の魅力向上が図れている。
88	7			歩行者専用道路の一部	駅につながる幅員50mの広幅員歩道を活用したイベント等の実施	幅員50mの広幅員歩道の中央部の一部を公園として指定し、イベント等の実施が出来るようにしている	鉄道駅を中心とした中心市街地であり、中心市街地活性化に寄与している
89	7	24	26	駅前の歩行者専用道路・公園・ポケットパーク	週末に商店街組合に協力し、朝市やフリーマーケット、グルメ市などを開催している。	駅前商店街の店舗数の少なくなったため、人通りが疎らで集客に不安があったが、開催回数を重ねるにつれ、宣伝等を工夫していった。	少なからず既存商店への集客にも寄与している。
90	8			駅前地下施設	道路施設の壁面を利用して広告を掲出する		道路施設の維持管理費の財源確保。
91	8			駅に通じる地下街の市道	市道に椅子や机を設置した。	市の関係部署と協議し、椅子や機の設置許可を得た。障害者用の点字ブロックを設置したり、歩行者用の通路を確保した。	駅地下街利用者の休憩の場となり、駅地下街での滞留時間が増加した。
92	8			駅に直結している自由通路	駅利用者の利便性向上のため、道路上に総合案内所やカフェ等を設置している。	実施当時規制緩和等がなかったことから、法制度が課題となった。また、避難時の誘導路が確保できるかについても課題となった。	駅に直結した案内所等が設置できたことから、駅利用者の利便性向上が図られている。
93	9			4車線の都市計画道路の緑地帯	緑地帯を利用して市内の農林漁業者が生産した野菜や果物、水産物のほか、餅などの加工食品の販売を行っている。	道路区域となることから、道路占用の形態や水道などの水回りの処理。	遠方からの固定客も多数いるなどのにぎわいの創出に寄与している。
94	9	10		道路敷地	民間太陽光発電施設用地の一部として占有させている。	占有期間が長期の場合、普通財産に変更して賃貸するしかないので、普通財産に変更しているケースもある	新エネルギー推進に寄与、管理面での経費軽減
95	10			自動車専用道路の法面	自動車専用道路のIC出入口付近の法面、敷地において、花の植栽等を実施し、景観保全を図っている。	京奈和自動車道(自動車専用道路)の開通に伴い、市の玄関口となる五條ICの法面、敷地に植栽を実施した。	市への自動車での玄関口となるICの景観が向上した。
96	11			ベデストリアンデッキ	休日に広場スペースの一部を使って、ステージイベント等を開催している。	にぎわいづくりができるようにしつつも、歩行者の安全も確保するため、事前に十分な協議をしている	継続的なイベント開催につながっている。
97	11			船橋駅北口、南口ベデストリアンデッキ	ベデストリアンデッキにおいて、まちかど音楽ステージ等を開催している。		
98	11			浜大津駅前のベデストリアンデッキ	例月で特産品や店主の手づくりの品物を販売する市を開催している。	道路占有にかかる占有料の負担が大きかったが、中心市街地活性化を目的に道路管理者と交渉し、減免となった。	開催から10年間継続しており、賑わいの創出に繋がっている。
99	11			歩道橋	【歩道橋ネーミングライツパートナー】歩道橋に愛称を標示することによる広告効果に加え、歩道橋の清掃などの活動を通して、企業が地域貢献をPRすることができる	屋外広告物に関する事項	民間の資金を活用して道路施設の持続可能な維持管理を行うとともに、企業等の地域貢献の場を提供できること。
100	11			金山総合駅連絡通路橋	通路の一部にブースを設置し物販、イベントなどを開催している。	現行の制度下において、可能な範囲で行っている。	地下鉄、JR、名鉄が乗入れる総合駅である同所に賑わいを生み、利用者へ各種情報の発信が可能となった。
101	12			中央高速道路高架下	公用車駐車場が近隣に確保出来ないため、NEXCOと協議し、高架下を公用車駐車スペースとして活用。	NEXCOの協力通常であれば安全面の理由から立ち入り禁止箇所を借用。	駐車場確保のため、費用を大幅に削減出来た。今後庁舎移転があった場合は、NEXCOに返還も可能。
102	12			自専道の高架下	公園として利用		周辺での用地の確保が難しい場所で、地域のコミュニティの場を確保することができた。
103	12			市道高架下	駐車場	なし	
104	13			駅裏駐車場	利用者の少ない駐車場の一部を地元街づくり団体が主体となり、花壇(バラ園)へ造り直した	金銭的負担、県の補助制度(県民まちなみ緑化事業)を活用した。	
105	13	21		鉄道高架下の河川敷	鉄道高架下(河川敷)の空間を利用し、事業提案競技により民間資本による飲食・物販の商業施設を設置。	主管課が河川占有許可を受け、事業採択された事業者へ行政財産の目的外使用により使用を許可している。	浮浪者のたまり場化していた鉄道高架下のスペースが、明るい魅力ある商業スペースとして生まれ変わった。

No.	施設番号			変化させた公共空間・施設	変化させた用途や空間領域の内容と、その方法	実現に当たっての障害とそれを乗り越えた方法	実現したことの効果や成果
	1	2	3				
106	14			駅舎	駅舎内にパンフレットの配置やポスター等の掲示している。	パンフレットの補充やポスター等の貼り替え等の業務が適宜必要となる	町のPR等を町外の方にも広く周知できた。
107	14			駅舎のラッチ内コンコース	市民や各団体の作品を展示するステーションギャラリーとして活用している。	市民がラッチ内に入場し、観賞することから施設管理者であるJR九州と入場方法等の協議を行い、営業時間内の観賞が可能になった。	多くの駅利用者が作品を観賞することができた。また、一般市民も無料でラッチ内に入場し観賞できることになったことから、作品の鑑賞はもとより、駅に対するイメージも変化した
108	14	15		バスターミナル及び地域交流センター	定期的にバスターミナル内を封鎖してイベントを開催している。また隣接する地域交流センター内で、フリーマーケットを開催している	イベント開催にあたり、バスターミナルが使用できないため、バス事業者と連携して運行調整や臨時バス停の設置を行った。	定期的に開催することで次第に認知されてきており、町の情報発信拠点となっている。
109	14	15		駅舎及び駅前広場	毎月第4日曜日に朝市を開催したり、季節のイベントを行っている。	駅周辺の人影が減ってきた。商工会館(物産館含む)の移設、老朽化した駅舎の改築(バス事務所入居)や、ロータリーの改修を町の事業(まち交)で行った。	各事務所の設置や、各種イベントの開催により、駅構内の落書き等が無くなった。
110	15			駅前広場歩道	駅前ロータリー歩道上へ公衆トイレの設置	兼建築審査会の審査を経て設置した。	地元からの設置要望でもあり、設置後も、地元の方が周辺に花を飾ってくれたりして大切にしてもらっている。
111	15			駅前広場の歩行者空間	月に1回程度、各種団体が露店やカフェを設ける「駅前マルシェ」の開催		
112	15			駅前広場	ウォーキングイベントの発着地、夏祭りの会場として利用されている	従前より開催されているので、特記すべき障害なし。	駅前に一時的な賑わいが生じる。
113	15			駐車場のない無人駅の駅前広場	夕方夜の時間帯が、通勤通学者等の迎えの車で非常に込み合うため、駅前広場に一時停車帯を設けた。	駅前広場内の混雑等緩和のため、現在社会実験中。	社会実験中であるが、以前に比べ良好な状態になっていると思われる。
114	15			駅前広場	賑わい創出等イベント	特になし	把握していない
115	15			JR横手駅前西口広場	横手駅西口駅前振興組合が横手駅西口祭りを開催しているが、この時、駅前広場の約半分を使い路線バスを含む車両を進入禁止として開催している。	路線バス会社、JR、道路管理者等の了解を得ること。市全体の活性化に寄与する祭りであるとし、単独でなく他の祭りと同様開催することで理解を得た。	祭りの日は多くの市民・観光客が集まりにぎわっている。
116	15			駅前広場	市内商工団体によるイベントが開催されている。	駅前広場にはイベント開催に十分な電源と水道設備が無いことから、それを確保するための準備が必要となる。	駅前でのイベントにより、市外からの参加者が多く、まちのにぎわいの創出に繋がっている。
117	15			駅前ロータリー	クリスマス期間ロータリー内にイルミネーションを設置	道路区域であるため、警察との協議が必要であったと思われる。	市の玄関口として、イメージアップに貢献した。
118	15			駅前広場	休日に朝市を開催中。		
119	15			駅前広場	街の活性化になるため、駅前広場において祭りを行い太鼓台の練り歩きを行っている。	特になし	関係者が宇陀市への愛着心の向上が感じられる。
120	15			駅前広場	地域住民の足として、また地域振興の発展として、井原鉄道の利用促進を図るため、開業記念にイベントを開催している	沿線の商工会や自治体と連携し、複数の駅前広場で同時に開催するとともに、100円のワンコインで利用できるよう配慮している。	毎年恒例のイベントとして、市民等に定着し、鉄道の利用促進及び地域の活性化に寄与している。
121	15			駅前広場	夏祭りの際に駅前広場(市管理地)にて、地元団体を中心とした飲食店やバザーの実施を行っている。	通行量の多いエリアであるので、安全面への配慮等、警察との調整を行った。	駅を降りてすぐの利点を生かして、夏祭りの集客効果を増している。
122	15			駅前広場	一部にぎわい利用や駐車場利用等		駅前の車利用者の利便性向上
123	15	17		駅前広場、駅前駐車場	駅前広場及び駅前駐車場を利用し夏祭りと秋祭りを行っている。	駐車場利用者に対し、代替駐車場の利用協力。住民及び駅利用者への周知。	震災により小学校仮設校舎建設のため校庭で開催できなくなっていた夏祭りを開催することができた。
124	15	24	25	公園・緑地	冬季は利用客が減少する公園・緑地にイルミネーションを設置・点灯させ、適宜デザインを変えている。		冬季は日没も早く積雪もあることから公園・緑地の利用者は減少するが、イルミネーション点灯させ夜間にまちあかりイベントなどの開催もあり見物客を呼びこむことができている。

No.	施設番号			変化させた公共空間・施設	変化させた用途や空間領域の内容と、その方法	実現に当たっての障害とそれを乗り越えた方法	実現したことの効果や成果
	1	2	3				
125	17			公共駐車場	にぎわいイベントの開催、冬期間の遊び場解放(雪山)	特になし	交流人口の増加、冬期間における子どもたちの安全な遊び場の確保
126	17			駐車場	商店街で駐車場を会場にしたイベントを実施している。		イベント場所が確保できないという問題を解決した。
127	17			駐車場施設	駐車場を、地域活性化のためのイベント会場として使用している	障害を乗り越えた経緯等については不明。	イベントを開催することにより、日常とは異なる、賑わいの形成ができる。
128	17			駐車場	イベント時の会場		市街地に近い駐車場を会場とすることで付近の商店街等に来場者を呼び込むことができた
129	17			市役所駐車場	ごみ減量を目的に、不用品を対象としたフリーマーケットを年3回開催している。	主催であるフリーマーケット実行委員会と協議し、開催日時等を決定している。開催内容及び出店募集を市ホームページ・市広報に掲載し、周知を行っている	毎回多数の参加者がおり、リユースによるごみの減量が行われている。
130	17			市庁舎の駐車場	休日、市庁舎の駐車場を解放してイベントを開催。実行委員による飲食物等の販売も認める	特になし	市民の交流の場としての効果
131	17			公共施設の駐車場	4月～12月までの第一日曜日の早朝、町施設の駐車場を利用し、商工会会員を中心とする、様々な店舗があつまりにぎわいマルシェを開催している。	開催するにあたり、お客様が飽きないイベントにするため、多種多様な出店を求めたが、町内だけではなかなか集まらず、町外のお店にも協力を求めることとなった。	4月～12月まで9回行い、累計4280人の方々にご来場いただいた。
132	17			職員駐車場	閉庁日は隣接ショッピングセンターの従業員駐車場として開放		休日におけるショッピングセンター駐車場の混雑を軽減した。
133	17			市職員通勤用駐車場	近隣幼稚園等から申請があった場合、日置河原池最終処分場跡地(環境事業部職員の有料駐車場)を土曜日あるいは日曜日の催し時に保護者の駐車場として使用させています	特になし	年間を通して、近隣幼稚園等から多くの使用申請(平成25年度実績:32件)があります。
134	17			公共施設の駐車場	イベント開催	分からない	賑わいが生まれた。
135	17			庁舎前駐車場	毎週日曜日に屋外マーケットが開かれ、地元で採れた新鮮な海の幸や季節の野菜などの販売が行われている。	※不明のため記載なし	昭和51年から開催されており、現在は当時より店舗数が減ったこともあり、訪れる方も減少傾向にあるが、生活必需品を新鮮で安く消費者に提供し続けている。
136	17			駐車場	商店街に隣接する公共駐車場を商店街のイベント空間として活用	駐車車両の撤去について事前周知を徹底した	商店街の活性化に繋がっている
137	17			市庁舎駐車場	・閉庁日の駐車場解放 ・地元商店会などが行うバザー 他イベントの開催	特になし	市民の利便性向上 市中心部ににぎわい創出
138	17			駐車場	早朝・夜間時における消防団による消防訓練を実施している		
139	17			市役所駐車場	駐車場を植木市や交通安全フェスティバルなどのイベント空間として活用	市と民間等との共催であるため、敷地の借用に問題なし	トイレ、水道が近くにあり、搬入も便利になった
140	17			施設の駐車場	駐車場を会場としたイベント開催等	駐車場を管理する部署への施設利用の利用申請等の手続きが必要	イベントで訪問した人の近隣施設等の利用が考えられる。
141	17			町民会館前駐車場	以前はまつりの出店やブースのスペースとして町民会館の駐車場として活用していた。	特になし	集客効果があった。
142	17			公営駐車場	公営駐車場を夏祭りのイベント会場として利用している	特に支障はなかった	地域コミュニティと賑わい形成を維持することができた
143	17	24		市営駐車場 都市公園	大規模なイベント会場として利用を認める。イベント時の臨時駐車場として利用を認める。		市街地内は駐車場や空地が少ないため、都市公園等の利活用により「灯籠流し花火大会」「TANTAN ロングライド」等において多数の入込客の受け入れを可能にしている。
144	17	24		敷地内の一部	公園、駐車場の一部に水防団の資機材を保管しておくための倉庫を設置	特になし	災害発生時に必要な資機材を迅速に持ち出せる

No.	施設番号			変化させた公共空間・施設	変化させた用途や空間領域の内容と、その方法	実現に当たっての障害とそれを乗り越えた方法	実現したことの効果や成果
	1	2	3				
145	17	31		体育文化施設とその駐車場	屋内では、ロビーで展示会等を開催。屋外では、広い駐車場を利用し、物販やケータリング等の露店が出店する『秋まつり』などのイベントを開催している。	特になし。	毎年恒例の行事として開催され、伝統芸能披露や子供太鼓などの催し、地元産品や飲食の販売、PRなどが行われ、産業、観光振興に寄与し、一定の集客を得ている。
146	17	24	25	公園	イベント会場等	管理者との調整	
147	17	32	36	市役所等の広場及び駐車場	休日、イベント等で利用している。	特に無し	特に無し
148	18			駐輪場	年数回第3日曜日にぼんどう朝市を実施 駐輪場の屋根下を出店場所として利用している。	1. 出店募集について ①生鮮食品店の出店が少なくなかったため、製造小売店や飲食店に範囲を広げて募集した。 ②市外や外国人にも出店募集した。	①店舗がない小規模事業者が参加できた。②地元野菜や果物等の季節限定品の販売ができた。③多くの外国人の出店で多国籍料理特集が開催でき、新しい商品の発見ができた。
149	19	25		駅前港湾緑地	休日を中心に各種のイベント等の会場として使用されている	分からない	定例の祭りやイベント等を開催する場所として認知されている
150	20			河川水面	河川において水上係引き競争というイベントを開催。川上側河川において流灯大会を開催	河川管理者との協議。使用前後の河川内の整備。	毎年多くの方が参加・観覧している。
151	20			水面	中心市街地のりんご並木歩行者天国イベントに合わせて、並木内水路を活用した釣り堀の実施	施設管理者、水利権組合と協議。法制面での障害は特になかった。	りんご並木歩行者天国イベントに合わせて実施し、歩行者天国の効果がより向上した。
152	20			中心市街地内の河川水面	一部をボードウォークとし、常設。イベント時には、露天(パラソルショップ)のスペースとして使用。一部を遊覧船発着場として常設		
153	21			河川敷広場	スケートボードをする広場の設置	河川管理者・スケボー愛好者(使用責任者)・施設管理者の調整、条件整備	町内にはスケボー専用の空間がなかったため愛好者は公共施設の通路等、本来スケボーをすべきでない場所を使用し苦情等の問題を抱えていた。専用の広場・ルールを作ることで協働することができ、以前の苦情はなくなった。
154	21			河川敷	全国花火競技大会時に整地・区画割をして駐車場として利用	河川管理者との協議	駐車場スペースの確保
155	21			河川敷の広場	公園ではボール遊びが禁止されているため(柔らかいボールを除く)、ボール遊び広場として利用できるように草刈り等の整備をしている。	県の敷地であったため、県と調整を行った。	ボール遊びによる公園でのトラブルが減少した。
156	21			河川敷	ゲートボール場などの交流の場を設けている	河川管理者との調整を行政が行った。	住民の交流の場として利活用されている。
157	21			狩野川右岸階段堤	河川区域内の階段状護岸をオープンカフェやバーベキュー、夏祭り花火大会時には栈敷席として利用している。	まちづくり団体参照	まちづくり団体参照
158	21			河川敷	野球場・テニスコート	本市におけるスポーツ施設を一つでも増やすことを目的として、河川敷の有効利用のため、国交省と協議を重ねながら、整備を進めてきた。	成人のための野球施設を充実させることができたことと、テニスコートの面数を増やすことができ、市民サービスの向上につながった。
159	21			河川敷	河川敷でフリーマーケットを開催している。また、駅伝などのスポーツイベントも開催している	特になし	河川敷のにぎわいの創出に繋がった。
160	21			河川敷	救急ヘリポート、ゲートボール場	管理者への要望	救急ヘリ輸送時の活動に大きく貢献。地域住民の健康増進に寄与している。
161	21			河川敷	市の行事の際に臨時的な店舗スペースとして利用している。	事前に利用者等に対して説明を行い、火器等の取扱いについては十分な注意をするよう促して安全面に努めた。	河川敷に多数の店舗が出店しにぎわいの空間を形成することができた。
162	21			河川敷グランド	イベント会場としても貸し出しを行っている。	特になし。	参加者同士の交流の場となっている。
163	21			公共施設付近の河川敷	イベント開催	分からない	市のアピールにつながった。

No.	施設番号			変化させた公共空間・施設	変化させた用途や空間領域の内容と、その方法	実現に当たっての障害とそれを乗り越えた方法	実現したことの効果や成果
	1	2	3				
164	21			河川敷	市民の駐車場としての利用	利用後の整地等について主催者と調整	
165	21			河川敷	スポーツ大会、消防行事、イベント時の駐車場		
166	21			河川敷	河川敷を産業祭開催時の臨時駐車場として使用	河川管理者との協議。使用前後の敷地内の整備。	参加者増に付与している。
167	21			河川敷	駐輪帯	河川管理者との調整	
168	21			河川敷	イベント広場、スポーツ広場	特になし	市民のコミュニティの場となる
169	21			河川敷公園	リバーサイドパークとして整備し利活用中。		
170	21			河川敷	スポーツの練習場、スポーツイベント会場として利用	利用時間帯の競合や施設(ラグビーボールやサッカーゴール等)の設置・撤去等の調整。簡易トイレの設置。	恒常的に学校の練習場が不足している学生やクラブチームへ練習場を提供することにより、技術の底上げにつながり、好成績をおさめることにつながっている。
171	21	22	23	河川空間	河川を水辺に近づき親しめる空間として整備を行った。	各関係機関との協議。	市民に親しみ愛される場所として定着し、河川清掃について市民の協力を得る事ができている。
172	21	31	36	関川河川敷、看護大学駐車場、市役所駐車場など	観桜会開催時期に、臨時駐車場として活用	—	臨時シャトルバスの運行と合わせた駐車場の確保
173	22			市役所脇を流れる河川堤防	市役所の脇という立地を活かし、親水空間として位置づけ一部整備(河面まで降りられるよう階段などを整備)	二級河川のため、管理主体は県であり、県と市の管理の区分が複雑であるが、話し合いで調整済み	一つの憩いの場として平時の通行者や夏の七夕祭りで河面まで降りて休憩する人が増加した。
174	22			河川敷堤防	堤防を利用し、桜を植えることにより景観や市民の憩いの場を提供している。	近年は地域住民の散歩コース等なってきたりしている河川堤防道路をどう憩いの場にするかという課題があったが、国交省のモデル事業で市内二箇所の河川敷堤防に桜堤公園を築造した。	憩いの場となり、散歩者や親子連れ等に利用して頂いている。
175	22			低水護岸	遊歩道、散策道	特になし	市民のいこいの場となる
176	22			堤防	桜のオーナーを募集し、河川堤防へ桜の植栽・管理を行っている	複数年度にわたり実施しているが、植栽箇所の選定及び桜のオーナーの高齢化等による桜の管理が困難となってきた。	景観の調和が図られ、交流人口が増加した。
177	22			河川護岸	親水護岸として改修整備		
178	23			ダム	ダム湖でゴムボート遊覧を行っている。		治水というダムの主目的以外の活用方法を発見した。新たな観光資源となった。
179	23			調節地、調整池	地域の分断を解消するため、調節、調整池内を横断できるデッキを設置している。		歩きやすい環境作りや地域分断の解消等が図られている。
180	23			調節池(底面)	調節池として整備された底面が広大なので公園およびピオトープとして利用	二級河川のため、管理主体は県であり、県と市の管理の区分が複雑であるが、話し合いで調整済み	緑のある敷地として公園並みに扱われ、地域行事や付近住民の散歩の場として利用されている。
181	23			砂防ダム施設周辺エリアの活用	国土交通省の直轄砂防事業が河川において行われている。砂防ダム周辺の自然を利用したトライアル大会が年に1回行われている。毎年多くの参加者、見学者が来場している。	国の砂防事務所や隣接地権者の理解、協力を頂くとともに、協議を進めて実施が出来ている。	毎年参加者も多く継続して大会が開催されている。有志の実行委員会により運営がされているが、人員も多いとは言えず実行委員会の組織の継続が心配されるところではある。
182	24			公園の駐車場	冬期間限定、雪堆積場		冬期間の除雪作業向上
183	24			公園内にある多目的広場	本来ベタンクなどの軽スポーツを楽しむための広場なのだが、駐車場が周辺にない関係上、大きな催し物などの際には駐車場として使用している。	広場の性質上から地面を砂で整備しているため、駐車場として使用した場合に、車のタイヤ痕や凹凸ができその都度整備しなおす必要がでてきた。	周辺に駐車場がないため、大きな催し物の際に大きな効果を発揮した。
184	24			公園	公園内緑地をマレットゴルフ場としての利用。	設備等予算の確保が困難なことから、設備や維持管理については使用する団体に行う。	町外にてマレットゴルフを行っていた町民が、町内にて活動できるようになった。
185	24			駐車場(都市公園内)	ドクターヘリの発着所としても提供している。		

No.	施設番号			変化させた公共空間・施設	変化させた用途や空間領域の内容と、その方法	実現に当たっての障害とそれを乗り越えた方法	実現したことの効果や成果
	1	2	3				
186	24			総合公園内駐車場	総合公園内の駐車場の一角を、ストリート系スポーツ(スケートボード、BMX等)の練習場所として開放。	特になし。	公道上や公園内での危険行為の発生を未然に防ぐことができた。
187	24			公園	ドクターヘリ離着陸場	平成25年市総務課消防担当(現南但消防本部)よりドクターヘリの離着陸場の設置について、検討したいとの申し出があった。現状の確認と地区の同意を得た上で利用可能とした。	ドクターヘリ離着陸場の設置により、救急医療に成果を上げている。
188	24			都市公園	都市公園の地下に給水タンクを設置し、災害時の飲料水の確保に利用している。	100㎡の給水タンク2つを設置したため、掘削面積が大きくなり、支障物の移設、仮設に時間がかかった。公園管理者との協議を十分にを行った。	都市公園という広い空間に埋設できたことで、より利用しやすくなり、ライフラインの重要性もPRできた。
189	24			駅前広場	駅前広場を目的外利用させることがある。	内容によっては、駅前で実施させることが適切でないものを判断する必要がある。	駅前のにぎわいづくりとなっている。
190	24			下水処理施設に付随する公園	月1回、海産物・農産物等の販売	特に無し	観光客他の誘致
191	24			公園内未利用地	希望する地元団体に、公園利用者の利用に支障がないと市が認めた場所について、ふれあい花壇・菜園の設置・管理許可を行った。	都市公園法及び同施行令に規定する「体験学習施設」として、利用における条件や手続き方法を定めた取扱要領を作成した。また、自治会等への周知を心がけた	公園内未利用地の除草等の管理が減少し、地域コミュニケーションの場として利用されている。
192	24			公園	イベント開催	特になし	市街化区域にまとまった空地がないため、イベント等の開催が困難であったが、庁舎や公園を有効活用することで、その課題が解消された。
193	24			公園内のグラウンド	イベント時に臨時駐車場として活用している。	安全対策のため交通誘導員等を配置した。	イベント参加者にとって利便性が向上した。
194	24			公園の広場	各種イベントの開催(飲食や販売、音楽イベント、おまつり等)	他の公園利用の支障とならないよう、施設の設置場所やイベントの開催時間等に配慮することを許可の条件としている。	地域のにぎわいの場となっている。
195	24			公園	イベント会場として活用(祭での●●公園、オクトーバーフェストでの●●公園など)	—	イベント開催によるにぎわい形成
196	24			都市公園	地域活性化ならびに枚方市内の商・農・工業者、観光協会のPRに関する行政支援事業・友好都市交流事業	庁内事務担当部局との調整	事業も定着し、一定の効果が認められた。
197	24			近隣公園	公園内のグラウンドを、隣接する中学校における正規の授業において日常的に利用している		生徒と公園利用者とのコミュニケーションの場となった。
198	24			街区公園等	冬期間における地域の堆雪場として活用	公園施設の破損や、公園利用が制限されることが障害となったが、広報や市HPにより使用ルール等の周知を図った。	地域住民用の堆雪場所の確保。
199	24			都市公園	土のうステーションの設置	設置場所等について関係機関などと協議を実施し、土のうステーションの案内文書を周辺住民へ配布することで周知を図った。	台風などの大雨による水害を軽減すると考えられる。
200	24			公園	合併前からのイベントを継続して開催している。	特になし。	地域経済の活性化、参加者同士の交流の場となっている。
201	24			都市公園	桜の開花にあわせて、都市公園内にステージ及び観覧席を設置して劇などを行う桜祭りを実施している	当該開催場所には付随する駐車場が少なく、路上駐車も心配されたが、付近の学校のグラウンド等を利用することにより、必要となる駐車スペースを確保した。	地域住民の憩いの場を創出することができた。
202	24			庁舎横の公園	住宅フェアなどイベントを行っている。	特になし	関係者が宇陀市への愛着心の向上が感じられる。
203	24			自然公園	企業誘致(工場及び、工場見学施設の建築)	特に無し	現在進行中のため不明
204	24			公園駐車場外	舞台を設置しイベントの主会場として使用		

No.	施設番号			変化させた公共空間・施設	変化させた用途や空間領域の内容と、その方法	実現に当たっての障害とそれを乗り越えた方法	実現したことの効果や成果
	1	2	3				
205	24			公園	祭り等のイベント時に、地元団体等の飲食店やバザーを実施している。	施設の使用状況や安全面の配慮等、施設管理者との調整を要した。	市の主要な観光スポットであるお城を中心としたイベントの実施を行え、祭りの盛り上がりに期待できる。
206	24			公園広場	従来積極的な活用がされてこなかった公園空間を、「にぎわい広場」として、民間事業者によるイベントを公募で実施(ビアガーデン、屋台村等)し、恒常的な賑わいを創出	平成25年度より市の社会実験事業として実施中。飲食メインの長期イベントは前例が少なかったため、関係法令、条例規則のなかでの整合性確保に苦労した。	一定の集客はあり、賑わいの創出という目的は果たせた。また、事業者からの公園使用料収入により、広場改修を行い公園の魅力向上が図れた。
207	24			駅からも近く、地域の中心となる公園	平成26年12月23日、クリスマスイベントとしてバルが開催され、飲食ブースやゴスペル・ミュージックベル・ダンス等のステージが設置された。25日までの3日間は公園内にイルミネーションが点灯。	わからない	駅からも近く、地域の中心となる公園を会場とすることで、地元住民を始めとした多くの方々に参加いただき、地区の賑わいの創出に成功した。
208	24			公園内広場	一部にぎわい利用など	近隣住民調整・騒音対策	にぎわい創出
209	24	17		公園の駐車場	駐車場の一部を開放し、市民参加のフリーマーケットを開催している		公園利用者の増加およびにぎわいの創出
210	24	25		公園・緑地	全国花火競技大会時に公園内を駐車場として利用	公園管理者との協議	駐車場スペースの確保
211	24	25		公園・緑地	一時的な避難場所として活用		広く市民へ避難場所を周知し、平常時から災害に対する備えと啓発を行うことができた
212	24	31		公園・学校の校庭	公園・学校の校庭をイベント時の駐車場として活用している。	利用者・学校との調整。	イベント時の駐車場の不足が解消された。
213	24	36		公園・庁舎前駐車場	公園や庁舎前駐車場の空間を利用して、町の祭りなどの各種イベントを開催している。	公園を利用するにあたり、騒音や原状復帰等様々なハードルがあったが、場所の選定や荒天時の中止判断等を適切に行い、対応してきた。	イベントの趣旨である啓発活動を達成できただけでなく、普段公園を利用していない人達が公園を利用した。公園のことを認識してもらうことにより、本来の趣旨での公園利用者の更なる増加も見込まれる。
214	24	31	36	公園・図書館・官庁駐車場	祭典の開会式会場として利用	施設管理者の同意、会場隣接道路管理者の同意、主催者及び協賛者との連携、住民への周知	駐車場を利用することにより、道路の通行止区間を減少することが出来たため、祭典実施に伴う道路通行への影響が緩和された。
215	25			みどりの広場	小規模の花見やバーベキュー、レクリエーション活動の広場、臨時駐車場	使用を許可するにあたっては、誰もが安全に使用するために、ルールを決め、市民から意見や希望があった場合には随時見直している。	市民のレクリエーション活動の場として有効に活用され喜ばれている。
216	25			広場(空き地)	休日等にフリーマーケットやイベントなどを行っている	特になし	手ごろな広さで何度も利用されていることから、一定の評価を得ているものと思われる。
217	25			緑地	毎月、出店を募り、第一日曜日にフリーマーケットの開催をしている	特になし。	来館者が増加した。
218	26			区画整理事業で整備したポケットパーク	年に数回、スタンプラリー、ミニコンサート等のイベント会場として利用している。	発案時、また現在開催する際にも、近隣住民に対し、細やかな説明、早期の事前周知に心掛けている。	地域の賑わい創出、コミュニケーションの維持向上を促進しており、地元住民からも高い評価を得ている。
219	26			ポケットパーク	地域で行う祭りや催しもの等コミュニティ活動の利用を認める。		市街地の空地の少ない地区における定期的なコミュニティ活動を促進している。また、住民の美化意識が高まり、ボランティア清掃等により行政の管理に協力いただいている。
220	29			雨水幹線	雨水幹線にふたをかけ、上面を遊歩道として整備した	費用面	市の代表的な散策路として、住民には認知されている
221	29			水循環センター	下水処理場の上に人工地盤をつくり、そこに設けた芝生のグラウンド及び公園。	埼玉県ふるさと創造資金を活用し、グラウンドの整備やシャトルの整備を行う。法制度での障がい、少なかったが、汚水処理上の構造等の問題により、整備にあたり時間がさかされた。	「スカイパーク」の多目的広場を少年野球やソフトボールができるように整備し、水循環センターを迷惑施設から、より市民に愛される施設となるようにする。また、利用者の裾野を広げることにより、スポーツを通じた地域交流の促進を図る

No.	施設番号			変化させた公共空間・施設	変化させた用途や空間領域の内容と、その方法	実現に当たっての障害とそれを乗り越えた方法	実現したことの効果や成果
	1	2	3				
222	29			駅前街路のマンホールのふた	マンホールに市内業者の広告を載せたり、またスマートフォンをかざすと市のPR動画が流れる。	前例が無いので、景観法上認められるかが障害になった。	様々なデザインのものを使い、華やかな雰囲気になった。テレビの全国放送で紹介され、かほく市の知名度が上がった
223	29			下水処理場水処理棟屋上	地下施設である処理場の上部を公園として整備した。	各部との役割分担や河川区域であるための国への申請。	岐阜唯一のプロサッカーチームへ充実した練習場の提供。
224	29			下水処理場建設予定地等	下水処理場の建設に着手するまでの間、建設用地をグラウンドとして活用する等。更地であり簡易な整備のみで活用。	日常の管理方法。現場職員の巡視等により対応。	市民に対して、下水道の役割・機能などをアピールすることができている。
225	29			●●●川(●●●親水水路)	市民がふれあい、親しむための水辺環境づくりとして、親水緑道及び親水水路を整備し、また、上流部においては高度処理水を流すとともに、「螢の里」にて螢の幼虫を飼育し、毎年6月に「螢の夕べ」を開催し、市民に公開している。	国交省のモデル事業の採択を受けて実施した。	緑道には数箇所の魚釣りができるテラスがあり、休日には釣りを楽しむ人が見受けられ、「螢の夕べ」は毎年、人々の人気を呼んでいる。
226	29			下水処理場の屋外空間	公園		公園・緑地の増加。
227	29			下水処理場の敷地内や屋上	ゲートボール場とグラウンドゴルフ場を建設。	国交省の許可を得ている。	周辺地域の方を中心に利用してもらい、好評を得ている。
228	29			消化タンク跡地	消化タンクの廃止に伴い生じた用地(将来、別施設を計画)において、当面の間に限りスポーツ広場として市民に提供している	用地取得目的と異なる利用形態であることから、国交省と目的外利用の協議を行い、暫定利用として認めていただいた。	近隣住民をはじめとした市民の憩いの場として評価を得ている。
229	29			下水処理施設	広場として利用している。	国庫補助事業で取得した土地であるため、建設大臣に目的外使用の承認していただいた。	地域住民の憩いの場として利用されている。
230	29			下水処理場建設予定地等	下水処理場の用地において民間事業者へ貸し出し。民間事業者により整備。	採算性の有無と公平性の確保。事業者の提案公募により実施。	民間事業者を活用したことにより、経済的メリットが高い。
231	29			中央幹線景観水路	都市下水路を治水機能だけでなく、水辺のオープンスペースとして多目的に利用できる景観水路として、遊歩道、いこいの広場、ミニパーク等を整備している	国交省のモデル事業の採択を受けて実施した。	地域住民の日常生活に密着したふれあいの場として利用されている。
232	29			浄化センター屋上広場	隣接する静的な公園に対し、動的な公園とするため、屋上を盛土造成し、芝生広場・運動広場・園路・遊具・四阿・トイレ・水飲場・駐車場等を整備した。施設躯体の保護のため、防水層・耐根層・排水層の3構造となっている。	下水道では、公園整備や維持管理についてのノウハウがないため、公園課の協力のもと、他都市の類似した事例を参考にエリアの基本構想や施設等を検討し整備を進めた。	多目的利用が可能な広場として、子供たちが自由に遊べ、大人が気軽に心身の健康維持や増進を図れる公園となった。また、地域住民に対し、下水道施設の有効利用を促進することで、「親しめる下水道」をアピールすることができた。
233	29			施設の将来建設用地	多目的スポーツ広場として使用	目的外使用を申請	未利用地の有効活用
234	29			修景施設等	周辺環境との調和等を目的としているが、緑地などを下水道のPRや市民によるイベントで活用する等。特段ハード整備は必要ない。	下水道施設の運転・維持管理に支障を与えないこと。来訪者の安全対策。現場職員や市民の協力等により対応。	市民に対して、下水道の役割・機能などをアピールすることができている。
235	29			下水処理場跡地	下水の処理計画の見直しに伴い下水処理場を廃止し、跡地利用の公募を行い、現在は地域のスーパーが利用している。	都市計画決定及び下水道事業計画の変更を行った。	下水処理場跡地を地元住民に還元する施設としての利用が可能となった。
236	31			学校の屋外運動場	スポーツサークル等への開放	学校施設開放に関する規則を制定	市民に身近な地域で市民がスポーツ活動を行うことが可能になった。
237	31			学校	廃校になった学校を市民サービス施設に変更	特になし	市民サービスが向上した
238	31			学校の屋上	学校の屋上を借りて、太陽光発電施設の設置を希望する事業者を募集して、太陽光発電施設を設置している。	太陽光発電の期間が長期間となり、通常の公共物の借用に係る条例には適さないため、条例改正を行った。	太陽光発電によるCO2削減。屋上の貸出により賃借料が発生し、市の収入が増加。

No.	施設番号			変化させた公共空間・施設	変化させた用途や空間領域の内容と、その方法	実現に当たっての障害とそれを乗り越えた方法	実現したことの効果や成果
	1	2	3				
239	31			教育センターのグラウンド	統廃合のため閉校した小学校を教育センターとしている。研修等で活用する平日はグラウンドの半分を駐車場とし、土日祝日は小学校の時から利用している地域のサッカー少年団が使っている	小学校の跡地利用について地域との話し合いを何年か行った。	グラウンドとしての用途が本来ではあるが、駐車場としても使うことで、利便を図っている。(雨天、雪の時は使えないので不便ではある) 土日は、地域へ還元をしている。
240	31			廃校となった市立高校	廃校となった学校のそれぞれの施設を有効活用し、体育館や多目的グラウンド、調理室、音楽室等の貸出しを行っているほか、宿泊施設を設置した。	施設の理活用について、跡地及び施設活用委員会を設置し、私立中高一貫校の誘致の可能性など、現在のスポーツ文化施設に至るまでの検討に時間をかけた。	生涯学習の拠点として多くの市民に御利用いただいている。
241	31			都立高校	地域交流の場としての公共施設	都から買い取る為の費用捻出、有効に活用する為の維持管理方法	市民への貸し出し施設の増加
242	31			学校	隣接する総合体育館の臨時駐車場	雨天時の乗り入れをどうするか。雨天時は乗り入れ不可。	大規模な大会の際に多数の車を駐車できる。
243	31			生涯学習施設の休憩所・ロビーなど	休憩所を改造し、障害者が就労体験する喫茶店を開店。また、ロビーでは、授産所等の製品を販売するコーナーを設置	以前から障害者関連団体からの要望はあった。県の子育てモデル事業に選定されたことを契機に、補助金を活用し施設を改築。施設管理担当課が心配していた、本来目的の利用者からの苦情は予想に反し少なかった。	障害者が就労体験できる場所を確保するとともに、中学生の就労体験を受け入れるなど、教育分野にも好影響を及ぼしている。
244	31			学校	庁舎と近接している小学校のグラウンドを庁舎イベント開催時の臨時駐車場として利用している。	グラウンドの機能を害しないための利用後の整備や利用時に交通案内人を配備して安全面に務めた。	庁内駐車スペースの収容量を超えた際の駐車スペースとして使用者の利便性を向上することができた。
245	31			運動場	学校開放用の照明器具整備	法制度面での障害はないが、予算措置に費用を要した。	夜間照明を整備することで、学校開放の推進につながった
246	31			小学校のグラウンド・駐車場	一部の小学校の同一敷地内に放課後児童クラブを併設している	特になし	同一敷地内にあるため、下校後安全に放課後児童クラブへ向かうことができる。
247	31			運動場、体育館、武道場	体育施設開放として、地域が利用している。	特になし。	地域住民が施設を有効に利用している。
248	31			小中学校の運動場	土日で学校の行事がない日は、運動場を地域のスポーツクラブ等へ開放し、野球等を行っている		地域のスポーツクラブ等の活動場所を提供できた。
249	31			学校	既に下記のとおり行っております。①災害時の避難所 ②祭や盆踊りなどの地域交流の場所 ③野球やサッカーなどのスポーツ振興の場所	——— ———	①災害時の対応 ②地域交流の活性化 ③スポーツ振興
250	31			小学校(廃校)	隣接していた公民館として利用、グラウンドは多目的グラウンドとして利用している。	特になし	公民活動等に利用。
251	31			住民グラウンド	毎年10月に『ふるさと祭り』、11月に『商工祭』を実施しており、名産品の販売やイベント等を実施している。		町内外から数多くの乗客があり、町の名産品である宇治茶のPRや地域経済の活性化が図られた。
252	31			青少年教育施設	青少年教育施設である少年自然の家に自動販売機を設置した	教育財産の目的外使用であるため、諸手続を行った。	利用者の利便性が向上した。
253	31			小・中学校運動場	事前登録している団体に対する貸し出し(一般開放)		スポーツ愛好者に対し、活動の場を提供できた。
254	31			廃校となった小学校	市内には廃校となった小学校があり、現在はイベント開催や臨時駐車場として活用している		過疎地域でのイベント開催時に使用できる点については、一定の効果はあると考える。
255	31			廃校となった学校跡	地域住民の多世代交流拠点、及び災害発生時の緊急避難場所となる施設として改修・整備	使用目的が換わることにより建築基準法、消防法等各種法令にもとづいて、改修についての調整が必要であった。使用区域を明確にする仕切りを入れることで、必要最小限の改修で対応が可能となった。	地域の寄り合いや体力づくりの場として活用されることで、再び地域の拠点施設として利用されている。
256	31			小学校	小学校の1教室を地域コミュニティの事務局として活用している	行政部局、教育部局、学校管理者、地域の4者間で小学校という場を使用することで意見が対立したが、話し合いの場を設け、相互理解に至った。	校内に事務局をおいたことで、局員が学校運営のノウハウを事務局運営に活用することができた。また、地域の力を学校に取り入れたことで子供たちの生きる力の向上につながった

No.	施設番号			変化させた公共空間・施設	変化させた用途や空間領域の内容と、その方法	実現に当たっての障害とそれを乗り越えた方法	実現したことの効果や成果
	1	2	3				
257	31			学校施設の屋外・屋内空間	校内に学童保育施設の併設もしくは既存利用を行い、その児童が屋外空間にて自由遊び、子育て支援を行う。	施設管理者(学校・市教育委員会)と学童保育施設運営者の相互理解を得る為、協議を度々行った。	学童に通っている児童が校内で遊ぶことが出来、児童の防犯性向上・保護者の送迎時間短縮が実現した。
258	31			学校施設	学校跡地を宿泊体験学習施設、加工施設(企業誘致)、福祉施設等として利用している	学校跡地利用について地域住民との合意形成に苦慮したが、何度も地域説明会を開催し、納得がいくまで話し合い合意にいたった。	学校跡地を整備し、新たな施設として活用したことは、本町の観光・福祉等に大きな影響を与えたとともに地域活性化の一助となっている。
259	31			学校施設(小中学校)	学校教育で使用しない時間帯に、市民向けにグラウンド等の学校施設を開放している。	市学校施設の開放に関する規則を定め、学校教育に支障のない範囲で学校施設を市民利用に供している。	市民スポーツ活動の場等に利用されている。
260	31			博物館施設前広場	博物館施設前の広場を、イベント広場として貸し出している。	飲食を伴うイベントでは、給排水設備が整っていないため、主催者に負担を掛けている。	賑わい創出の効果があった。
261	31			市営体育館とその駐車場	市営体育館とその駐車場を会場に、イベントを開催している。	来場者のための駐車場は、近接する市役所等の駐車場を利用することで対応している。	
262	31			学校	春の観光シーズンの臨時駐車場		観光シーズンの渋滞の緩和来町者へのサービス向上、観光客の増加に寄与
263	31			中央公民館南側広場	中央公民館の駐車場が不足した場合の臨時駐車場としている	土のグラウンドのため、悪天候時には周辺に迷惑をかけることもある	イベント時や多数の来館者がくる場合に対応している。
264	31			教育文化施設の屋外空間	施設の駐車場を計画的に企画し、フリーマーケットやバザー等のイベント会場として活用する。	条例上、市が直接駐車場を使用しフリーマーケットを実施することが、できないため、市民団体と協働で開催している。	フリーマーケットの開催を楽しみにしている市民が多く、開催当日は来場者が多く施設の入館者数も普段の倍以上に増加する
265	31			社会教育施設の屋外空間	屋外の広い空間に喫煙所を設置。被災地支援として被災した自治体の物産展を開催。地元住民の防災資機材訓練。近隣企業の防災訓練。企業 CSR 活動による福祉バザーの開催。地元の祭事。	近隣住民・商店へ理解を求めた。	社会教育施設の周知につながった。被災した自治体が国民体育大会の機運醸成に協力し、様々な連携が生まれた。
266	31			図書館	統廃合により使用していない中学校を図書館として活用している。(新しい図書館が建設されるまでの暫定的な利用:数年利用予定)	教室を図書閲覧室として活用するために、改修工事が必要であった。	震災対策のため、中央図書館を旧中学校に移転したが、新設する場合より少ない経費で移転できた。区の中心的文教地区に移転したため、図書館としての周辺環境が良くなった。
267	31			旧小学校校舎	小学校統廃合のため、使われなくなった校舎を北杜市役所の書庫として活用	地元の理解。	書庫の確保。
268	31			教育施設(多目的広場)	スポーツ広場を河川の溢水対策として調整池として整備中	代替施設の確保	下流域の溢水対策
269	31			学校のグラウンド	防災倉庫の設置	設置場所は、学校の活動に影響のないよう学校長と協議を行った	地震等被災時の備えとなっている
270	31			小中学校の運動場	休日等に地域主催のイベント会場として利用している	特になし	手ごろな広さで何度も利用されていることから、一定の評価を得ているものと思われる。
271	31			学校の余裕教室	放課後に一時的に余裕教室を利用し、放課後、育成クラブなどに転用し活用している。	特になし。	特になし。
272	31			文化活動交流館の芝生	結婚式(2組)	目的外利用だったため、許可を取るまでに苦労した。	
273	31			小中学校	グラントを学校開放し、教育に支障がない範囲で地域住民のスポーツ活動等に利用している	なし。	市民の交流の場として利用されている。
274	31			中学校	中学校の空き教室を老人デイサービスセンターとして整備していたが、サービスの供給量が充実していることから廃止し、待機児童対策として民間保育所を平成27年度開所に向け整備中	保育所としての設備や仕様の変更に伴う工事を行うにあたり、中学校の敷地内ということもあって工事期間中の騒音に注意する必要がある、工期が長期化する問題がある。	・待機児童の解消に資する ・市有施設の有効活用を図る

No.	施設番号			変化させた公共空間・施設	変化させた用途や空間領域の内容と、その方法	実現に当たっての障害とそれを乗り越えた方法	実現したことの効果や成果
	1	2	3				
275	31			保育所	幼稚園用地を保育所運営業者に貸付を行った。	特になし	待機児童対策の緩和
276	31			旧幼稚園	幼稚園の統合により空き幼稚園となった園舎をNPO等の民間事業者等に有償貸付している。		有償による貸付のため町財政の収入の一部となった。併せて空き幼稚園の園舎の維持管理が可能となった。
277	31			球技場・文化施設	合併前からのイベントを継続して開催している。会場内でミニコンサートなどを行っている。	特になし。	地域経済の活性化、参加者同士の交流の場となっている。
278	31			学校の教室	学校の空き教室を非常食用食料等の備蓄置き場に利用している	学校を総括する教育委員会と、施設を管理する学校(校長、教頭)との意思統一が図られない。学校現場への丁寧な説明を行うことにより、児童・生徒の安心も確保できることを理解してもらう。	学校となる避難所により近い場所での備蓄が可能となり、防災倉庫の補完となる。
279	31			学校の教室、体育館	災害時に緊急避難場所、避難所として利用している	開設・非開設の教室・体育館を設定して、施設管理者の理解を求めた。	地域住民等の緊急避難場所、避難所を確保することができた。
280	31	32		廃校になった小学校、幼稚園等	廃校になった小学校をシルバー人材センターに貸与	管理財産の移管替えと、条例、要綱等の整備	空き校舎を利活用していただくことで、不要建築物の管理をお願いできると共に、地域の防犯上の観点からも住民からは好評をいただいている。
281	31	35		学校、団地の屋上	屋上を津波避難施設とするため、屋上への避難階段とフェンスを整備した	屋上の防水シートは人が乗れるものではないが、非常時や訓練での利用とし頻度を下げることで原状のものとし、関係部署の理解を得た。	津波避難困難地域の解消となった。
282	31	36		庁舎等施設の駐車場	全国花火競技大会時に駐車場を利用	施設管理者との協議	駐車場スペースの確保
283	32			保育所	選挙の投票所	特になし	投票所の確保
284	32			保健センターの駐車場	本来の用途は保健センター利用者の駐車場だが、年2、3回、夏祭りやふるさとまつり等の露店も出店するイベント会場として利用されている。	障害は特になし。	毎年2、3回ではあるが地域住民の恒例のイベントとして、住民の楽しみの一つとなっている。
285	32			保育所	過疎地の保育所の一部を小学生の児童館として活用している	なし	放課後に低学年の小学生を預かることで、共働き世帯が安心して仕事することができる。
286	32			低利用病院敷地	利用度の低い病院敷地の一部を、公募により高齢者施設事業者に建設用地として借地する。	各種法令や導入されている補助金、起債条件の確認を行い進めてきた。	現在借地に向けた手続きを進めている段階にあり、まだ効果や成果は実現されていない。
287	32			社会福祉施設	災害時に福祉避難所として利用している	特になし	災害時要配慮者への避難所を確保することができた。
288	33			屋上・緑地帯	太陽光発電システムを導入		「再生可能エネルギー固定価格買取制度」を活用し、全量売電することにより増収となった
289	33			市場	イベントスペースとして使用し、舞台の設置及び飲食の販売等を許可している。	既存の機能を保持するように関係機関との詳細な調整が必要である。	屋根付きの広大なスペースを利用し、たくさんの人を集客でき、イベントが盛大に行うことができる。
290	34			大型商業施設	大型商業施設の駐車場として貸し付けている市有地においてイベントを実施	特になし	有名な大型商業施設付近のイベントにより情報提供及び集客がしやすかった。
291	35			市営住宅	市営住宅敷地の余剰地を、地元の町会会館の敷地として貸している。	市営住宅管理計画で廃止予定であり、木造住宅の解体後の敷地であるため実現した。	
292	35			児童遊園の一部空き地	高齢化の進行と世帯構成の変化により、低利用地となっていた児童遊園の一部に生活利便施設を導入。借地については、事業用借地権設定契約による貸付を採用している。	H19.3.1の地方自治法改正により、行政財産の貸付範囲が拡大されたことから、検討を開始。施設導入候補地の選定、施設導入の手法の検討に時間を要したが、平成21年度から、1団地においてモデル実施している。	地域の活性化及び生活利便性が向上した。低利用地を有効活用し、長期間の収入が確保できた。

No.	施設番号			変化させた公共空間・施設	変化させた用途や空間領域の内容と、その方法	実現に当たっての障害とそれを乗り越えた方法	実現したことの効果や成果
	1	2	3				
293	35			入居者用に整備された駐車場	入居者以外の方が利用できるコインパーキング及び月極駐車場として利活用。カーシェアリングの導入。	コインパーキング等の導入にあたり、住宅の状況に応じて、国に目的外使用の承認を得るか又は用途廃止の報告をして各施設の導入をした。	入居者を訪問する親族・友人・介護事業者等の駐車スペースが住宅の近くにできたことで、入居者の生活利便性が向上した。違法駐車対策となった。入居者が低廉な費用負担で自動車を利用できるようになった。
294	35			住宅内の空き地	入居者の交流の場として、花壇等に整備。		入居者同士の交流が促進された。
295	35	35		集会所、学校	保育ルーム		待機児童対策と公共施設の有効利用
296	36			官公庁施設(駐車場)	年に一度、役場庁舎前駐車場を役場営業時間終了後、イベントスペースとして貸出しを行っている。	イベント時には、一部庁舎内も利用可能としているため、在庁職員の迷惑にならない工夫が必要。パルクード及び警備員を配置し、勤務スペースの確保を行った	町内中心部ということもあり、人が集まり交流を深めることができている。
297	36			役場庁舎前庭	役場庁舎等の屋外通路、駐車場、前庭を地域イベントに開放している。利用期間中は運営者による飲食物等の販売も認めている。	庁内調整	役場のイメージアップ
298	36			市庁舎の駐車場	実行委員会が主体となり、朝市や、イベント開催に利用している。フリーマーケット等も行われている	会場周辺の渋滞と、来場者の駐車場確保を、隣接する他の公共スペースを開放し、さらに、目的地までのシャトルバスを運行し解消した	賑わい形成が実現でき、さらに、市に関する情報発信地として、多くの人から高い評価を得た。
299	36			市役所駐車場	時間外および休日の一般開放		周辺施設でのイベント開催時や、周辺店舗利用時の駐車場機能を担うことにより、にぎわい創出に貢献。
300	36			公民館の駐車場	市街地に位置する公民館駐車場を利用し「朝市」等のイベントを開催し、市街地のにぎわいを創出している	駐車場の利用規制等	朝市の定期的な開催により、周辺住民はもとより温泉宿泊客の集客によりにぎわいを創り出すことができた
301	36			市庁舎西口広場	本来は市民の憩いの場であるが、庁舎駐車場混雑解消のため、利用する原課からの申請により大型車両等を駐車させている	なし	庁舎駐車場の運用がスムーズに行われている。
302	36			市庁舎	周辺に子供たちが遊ぶことができる公園や空き地が少ないため、休日および閉庁時には市庁舎駐車場の一部を広場として開放している。	閉庁時においても、市主催のイベント等のために駐車場を利用する機会があるため、広場として開放できない場合がある。その場合は駐車場入り口に使用不可の旨を伝える張り紙を掲示することで対応した	開放後、子供たちが遊ぶ光景が多く見られることから、一定の成果を挙げている。
303	36			役場駐車場	イベント利用	公用車も駐車しているため、移動が必要。	町の中心部のため、にぎわい創出に寄与。
304	36			庁舎の屋外空間	休日(毎月1回)、庁舎の前庭及び駐車場を町内の商店組合に貸出し、朝市を開催している	不明	朝市だけでなく、演奏会や歌謡ショーなどのイベントを実施し、にぎわいを演出している。
305	36	10	15	庁舎駐車場	民間団体による朝市の開催	公共施設を民間団体へ無償で貸し出す為、その手続きの位置づけについて庁内調整を行い、対応を図った。	地域産業活性化の第一段階として、人を集める1つの仕組みとなり、評価を得た。
306	36			庁舎駐車場出張所駐車場	地元野菜を販売する朝市の開催	庁内調整を行い、施設管理者として同意するにいたった	地元野菜のPR、地産地消の推進
307	36			市庁舎の駐車場	閉庁日に市庁舎の駐車場を朝市や遊楽市等の会場として開放	市の財務規則では使用目的が公共の目的のためと限定していたが、市(当時は町)と協働としての活動であることで実現している。	市民の方々へ地元でとれた野菜・水産物等を販売し、地産地消を推進している。
308	36			市庁舎の敷地(駐車場)	敷地の一角にコンビニを誘致。事業用定期借地契約(期間約15年5月)を締結。建物は出店者が建設。市は賃料収入を庁舎修繕に充当している。		住民票の受け取りなどの公的サービスを市役所の開庁日か否かに関わらず受けることができるようになった。市は賃料収入を庁舎修繕に充当することができるようになった。

No.	施設番号			変化させた公共空間・施設	変化させた用途や空間領域の内容と、その方法	実現に当たっての障害とそれを乗り越えた方法	実現したことの効果や成果
	1	2	3				
309	36			市役所の敷地の一部	市役所の敷地の一部を「だれでも広場」として、市民が自由に利用できる空間と情報発信するための掲示板を整備した。	照明設備の設置や舗装の新設等、新たな機能を確保するための工事が必要になった。	市民にとって、市役所がより身近な施設になった。当該広場を設置後、関連設備として防災かまど等を設置し、災害時の避難施設として利用できるような機能を付加した。
310	36			市文化会館 駐車場	開館時間前(早朝)に野菜直売会を定期開催しているが、今後も同様の活用を続けていくとよいと思われる、	特になし。	早朝にも関わらずにぎわいをみせている。
311	36			庁舎の屋外空間	休日、市庁舎の市民広場を市民に開放し、現在憩いの場やイベントなどに利用されている。	親しみある市役所のコンセプトに基づき、市役所の建設時から市民広場の建設がされた。	市役所の空き空間の有効利用や親しみがある市役所としての形成が図られている。
312	36			駐車場	庁舎敷地内にある駐車場及び隣接する文化施設・農業協同組合の敷地を利用し町民まつり(産業祭)を開催		十数年続くイベントであり、町内外からの来場者で毎年賑わっている。
313	36			官公庁施設	庁舎敷地内の駐車場及び隣接する公用車・職員用駐車場を、時間外及び休日に、市のホールで開催する公演等への来場者のための駐車場として開放したり、フリーマーケット等のイベント会場として使用している	実現にあたっての障害等は特にないが、車社会の進展により自動車保有台数が著しく増加し、既設の駐車場だけでは不足するケースが多くなってきている。	ホールへの来場者のための駐車場確保と、駐車場自体をイベントに使用することにより、会場を提供する機会となっている。
314	36			市役所駐車場	市役所駐車場で軽トラ市「わいがやKトラまつり」を行っている。		多くの来場者でにぎわい、地場製品の販売により市のPRとなった。
315	36			役場庁舎横駐車場	役場利用者用の駐車場を、休日の午前中に朝一として使用	当初の事業者の選出に苦労したが、実行委員(地元の事業者)を作り利用規約により運営している	観光客や地元住民が多く利用し、喜ばれている。
316	36			市役所のロータリー及び駐車場	産業祭りにおける出店や、市民バザー、情報発信ブース用地として提供	公共施設の目的外使用について、調整が必要であったと思われる。	毎年のイベントとなり、市内外からたくさんの人が集まる交流・情報発信の場となった。
317	36			庁舎の駐車場	週1回の頻度で福祉団体が作ったパンを庁舎の駐車場で移動販売している	庁舎駐車場での販売は来庁者の混雑を避けるため前例がなかったが、昼休み時間ということで当初心配していたほどの混雑もなく市民からの苦情も入っていない。	職員のみならず庁舎を訪れる方もパンを購入しており、完売する日もあり繁盛している。また、福祉施設に通う人の元気な販売姿は賑わいの一つであり、福祉の観点からも自立支援の一つとなっている。
318	36			庁舎駐車場	通常駐車場として利用している空間を、毎週土曜日の朝に地元の農家が集まり朝市を開いている。	庁舎施設を使用するにあたり申請書の提出が必要である。	地産地消の促進になるとともに、関連する人たちのコミュニティの場ともなっている
319	36			市役所庁舎	市の合併に伴い、余剰となった分庁舎の有効活用を図るため、商工会等に貸出しを行っている。	—	—
320	36			来庁者駐車場	電気自動車用の急速充電器を設置	市有財産として充電器を設置して保有するが、民間会社が設置費用の一部と維持費の大部分を負担、機械の運	運用開始前なので、今のところ不明である。
321	36			学校(廃校)	民間植物工場の誘致		雇用・賑わいの創出
322	36			庁舎前面の駐車場	7月第4木曜日に行われる地元の祭りと併せて行うイベント会場として利用	庁舎利用者や住民への周知と観光協会との連携	お祭りとの相乗効果で賑わいが創出されている。
323	36			官公庁施設	支所の1階ロビーを改修し、庁舎カフェとして活用している	詳細はわからないが、関係機関との協議や議会報告等を経て、また地元の任意団体との調整を行い実施にいたる。	地域住民の活用はもとより、同市内・他市からの利用もあり高い評価を得ている。
324	36			庁舎駐車場	イベント会場としてテントを設営して、祭り会場とした。	不明	地の利を生かし、庁舎駐車場を利用して地元商店街の活性化を促すお祭りをを行い、にぎわいを創出した。
325	36			公共施設の駐車場	毎週土曜日の午前中公共施設の駐車場が地元の特産物の朝市で使用されている。	よくわからない。	朝市の時間帯は賑わっている。

No.	施設番号			変化させた公共空間・施設	変化させた用途や空間領域の内容と、その方法	実現に当たっての障害とそれを乗り越えた方法	実現したことの効果や成果
	1	2	3				
326	36			市庁舎の駐車場	休日に市庁舎の駐車場にて、ラリー大会や自転車のイベント等で活用している	特になし	県内外からの関係者等が本市に訪れることとなり、休日に閑散としていた官公庁舎付近が活性化している
327	36			市役所庁舎の駐車場	土日開放、一般利用の駐車場		近隣公共施設(市民会館、体育館、図書館など)利用者及び市中心部への来訪者の利便性向上
328	36			市役所駐車場	秋田竿燈まつり期間中、屋台村として開放	期間中は市役所利用者の駐車場利用が制限されることになるが、事前にイベント開催の周知を図った。	県内の郷土料理やB級グルメの屋台の出店により、県外観光客だけではなく、地元客の増加にもつながった。
329	36			庁舎の駐車場	休日にイベント会場として利用することがある。	特になし	特になし
330	36			庁舎の駐車場	夜間に消防団の訓練場所として利活用している。	周辺住民の理解、駐車場利用者との調整	消防団の技術向上
331	36			役場等の公共施設駐車場	祭等の各種大会会場、粗大ごみ回収会場	行事当日に駐車場として利用できないため、事前にその周知が必要	屋外での大規模な行事ができるようになった。
332	36			歴史文化資料館	朝市の開催や、各種イベントに利用している。	大阪府から無償譲渡を受けた際に、10年間は社会教育を目的とした用途に供しなければならないとされていたが、期間が満了したため利活用できるようになった。	町民の多くがイベント等に参加し、にぎわいの創設の一翼を担っている。
333	36			庁舎	イベント会場(一時利用)	市庁舎管理規制に基づく許可書を提出し、認められたもの	イベント会場の設置により、地域活性・人の集まり・賑わい形成に効果や成果を上げた。
334	36			学校(廃校)	公民館		社会教育・地域振興の拠点形成
335	36			市役所周辺空地	休日を中心に各種のイベント等の会場として使用されている	分からない	定例の祭りやイベント等を開催する場所として認知されている
336	36			庁舎駐車場	市民まつり会場	特になし	市街化区域にまとまった空地がないため、イベント等の開催が困難であったが、庁舎や公園を有効活用することで、その課題が解消された。
337	36			屋外空間	屋外空間を利用して祭会場として利用している。	安全対策の徹底、衛生管理の徹底。	
338	36			役場の駐車場	休日、駐車場を開放し、イベント会場やバザーの会場として利用している。	駐車場の確保が必要だったため、学校の校庭や公園を駐車場として活用した。交通面で渋滞するおそれがあったため、警察との連携や交通誘導員、看板を置くことで解消した	町の経済効果の上昇。まちのPRや特産品のPRに繋がった。
339	36			宿泊施設	宿泊施設を温泉施設を備えた生涯学習施設とした。	施設改修費	施設の有効活用
340	36			駐車場	町主催の文化産業まつりにて消防車を誘致し試乗体験などを実施	休日夜間窓口への利用者のため、駐車場の一部は確保し、利用者が来た際は、警備員の誘導の元安全を確保した。	文化産業まつりの満足度に貢献したものと考えております。
341	36			市役所市民駐車場	市役所の閉庁日に、有料駐車場として開放している。	市公有財産規則を改正し、駐車場の目的外使用許可を行える例規整備を実施した。	有料駐車場を整備したことにより、市民の利便性の向上につながった。
342	36			官公庁施設の駐車場	休日等に町主催のイベント会場として利用している	特になし	面積が広いので、毎年多数の方がイベントに参加してもらっている
343	38			防風林	火災の延焼や風雪を軽減するために保全してきた防風林を一定程度樹木を伐採し、遊歩道を整備して、回遊できるものとした。	歴史ある防風林であったため、市独自に保全地区としていた。市民の同意を得るのに時間をかけた。	遊歩道を利用している市民がいることから、生活環境の向上に寄与していると考えます。
344	38			廃校	資材置き場		
345	38			駅前ビル	民間事業者(オフィス)が撤退後、空床になっていたフロアに教育委員会事務局(2つの庁舎に分かれていた)を移転・統合し利用している。	市が保有していた空床について、民間事業者への貸出(賃料)を断念する必要があったが、教育委員会事務局を利用する市民の利便性の観点から庁内合意が得られた。	2つの庁舎に分かれていた教育委員会事務局が一箇所に統合されたこと、利用しやすい駅前に移転したことなどにより、市民の利便性を高めた。また、庁舎跡を隣接する公園の駐車場にすることで、結果として、公園利用者の利便性も高めることとなった。

No.	施設番号			変化させた公共空間・施設	変化させた用途や空間領域の内容と、その方法	実現に当たっての障害とそれを乗り越えた方法	実現したことの効果や成果
	1	2	3				
346	38			民間商業施設	民間商業施設を買い取り、施設の一部を生涯学習センター、子育て支援施設として改修した	施設改修費	中心市街地の活性化、施設の有効活用
347	38			市民プール駐車場	付近にある「市資源物ストックヤード」で行われるフリーマーケット利用客駐車場としてや、警察署が行う「高齢者大高校」会場とを往復するバスの発着場としての利用。	特になし(指定管理者への事前確認程度)。	スペースを有効に利用し、利便性が増した。
348	38			漁野積場	野積場を利用した祭や朝市を行っている。	特にありません。	町の魅力を町内外に発信する場となっている。
349	38			未利用地	太陽光発電設備の設置を目的とした貸地	—	草刈等土地の維持に係る費用へ充てることができた。
350	38			高等学校校舎	校舎の老朽化に伴い、新校舎へ移転後の旧校舎の後利用	不明	各文化団体のサークルが利用できる施設となっており、市の生涯学習施設としての役割を果たしている。
351	38			駅の東西自由通路	駅の東西を結ぶ自由通路の一部を観光案内所や特産品の販売ブースとして開放した。また、憩いの場として市が掲げるエネルギーのまちを子供達が体験できる場を作った。	道路管理者及び駅と十分な協議を行い実施したことから障害は特になかった。	駅の改札口前にあり、エネルギーのまちPRや賑わいの場として広く利用されている。
352	38			旧学校跡地	広大な更地(駐車場)となった中心市街地の旧学校跡地において、昭和30年代に駅前周辺で行われていた「市」を復活させた。		広大な更地(駐車場)となった旧学校跡地は駐車場としてだけでなく、毎月定期的に人が集まっていざわいを創出している。
353	38			市有地(普通財産)	恒常的なイベント広場として、一般向けに貸出を開始(H24年度より)	ももとは本市も関与した再開発事業を進めるための用地であったが、計画が白紙撤回となり、直近の整備計画もないことから、一般向けにイベント等で利用できる広場として供用している(※都市公園法上の「広場」「緑地」ではない)	中心市街地の活性化に少なからず貢献している。(通行量の増加にもつながっている)
354	38			環境啓発施設	環境教育や環境学習、環境ボランティアの活動の場として開放されている施設であるが、地域コミュニティの場として活用している。	国の登録有形文化財である元測候所を整備し、環境啓発施設として一般開放していたが、利用規約を見直し、利用団体の範囲を、環境関連団体だけでなく、一般団体まで拡充した。	地域のコミュニティづくりに貢献することができた。
355	38			屋外プール下の駐車場	夜間、使用していないプール下の駐車場を夏祭りの出店として利用している	特に障害なし	夏祭りの賑わいの一つとなり、毎年多くの市民が夏祭りに参加している。
356	38			神宮(外宮)前の交通広場	朝市、楽市、美し国「寄せ植え」コンテスト、ゆかたで千人お参りなど各種イベントで使用している。	以前から広場で各種イベントが行われていたが、さらなる広場の利活用のため県が平成23年にアスファルト舗装に改修工事を行った	中心市街地の核でいざわいが創出された。
357	38			区画整理事業を見込んだ買収済みの用地	事業が進むまでの間、一時的にポケットパークとして整備し、周辺住民の方に利用して頂く	特になし。	コミュニティスペースの提供により、いざわいの場を創ることができた。
358	38			旧空港滑走路	イベント時の駐車場	特に無し	観光客の増加
359	38			ボートレース場駐車場	ボートレース場駐車場を会場に、毎年パレードや演奏会などの各種イベントが行われる他、地元特産の繊維製品の大即売会を開催している。	ボートレースの休館日に開催するとともに、当日は周辺道路が混雑することから、最寄駅から無料のシャトルバスを運行している。また、市民参加型の祭りとして実施し、近隣住民の協力を得ている。	毎年恒例のイベントとして、市民等に定着し、地域の活性化に寄与している。
360	38			埋立処分場	廃棄物の埋立が終了した区画の土地を、太陽光発電事業用地として事業者に貸付した。	なし	貸付料による市収入の増加。

IV. 自由意見

問 4 このアンケートのテーマに関連して、ご意見等があれば自由にご記入してください。

■ 自由意見

自由意見
今後の人口減少や社会現象の変化によって、公共施設や公共空間の利活用（ニーズ）の変化はますます進むと思います。公共施設の多くは当初目的別の補助金や地方債などで建設整備されており、用途変更する場合、適法法など補助金の返還などが課題となります。（近年、かなり規制も緩和されつつありますが）耐用年数等によらず、住民ニーズに沿った施設の利用目的変更がスムーズに変更できるよう規制緩和が今後ますます求められると思います。
過疎地域にとっては、マンパワー、予算など現実との乖離が大き過ぎます。
公共空間を利用して、他に活用出来るシステムの構築を図りたいが、近年の不景気と人口の減少により、人口の少ない市町村では、準備費等の費用が売上等の経済的効果に反映される見込みが薄いこと、多くの集客が見込まれるような広い公共空間が確保できない状況であり、実施が困難である。
市街化区域拡大が抑制されるなか、公園以外の大きな広場を確保するのが以外と難しい。公共施設空間をもっと自由に活用できるようにすることは、今後ますます必要になると思う。
公有地の有効活用については必要だと思いますが、当町においては空き地等が目立ち、官公所等の駐車場等は平日以外は解放している（営利目的の販売等以外）。また、歩道や道路等については通行止め等を行ってイベントを実施している。従って改めていろいろと考えましたが問1-4～1-6まではいいアイデアが思い浮かびませんでした。
公共施設の利用は、目的外使用できないということが一番のネックになっていると思う。
今は震災復興を最優先に行っており、今後、他都市の状況を踏まえ、必要に応じて公共空間の利活用を行って参りたいと思います。
趣旨は理解するが、設問内容がわかりづらい。当町では公園や駅前広場でのイベント開催等は既に行っている。今後、学校が統廃合された場合の廃校施設利活用は様々な可能性を秘めていると考えている。
当町で、現状と異なる用途や領域で、住民等が求め有効活用すると思われる空間は、現状では思い浮かびません。急激な人口減少社会に直面し、地域の実情に即し、あらゆる角度からまちづくりを進める必要があり、その中で検討したいと考えております。
昨今の財政難のなか、新規で整備を行うよりも、既存施設の更なる活用を検討していく時期に来ていると感じる。国が行う新規事業の中で活用をしたい項目は多いが、現状の事務をこなす中で新たな制度を理解・活用する時間がないことをとても残念に思っている。例えば今回の都市空間における公共空間の利活用に関する補助制度等が新設された場合、何ができて何ができないのかを具体的に列挙していただければ、市町村で何に活用できるか検討する時に活かせると感じている。
定住施策には町のにぎわいが大変重要と思われる。広く町民や民間事業者等から公共空間の利活用について、積極的に提案いただき、それに対して柔軟な対応ができる体制としたい。また、そのような発想を生み出せるような啓発活動を実施したい。事例等があればぜひ知りたい。
公共施設で大きな規模を占めており、また住民が生涯において最も利用する施設である学校関係の公共空間について、もっと利活用が可能のように、法的な対応も含めて検討すべきと考える。
都会では、日曜祭日等に、マルシェや歩行空間などの道路を利用したオープンカフェ等の実績がありますが、昔は、地方都市でも、道路上で（歩行者天国にして）朝市や夕市等を開催してそれなりににぎわっていましたが、（当市では今もそれなりに集客はできているが）過疎化が進み、観光資源等の乏しい地域では、そのような取り組みを行っても難しいのではないのでしょうか。つまりは、都心や地方の中心都市に限られた調査研究ではないかと思われます。もっと、過疎化の進んだ地方の集落に関して、どのようにすべきかといった研究がされるべきではなからうかと思えます。
地域の活性化や賑わいの創出には民間活力の活用は欠かせないと思う。公共施設においては、特定の事業者だけが得するような事業は出来ない為、なかなか公共施設の活用は進んでいないのが現状なのではと思う。数年前から道路占用の特例などの緩和は行われてはいるだろうが、都市部を除く地方都市では道路幅員等も狭いものもあるが、あまり活かされていないように思う。
道路などの公共空間は今後、地域課題の解決などに大きく活用できることから、占用できる物件等について自治体が自らの条例等により、規定できるような仕組みを作る必要がある。
庁舎や公民館の敷地内での単発的なイベントは実施しているところですが、今回のアンケートの趣旨とは違うと思われましたので、記入しませんでした。
低利用な施設を、曜日や時間を区切って、別用途に利用を拡げるのは、公共の福祉増進にもつながり、有効と考える。ただし、国庫補助を活用した施設などは”目的外使用の恐れ”を理由に、消極的になる傾向もある。事業担当課としては、恒久的な利用ではなく、社会実験的な取り組みとして、事業実施することが多い。（対内的にも、対外的にも、説明しやすいため）
国庫補助金等の対象となった地方公共団体の財産の有効活用を進める観点から、補助施設を地方公共団体の自主的判断で、地域の実情に応じた幅広い用途への転用に対応できるよう「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の改正も含めた抜本的な見直しを行うべきである。
公共施設の空間は、当然に市民全員の共有物だと思います。行政において特に支障のない限り、休日等は市民に開放すべきだと思います。公園の利用形態について、要望に応じて柔軟に対応できるので様々な用途に用いることが可能だと思います。
本市では庁舎等の屋外空間を利用する場合は利用申請により許可をしています。毎週や月1回というような定期的なイベントではないため、主催者と行政の調整が整えば特に問題はありません。また、祭等の時に屋台等が歩道に並びますが、これについても屋組が警察から許可をもらい、祭の主催者との屋組とで細かい調整を行っているため、特に問題となったことはありません。
公共空間の利活用に関しては、祭りやイベントで道路や公園を利用するということはありますが、それ以外の用途での利用となると、本市では特筆すべき事例はありませんでした。

既に実施済みの事業と今後想定される事業を区別して回答できる調査票であればさらによいと考える。 今回の調査結果に基づき、他市区町のアイデア等を配信していただければ参考にしたい。 今後、実現可能な事業が増えることを期待したい。
アンケートの※印で「法制度や権利関係などの制約にとらわれずに答えてほしい」という旨が書かれていますが、市区町村という立場では、規制を無視しての提案等は、正直厳しいと感じました。自由（奇抜）な発想で公共空間の利活用を推進していくのであれば、利用する一般、民間業者等の方々から、アイデアやニーズを伺い、その結果を市町村に投げかけるといったこともして頂けたらと願います。
本市の本庁舎については、庁舎内の市民ホールを使用し、定期的に「ロビーコンサート」を開催しています。また、閉庁日においては、主に来庁者用の駐車場を使用し、本市主催のイベントなどの開催をするとともに、併設された「市民広場」においては、東屋の設置や植栽をすることによる憩いの場としての活用を図っています。 これらのことにより、本庁舎の有効活用を図るとともに、人が集まることによる賑わいの創出にもつながっていると考えています。
法制度や権利関係などの制約がなく、予算もかからない方法で公共空間の利活用できる画期的な新しいアイデアがあれば共有したい。都市公園及び都市緑地は全市民を対象とした施設であることから、特定の利用者の為の施設を設置することについて、市民の理解が得られない可能性がある。また設置する施設によっては近隣住民にとって迷惑施設となる場合もありうることから、設置に関しては十分な協議が必要である。
学校施設の利活用については、各スポーツ団体に体育館やグラウンドを無料で貸し出す学校施設開放事業を当市スポーツ振興課にて実施済みです。小中学校については、地域の避難所として、地域防災計画で指定されています。
このアンケートの結果を参考にしたいので、速報にとどまらず、調査の分析結果等についてもいただけるとありがたい。
道路上の常設食事施設やイベントを実施し、地域に新たな賑わいを創出していく取り組みを進めていきたいと考えている。 公営住宅は入居者が日常生活を過ごす空間のため、空きスペースを不特定多数が参加するイベント等に貸すことは難しいと考える。
回答中の都市施設2については、国家戦略特区区域における道路法の特例措置の活用を考えている。
担当者の考えという前提で回答しています。なお、公共の施設を本来目的と異なる利用を認める場合であっても、事故が起きた場合、区民からは施設管理者としての責任を問われる場合も想定され、対応を考える必要があると思います。また、利活用に伴う事故を未然に防ぐために必要となる整備費や維持管理の費用の増額分をどのように負担するのか等の課題もあると思います。
旅客鉄道株式会社（JR各社）が土地所有権を有する交通広場について、その活用には従来国有地であった経緯を踏まえ、積極的に協力するよう通達等がなされるべきかと思う。
<地域の賑わいに資するイベント等に対する道路使用許可手数料の減免について> 道路でイベント開催をする際に、道路管理者からの道路占用許可と、所轄警察庁からの道路使用許可を取り、その双方で手数料を徴収されているが、占用許可手数料については道路管理者の裁量で減免措置が図られている一方で、使用許可手数料については地方公共団体が主催でなければ減免措置が取られず、民間事業者の活動を阻害している。近年、民間事業者による商業施設等（オープンカフェ等）について占用許可の特例が創設されるなど、地域の賑わいに資する公共空間の利活用が進められている為、今後、占用許可手数料に合わせて、使用許可手数料についても減免措置が取れる等、警察も一体となり、地域の賑わいを生み出す道路空間の活用を促進していただきたい。 業務（市営駐輪場・駐車場等の設置・管理・運営等）について、日々の業務の中で市民にとっての必要性や有益性、利便性を一番に考えているが、法的拘束力や財源確保の問題、要望の格差（賛成派だけでなく反対派もいるという市民ニーズの多様化）、関係機関との調整等、越えなければならない問題が多々あり、発想だけで断念しているところであった。 今回のように、何の条件にも縛られず発想を出し合う事は、目先を変える機会にもなり、通常業務に対して非常に有益だと感じた。現状に満足してはいけないと改めて感じさせられ、今後の課題が見えてきたように思う。一覧表にしてみたなら乗り越えるべき問題も明確化してきて、可能性も広がって感じられた。 また、今回のアンケートを国土交通省から発信していただけた事は非常に感激であった。貴省においては、管理しなければならない道路や施設が市とは比べ物にならない量であることを理解しているため、このようなアンケートを実施していただき、区市町村の声を聞いていただけて大変感謝している。
公園は、現状でも多様な用途で利用されている。サードプレイスの活用による、防災や子育て、高齢者福祉、コミュニティの再生といったテーマは重要と考えつつも、財政難の現状では、逆にこうした取り組みに実施に理解を得づらい状況である。また、これにより仮に補助金等で実現しても、次につながりづらいため、ノウハウが受け継がれにくい現状がある。
他市事例の紹介と、どのように問題解決したかのデータベースが公開されると良い。
人口減少、少子高齢化等の社会構造の変化に柔軟に対応するため、地方や大都市だけでなく、本市のような大都市近郊の市街地においても活用しやすい自由度の有る補助制度や、規制緩和制度が、より充実していくことを希望します。
法制度や権利関係などの制約にとらわれずに回答を、とのことだが、日頃その部分で仕事をしている傾向が強いので、そういう感覚での回答には警戒心が働いて難しさを非常に感じた。アンケートに協力することはやぶさかでないので提出はさせていただきますが、満足な回答になっていないことをお詫びします。
過疎地である本町の意見がどのように参考になるのか疑問です。
確かに、現在、公共施設に何かと規制が多すぎる。既存の公共施設を柔軟に利活用できれば、面白いと思う。
施設周辺での路上駐車やごみのポイ捨てなど管理面での問題が懸念されるため、庁舎、学校及び保育園など公共施設の屋外空間を本来の目的とは異なる用途で活用しない方が良いと思います。
実際に行われている公共空間利活用の事例や、実現性のあるアイデア、また、独自性のあるアイデア等を情報共有してもらえると、関係自治体にとってとても興味深いものになると思います。
公共空間は、広いスペースが確保できると思うので、自由に使えるようになれば活用方法は広がると思われます。 一過性のお祭りのものではなく、輪島市の朝市のように地域や観光客等にとって定着した（する）ものができれば、地域のにぎわいを取り戻すことのきっかけになるかと思えます。
公共空間が補助金を使った事業である場合、補助事業上の制約（目的外利用など）をよく確認する必要がある。
そもそも公共空間は、まちづくりの場として昔から利用されてきたと考えます。都市の規模に応じて、その活用方法・形態も様々です。今後の政策立案が、逆にまちづくりに制限を与えることの無いように運用されることを望みます。
小さな町ですので、他市町にはあるような施設（駅前広場や公営住宅等）が存在しません。
公共施設・空間の有効な利活用や民間との連携などのきっかけになれば良いと思う。

<p>行政が管理している施設（道路、公園、庁舎等）は、目的外に貸し出すことによって、逆に住民からの批判や苦情を受ける可能性もあるため、目的外使用による当該施設の貸し出し（民間利用）について住民の理解を十分に得ておく必要があると考える。社会福祉施設を利用者が使用しない時に有効利用して、地元や障害者団体に開放することで、施設側と地域住民との連携も取りやすくなる。</p>
<p>公共空間の利活用を進める場合の関連法や補助などの情報を頂きたい。 アンケートを回答するにあたり、過去の実例を参考として頂きたい。</p>
<p>法令等によりできるできないという話を除き、地域の理解と協力が得られるかどうかが一番重要である。</p>
<p>道路空間は歩行者、通行する市民の安全を考えると一切の利活用を禁止せざるをえないと思われる。</p>
<p>国際空港が開港し、人口も現在は増加傾向にありますが、まだまだ田舎でありアンケート調査のような公共空間を利活用をしなくても、空地や自然環境も良好でありまして、市民からの要望もない状態です。現在は公共施設を、祭りやイベントに年間数回使用されています。</p>
<p>公共空間を本来とは異なる利用をすることは、法制度、権利関係においても様々な問題を生じるため、全国における実施事例の公表や、ガイドライン等による指針を策定していただき、公共空間のさらなる利活用を図る体制を整備していただきたい。</p>
<p>配水池の管理における基本的な考え方としては衛生上ならびに安全管理上、不特定多数の人の出入りは避けるのが通例です。しかし、施設の利用の仕方によっては、人の目があることで不審者の侵入を防ぐといった安全管理等の効果に期待できると考えます。</p>
<p>他市における事例など集約したら、どういった利活用を行っているのか可能なら知りたい。</p>
<p>公共施設等の空間において、利用価値の見出しについては理解できるが、都市部とはいえ、過疎地域における都市部と密集地域における都市部とでは、利用価値の見出し方に偏りができると考えます。施設空間においては、にぎわいやイベント等での活用を行ったり、実施していることもあります。防犯、火災等の観点から、好ましくないこともあり、かつ、施設空間のみの利用手段でなく、衛生面等他の手続も必要となり、町民・団体としての利用と商売上の利用、観光等のPRとさまざまな、本来目的と共生し実施していくために、空間としての多機能整備及び施設整備を行う必要があるが、公共施設整備において、目的による施設整備を実施してきている為、法的整備として、解釈による例や居住空間との共生が必要となると考えます。</p>
<p>今後の参考にしたいため、可能であればアンケートの結果を集約された後、結果等を公表していただきたい。</p>
<p>固定観念を捨て、場所や空間を有効利用することはいいと思う。</p>
<p>規制緩和等による公共空間の利活用は、地域活性化のための大きな対策の一つであるが、公共施設自体の耐震性に問題があったり、老朽化が著しかったりするため、利活用以前の問題になる場合がある。</p>
<p>市営住宅団地の屋外空間については、公共空間として公園等を現状も有し活用している。駐車場・駐輪場も有しているが、市営住宅入居者専用のものである。現状、市営住宅団地の駐車場においては、空きスペースもあるが他の目的に活用するには、入居者への配慮や同意が必要であり困難と思われる。（建築部局意見）</p>
<p>共同利用施設は、「公共飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律」第6条(以下「航空機騒音防止法」という。)に基づき、国際空港周辺地域の市民が航空機騒音による障害の緩和に資するため、学習・集会・休養・保育の用に供するための施設として、国及び大阪府の補助金を受けて市内34箇所に設置しています。 本市では、市有施設の整備・管理運営・配置の最適化を図ることを目的として、平成23年度に「〇〇市市有施設有効活用計画」を策定し、共同利用施設や地区会館等のコミュニティ施設については、市民の地域活動や交流の場として、利用のあり方を中心に検討を行うこと。また、航空機騒音対策区域の縮小等に伴い、共同利用施設のあり方や、今後の運用についての検討が必要とされています。 このようなことから、現在、施設の利用状況や、他の公共施設の分布状況、施設の老朽化の状況などについて、調査を行っています。共同利用施設のあり方や、今後の運用について検討を進めるにあたり、航空機騒音防止法に基づく本来の設置目的や利用の制限（利用区域など）を見直すなど、より多くの市民が利用できる施設に転換することが施設の有効活用には必要であると考えています。 公共施設の多くは、その設置目的から、国や府の補助金等を利用して整備していますが、利用率が思うように上がらない場合や空きスペースが少なからず存在する場合があります。このような公共施設を本来目的以外で利用できれば、多様な手法で有効活用を図ることが可能と思われませんが、補助金等で整備した公共施設を本来目的以外に利用する場合、利用制限や手続きが煩雑であったり、場合によっては補助金等の返還もあり得ます。こういったことが有効活用を図るうえでの障壁の要因の一つになっていると思われます。 今後、有効活用を図る余地や課題のある施設の空間を本来目的以外の用途に転用または一時利用など柔軟に活用するためには、一定の法整備をする必要があると考えられます。</p>
<p>面白いアイデアがあれば活用したいので、結果を公表していただきたい。</p>
<p>利用の少ない公共施設の利用や付加価値の付け方については、各自自治体共通の課題であると考えます。 良い事例があれば今後の参考にさせて頂きたいと思えます。</p>
<p>今回のアンケートに答えていて気が付いたことですが、法改正までしなくとも、施設管理者の承諾を得られれば実現可能なことが多いと思った。しかし、施設の目的外使用を可能にしようとすると、安全面などの理由から施設の整備や新たなルール作りなど越えなければならないハードルはたくさんある。また施設によっては、危険性・テロ防止の観点から利活用に適さない。一部では、下水道施設（浄化センター、ポンプ場）においてスポーツ施設（テニスコート（12面整備））の提供を行うとともに、防災対策の面で以下の施設においては指定避難場所に指定されている。</p>
<p>公共空間を持って余している、利用しきれていない、という考え方は全国共通ではないかと思えます。限られた空間をどこまで上手に利用していくかは今度とても大切な観点だと感じました。また、本アンケートは少し対象項目が多すぎると感じました。メインとなる質問がどこで、どの様な意図で聞かれているのかわかりませんでした。また、問1-4に関しては、あまりにも唐突なため、なかなかアイデアは出にくいのではないのでしょうか。むしろ、せっかく「アイディアレベルで考えてもよい」という設定なので、アイデア募集として実施したほうが効果的ではないかと感じました。</p>
<p>本市にあっては、中心市街地における公共施設等の公共空間の自体が、本来の利便を享受できる水準に達しているとは言えず、異なる領域での利活用を進めるよりも、本来の領域での機能発揮ができる整備を推進することが必要であると考えます。 これを推進することにより、公共空間の本来の領域において、機能が十分に発揮される水準に至り、状態が維持されることにより、新たな領域における利活用の需要が産み出されるものと考えます。</p>
<p>公共施設敷地を利用したイベントを簡単な手続きでおこなえば、地域ごとに民間の力で賑わいを生み出すことができると思う。</p>
<p>少子化により、保育所、幼稚園、小・中学校の統廃合が行われており、使用されない校・園舎等が増えてきていることから、教育委員会との共同で利活用を考える必要があると思えます。</p>

<p>今回のアンケートについては、内部において公共空間の有効な利活用についての考察がされていないため、明確にお答えできませんが、一般道を地域のイベント開催時に歩行者天国とするなどの利用は既に実施しており、今後様々な公共空間の利活用について検討をしていく必要性について認識しています。</p>
<p>何かをするには、法律・周辺住民の理解・財源等が不可欠である。逆にそれさえ整えばほとんどのことができるのと思われま。このような、今までは無理と思われていた公共施設の利活用が可能になれば、町に人が集まり活性化すると考えられます。ただ、行政側の意見として何かあれば（事故等）行政の責任問題になる社会の風潮があり、斬新な公共施設の利活用に躊躇せざる終えないことも大いにある。</p>
<p>市街化調整区域の建物は公共空間として利用したい方が多く、市としても積極的に活用を願うところですが、都市計画法における線引き制度は規制が厳しく市民が必要な施設であっても用途の変更はできない。この事実を打開し、市民が活用できる建物やその空間を利用しなければいけない。地域を盛り上げ、消滅させないためには規制緩和が必要である。公共空間である駅前広場や一般道路はイベントにより地域の活性化が見込まれており平成10年当時中心市街地の活性化が叫ばれた当時からイベントを行っている。これを継続させるためには、人口減少の問題の解決やまちづくり協議会の積極的な活動が必要である。現在、市においても一般道路におけるイベントが年2回行われおり公共空間の利用は行われている。当該アンケートについては、実際管理している者の意見が大事だと思います。都市局だけではなく、広くアイデアを求めることにより実際の課題が見えてくるものと思われま。</p>
<p>施設管理者にとっては、最初は費用が嵩むかもしれないが、中長期的に見れば、電気代削減や売電収入等で、当初の設置費用については、十分にペイできるように思う。また、全国的に見た場合も、原発問題等で、住民の賛同を得やすいように思う。現在の空地を有効活用するとともに、現在の施設を将来的に改修する必要が生じた場合でも、改修工事にはあまり影響がない形で、別の用途に活用できるように思う。また、実際に、住民からもそういう要望の声もある。（都市部では、一部、そういう利活用をされているケースもあるが、地方部では、そういう事例が少ない）</p>
<p>町では、多くの若者に町へ来てもらうことで町の魅力を発信し、にぎわいと活力を生み出すことを目的として、町にあるすべての町有施設（ホール・会館、校舎、庁舎、道路、公園など）を町内外に居住する若者たちにイベント用として無料で貸し出しております。既存の公共空間の利活用について、多角的に考察できる機会となった。</p>
<p>他自治体の奇抜な事例を教えてください。</p>
<p>公共空間の利活用は現状でも可能な範囲内で行っているところであるが、法制度上の規制される部分があるとなれば、柔軟な取扱いができるようにしていただきたい。</p>
<p>アンケートの質問が漠然としすぎて回答に困る。自由な意見を求めるのであれば民間事業者や利活用を望んでいる方々を対象として行ったほうが良い。</p>
<p>こんな簡単なアンケートで特異な発想やアイデアを集めようとする本意がわからない。アンケート場所によってそれぞれ立地条件・環境条件が違うので、もっと個別のケースにしばって調べるべきだと思う。</p>
<p>公共施設等の空間を別の用途で利用しなくても、他に利用できるスペースがあるので、空間を利活用する想定はない。</p>
<p>他の市町村の取り組み事例で、参考となることがありましたら、ぜひ、ご教示ください。</p>
<p>都市空間における公共空間の利活用については、近年（平成17年「道を活用した地域活動の円滑化のためのガイドライン」あたりから）、規制改革が進んでいるところであるが、地方での運用が大きく進んでいるとはいえない。このことは、①オープンカフェ等の実施主体となりうる民間事業者への制度周知が進んでいないこと、②地方における施設管理者（特に、警察の道路使用許可）の運用実態が規制改革前と大きくは変わっていないこと、二点が要因として大きいと思われる。このため、①民間事業者への周知・啓発を図るための事例を踏まえた解りやすいパンフレット等の作成、②施設管理者（特に、警察）の運用改善を促す研究会や事例発表会等の地方での開催等について検討いただきたい。</p>
<p>地方の市町においては開催する場所等も限られており、イベント等を開催するためにはこのような場所の利用が大切になる。交流人口を増やし町おこしを続けるためには必要なことだと考えている。</p>
<p>公共施設の管理者が簡単かつ合法的に公共施設等を民間に貸し出すことができるようになれば、後は民間の活動でさまざまな利活用の方法が生まれてくるのではないかと思います。</p>
<p>公園等については、都市空間として確保しておくことが必要であり、他の目的で利用を行うのであれば、公園として廃止を行う必要があると考える。しかしながら、公園内で利用できる内容（許可できるもの）も様々有り、現状でも色々な利用がなされていることから、国レベルでのガイドライン等を示されるなどの必要があるのではないかと考えま。</p>
<p>年に数回に行われる祭り等でのイベントにて解放する庁舎周辺の施設はどこでも行われると思うので、考慮していません。</p>
<p>市民からの具体的な利活用の要望では無いが、次のような意見があった。昭和39年に完成した市役所広場は、AECOM（建築・設計、コンサルティングサービスを提供する、世界でも主要な総合エンジニアリング企業）のランドスケープ・アーキテクチャ部門の前身であるEDAWによる設計によるもので、日本で初めて外国人設計家による庭園であり、オープンカフェ・フリーマーケットに活用できる可能性がある。</p>
<p>本市は離島であり、都市計画区域が海、山に囲まれていて、催事のスペースには問題がない。中心部の公園のほかにも自然公園や広場が近くにあり、それぞれ催事が十分に行われている状況である。本市においては交通機関が少ないので、自家用車での駐車場が重要であるから、行政区の駐車場は平日や休日など一年を通して中心部の重要な駐車場として利用されている。以上のことから、本市においては他団体から用途と異なる活用要望はない。</p>
<p>アイデアが浮かばなくてすいません。ただ、庁舎・学校等休日の遊休地があることが気づかされたのでご参考にします。他市のアイデアも知りたいです。</p>
<p>公共空間の利活用においては、行政財産の利用に係る公共・公平性、安全管理、予算等の課題に加えて、地域性によるもの大きいと考えられる。現在のところ、当市ではその検討は行われていない。</p>
<p>公共空間の空きスペースを有効活用することは、大変良い事だと思います。活用の際し、事故等が発生した場合の責任、補償等についても検討して頂きたいと思っております。</p>
<p>ほとんどありません。</p>

■ 施設表

		主な施設	備考
道路 空間	車両空間	1 自専道の車道	
		2 一般道の車道	
		3 自転車走行空間	自転車レーン、自転車道など
	歩車共存空間	4 歩車分離なしの細街路	住宅地内の道路など
		5 歩行者優先道路	商店街のアーケード通りなど
	歩行空間	6 一般道の歩道	
		7 歩行者専用道	緑道など
		8 地下道	
	その他道路空間	9 環境施設帯	緑地帯、緩衝帯、滞雪帯など
		10 法面	盛土法面、切土法面など
交通 施設	橋梁施設	11 歩道橋	ペDESTリアンデッキ含む
		12 道路橋	高架下空間など
		13 鉄道橋	高架下空間など
	公共交通施設	14 駅舎	バス停、電停含む
		15 駅前広場	ロータリー、バスターミナルなど
		16 軌道	
	駐車施設	17 駐車場	
18 駐輪場			
空港・港湾施設	19 空港・港湾		
河川空間	20 水面	河川、湖沼	
	21 河川敷		
	22 堤防、護岸		
	23 治水施設	ダム、水門、遊水地など	
広場・自然空間	24 公園		
	25 緑地		
	26 ポケットパーク		
	27 墓園		
供給・処理施設	28 上水道		
	29 下水道		
	30 ごみ焼却場		
公共公益施設	31 学校・図書館、その他教育文化施設	主に屋外空間	
	32 病院・保育所、その他医療・社会福祉施設	主に屋外空間	
	33 市場	主に屋外空間	
	34 流通業務団地	主に屋外空間	
	35 公営住宅団地	主に屋外空間	
	36 官公庁施設	主に屋外空間	
	37 防災施設	防潮堤、津波避難ビルなど	
その他 公共空間・施設	38 その他 1()		
	39 その他 2()		
	40 その他 3()		
	41 その他 4()		
	42 その他 5()		